

官報

号外 昭和三十六年三月三十一日

○第三十八回 参議院會議録第十七号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)

午前十時五十八分開議

議事日程 第十六号

昭和三十六年三月三十一日

午前十時開議

第一 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

第一一 参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

○本日の會議に付した案件

一、炭鉱災害防止に関する決議案
一、日程第一 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第二 公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、日程第三 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

一、日程第四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五 郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、日程第六 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第七 揮発油税法の一部を改正する法律案

一、日程第八 地方道路税法の一部を改正する法律案

一、日程第九 国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

一、日程第十一 参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(附法第二四号)

一、物品税法等の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(附法第二三八号)

一、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

一、沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、農業協同組合合併助成法案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 鍋島 直昭君
後藤 義隆君

法務委員 井川 伊平君
青柳 秀夫君

外務委員 鈴木 万平君
西田 隆男君

商工委員 西田 隆男君
小山 邦太郎君

建設委員 武藤 常介君
中尾 辰義君

同 予算委員 小山 邦太郎君
同 予算委員 中尾 辰義君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

去る二十七日議員から左の議案が提出された。よつて議長は昨三十日これを農林水産委員会に付託した。

農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

昨三十日議員川上為治君外九名から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

炭鉱災害防止に関する決議案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(附法第二三八号)

大蔵委員会に付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

港灣法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案可決報告書

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案可決報告書

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件議決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

揮発油税法の一部を改正する法律案可決報告書

地方道路税法の一部を改正する法律案可決報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件議決報告書

参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件議決報告書

法人税法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 議長の報告 會議 炭鉱災害防止に関する決議案

揮発油税法の一部を改正する法律案
可決報告書

地方道路税法の一部を改正する法律案
可決報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛、衆議院は裁判官訴訟委員予備員に服部安司君を選任し、同君の職務を行なう順序は第四順位と指定した旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

炭鉱災害防止に関する決議案(川上為治君外九名発議)(委員会審査省略要求事件)、

本案は、発議者要求の通り委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。川上為治君。

炭鉱災害防止に関する決議案
右の議案を發議する。

昭和三十六年三月三十日
發議者

川上 為治 吉武 恵市
劍木 亨弘 鹿島 俊雄
小柳 勇 吉田 法晴

阿具根 登 村尾 重雄
相馬 助治 牛田 寛
賛成者
山本 利壽 大川 光三
鍋島 直昭 古池 信三
赤間 文三 斎藤 昇
小林 英三 岸田 幸雄
上原 正吉 加藤 武徳
高野 一夫 勝俣 稔
佐藤 芳男 谷口弥三郎
徳永 正利 紅露 みつ
山本 杉 横山 フク
岡 三郎 椿 繁夫
中田 吉雄 阿部 竹松
近藤 信一 藤田藤太郎
坂本 昭 相澤 重明
久保 等 藤原 道子
向井 長年 竹中 恒夫
加藤 正人

参議院議長松野鶴平殿

炭鉱災害防止に関する決議案

近時、大規模の炭鉱災害が相次いで発生し、これにより多数の犠牲者を出していることは人命尊重の精神よりみてきわめて遺憾とするところである。

よつて政府は速やかに次の施策を講じ、もつて炭鉱災害の防止及び遺家族の援護に万全を期すべきである。

一、石炭産業安定政策の確立

二、鉱山保安監督行政の強化

三、鉱業法、鉱山保安法の抜本的改正

四、保安施設改善困難な炭鉱の休廃山に伴う諸対策の確立

五、遺家族に対する完全援護並びに補償制度の再検討

六、炭鉱の保安設備改善のための長期低利資金の確保等政府の援助右決議する。

以上が決議案の内容であります。

最近、大規模の炭鉱災害が相次いで発生し、多くの尊い犠牲者を出しておりまして、まことに遺憾にたえないところであります。昨年二月、北炭夕張におけるガス爆発事故によつて四十二名、九月には豊州炭鉱の水没によつて

六十七名の死亡者を出したことは、いまだ記憶に新しいところであります。が、さらに今年に入つて、三月九日には、福岡県田川郡の上清炭鉱におきまして、坑内火災事故により七十二名の死者を出し、引き続き三月十六日には、八幡市の大辻炭鉱において、上清と同じく、コンプレッサ室からの出火によつて、またもや二十六名の犠牲者を出すという大惨事が連続して、断たないのであります。相次ぐ炭鉱の大災害の頻発は、人道上の問題として世論を大きく動かし、今や重大な社会問題となつてゐるのであります。豊州炭鉱の場合も、上清炭鉱の場合も、いずれも空前の惨事と呼ばれたのであります。が、絶後とは決して言い切れないところ、大きな問題があり、全国の炭鉱で働く労働者は、明日はわが身のことかと、死の恐怖と不安におびえてゐるのが実情であります。

私どもは、最近、院議をもつて、上清炭鉱及び大辻炭鉱の災害現地に派遣され、災害の実情をつぶさに調査して参つたのであります。が、昨今の炭鉱保安の状況は、きわめて憂慮すべき危険な状態に置かれてゐると思つてきたのであります。今までも、大きな事故の起るたびに、災害防止対策の確立が叫ばれておりましたが、十分な保安対策も取り上げられておらず、石炭鉱業の急速な合理化が要請されてきた昨年来は、災害による犠牲者の数が、かえつて増加する傾向に転じてきたことは、憂慮にたえません。今日の状態において、なお、その場限りの対策をもつて当面を糊塗するならば、今後も大きな災害が続々と発生するのを避けられないことは明らかであります。従いまし

六、炭鉱の保安設備改善のための長期低利資金の確保等政府の援助右決議する。

〔川上為治君登壇、拍手〕

○川上為治君 ただいま議題となりました炭鉱災害防止に関する決議案につきまして、関係各派を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

炭鉱災害防止に関する決議案

近時、大規模の炭鉱災害が相次いで発生し、これにより多数の犠牲者を出していることは、人命尊重の精神よりみてきわめて遺憾とするところである。

よつて政府は、速やかに次の施策を講じ、もつて炭鉱災害の防止及び遺家族の援護に万全を期すべきである。

て、今後再びかかる惨事を繰り返すことのないよう、国会及び政府は、今こそ炭鉱災害絶滅のため、重大な決意を固むべきときであると信じ、ここに本決議案を提出した次第であります。

次に、決議案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第一の石炭産業安定政策の確立についてでございます。最近における炭鉱の大災害頻発の原因をさかのぼって考えれば、やはり、今日、石炭鉱業の置かれてある経済環境にその根本的原因が求められると思ふのであります。現在石炭鉱業が、重油等、競合燃料の進出によつて、きわめて苦しい立場に追い込まれ、急速な炭価引き下げと合理化を要請される余り、保安の面にも相当のしわ寄せが行なわれていることは避けられない事実であります。炭鉱合理化の促進が今日の経済事情から見て必要であることは、今さら申すまでもありませんが、これとともに、政府は総合エネルギー対策を確立し、石炭需給の安定、石炭技術の革新等、さらに強力な対策を講じ、石炭鉱業の安定をはかることが、炭鉱災害防止の基本であると考へるのであります。

第二の鉱山保安監督行政の強化につきましては、近ごろ、炭鉱において合理化を急ぐ余り、保安の面がおろそかにされがちなように考へられますので、鉱山保安関係法令の運用につきましては、一段と厳正を期すべきであり、法令違反に対しましては、罰則の適用をきびしくするとともに、悪質な者に対しましては業務停止命令の発動をも考慮すべきであると考へます。さらに、保安監督体制を強化するため、監督官の権限強化、待遇の改善、人員

の増加、監督機構の整備、保安関係予算の充実をはかるべきであります。また、一部の中小炭鉱では、経営者と従業員の間、独特の前時代的な考え方と人間関係が残っており、これが、人命を軽んじ、災害発生の下地を作っていることは、世論もしばしば指摘しているところであります。特に、近ごろ問題になっておりますように、監督官の検査を炭鉱側が暴力によつて妨害し、保安監督行政の執行を困難ならしめているがごとき場合は、みずから危地に追い込んでいられるものであります。全く論外のことと言わなければなりません。(拍手)政府は、かかる事態のよつて来たる原因として、中小炭鉱をめぐって社会的背景を徹底的に究明して根本的対策を講ずるとともに、その他の一般炭鉱におきましても、経営者初め、関係者に、人命尊重の精神と保安思想をさらに徹底せしむる必要があると思ふのであります。

第三の、鉱業法、鉱山保安法の抜本的改正につきましては、鉱業法による鉱業権賦予のあり方、施業承認のあり方等について再検討するとともに、不適格な鉱業権者に対しましては、鉱業権取り消し等の徹底的措置をとるべきであり、鉱山保安法につきましても、技術的基準の強化改善、罰則の強化等をはかるべきであります。

第四の保安施設改善困難な炭鉱の休廃山に伴う諸対策の確立につきましては、今後、特に中小炭鉱における災害の発生を防止するためには、保安施設の改善を急ぐ見込みのないような弱小な炭鉱、あるいは改善の意思のない不良炭鉱に休廃山を命ずることが必要であるが、これら炭鉱を休廃止させた

場合の難職者対策、鉱害対策等の諸対策が十分でないため、なかなか閉山を命じられないのが実情であります。よつて、これらの対策を確立し、保安関係法令の厳正な執行を可能ならしめるような社会的背景を作っていくことが肝要であると考へるのであります。

第五の遺族に対する完全援護と補償制度の再検討につきましては、災害により、一瞬にして一家の生活の支柱を失つた犠牲者の家族の方は、その日から悲惨な生活苦に追いやられるお気の毒な状態にあることにかんがみまして、労災保険の給付率の引き上げ、就職のあつせん等、援護策を充実する必要があると思ふのであります。

第六の中小炭鉱の保安設備のための低利資金の確保等、政府の援助につきましては、現在の炭鉱におきましては、設備改善の資金が枯渇している状況であり、なかなか保安設備改善の資金にまて手の回らない実情でありますので、政府におきましては、特に中小炭鉱に對しましては、保安設備改善のための低利資金の確保、特定施設に対する補助等の措置を講ずべきであります。

以上が決議案の内容であります。政府におきましては、この決議の趣旨に基づき、現在、重大な社会問題、人道問題となつております炭鉱災害に對しまして、これが根絶をはかるため、最大の努力を傾注されるよう強く要望する次第であります。

最後に、不幸にもこれまで炭鉱災害によりまして不慮の死を遂げられし犠牲者の方々の霊に對しまして、哀

心より御冥福を祈つて、本決議案の趣旨説明を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に對し、討論の通告がございます。発言を許します。阿部竹松君。

〔阿部竹松君登壇、拍手〕

○阿部竹松君 私は、各会派を代表いたしまして、相次いで発生しております炭鉱災害の犠牲者の方々に對しまして深い哀悼の意を表しますると同時に、ただいま川上為治君が提案されました炭鉱災害防止に関する決議案に對しまして、賛成の討論を行なうものであります。

近年、炭鉱災害が頻発いたしました。多くの人々の生命が失われているわけでございますが、その数を二、三あげてみますと、昭和二十七年一六〇七十九名、二十八年一六〇九十六名、二十九年一七〇九六名、三十年一六〇六十六名、三十一年一六〇六十二名、三十二年一六〇五十三名、三十三年一六〇三十二名、このように毎年々々七百名に近い炭鉱労働者が犠牲になっているのであります。このことは、毎日暗い地底の中で労働者が一日に二人ずつ人命を奪われていくということを意味しているわけでありまして、さらに具体的な事例をあげてみますならば、日本の北の果てにありまして北海道の茂尻炭鉱で一瞬に六十名、太平洋炭鉱の三十九名、夕張炭鉱の四十名、あるいは勝田炭鉱の六十二名、久恒炭業の三十六名、新入炭鉱の二十三名、江口炭の二十九名、豊州炭鉱の六十七名、このように次から次へと多くの犠牲者が出ているわけでございます。特に今回問題になっております上清炭鉱の七十一名、あるいはまた大辻炭鉱の二

十六名と、尊い人間の生命が次から次へと失われていっておるのでございまして、これこそまことに残酷な物語でございます。

さきにあげました夕張炭鉱のガス爆発につきましては、昨年の二月十二日に、私はこの場所から、当時の通産大臣でございまして今の池田通産大臣に對しまして質問を行なつたわけでございますが、その際、当時の通産大臣、現池田通産大臣は、「鉱山監督官の機能をもちと発揮させたい。また、保安指導員等も増員させたい。資源技術試験所を拡充して、早期に危険を発見するとか、いろいろな技術の研究によつて予防措置を講じて絶滅をはかる。」このように当時の池田通産大臣は答弁をなさつておられるわけでございますが、なお、あわせまして、「合理化は即保安とつきのものであつて、保安を考へずに炭鉱の合理化といふことはございせん。私は、合理化は保安を主としていくべきだ、また生産計画というものが、やはり保安計画と一体をなさなければなりません。」このように当時の通産大臣池田さんは御答弁をなさつておられるわけでございますけれども、なかなか池田さんの御答弁の通りに現状はいつておられないのは皆さん方御承知の通りでございます。ところが、上清炭鉱の例をとつてみますと、さらに調査をして参りました参議院の調査団の報告書を披覧して申し上げてみますと、報告書の内容には、「災害発生の原因については、事故十日前、百馬力コンプレッサーに故障があつたこと、五十馬力コンプレッサー座の天井その他に防火施設が不十分であつた等、施設の欠陥が原因ではないか」といふ疑い

十六名と、尊い人間の生命が次から次へと失われていっておるのでございまして、これこそまことに残酷な物語でございます。

さきにあげました夕張炭鉱のガス爆発につきましては、昨年の二月十二日に、私はこの場所から、当時の通産大臣でございまして今の池田通産大臣に對しまして質問を行なつたわけでございますが、その際、当時の通産大臣、現池田通産大臣は、「鉱山監督官の機能をもちと発揮させたい。また、保安指導員等も増員させたい。資源技術試験所を拡充して、早期に危険を発見するとか、いろいろな技術の研究によつて予防措置を講じて絶滅をはかる。」このように当時の池田通産大臣は答弁をなさつておられるわけでございますが、なお、あわせまして、「合理化は即保安とつきのものであつて、保安を考へずに炭鉱の合理化といふことはございせん。私は、合理化は保安を主としていくべきだ、また生産計画というものが、やはり保安計画と一体をなさなければなりません。」このように当時の通産大臣池田さんは御答弁をなさつておられるわけでございますけれども、なかなか池田さんの御答弁の通りに現状はいつておられないのは皆さん方御承知の通りでございます。ところが、上清炭鉱の例をとつてみますと、さらに調査をして参りました参議院の調査団の報告書を披覧して申し上げてみますと、報告書の内容には、「災害発生の原因については、事故十日前、百馬力コンプレッサーに故障があつたこと、五十馬力コンプレッサー座の天井その他に防火施設が不十分であつた等、施設の欠陥が原因ではないか」といふ疑い

が強かった」ということを調査団が申しておるわけであります。なお、調査団の報告によりますと、「私も、調査団の報告によりますと、調査の結果、痛感いたしましたことを申し上げます。第一に、保安管理者の指揮のもとに行なわれた火災発見後の措置は、主として火災の拡大を防止し、消火に努める点に重点が置かれ、坑内深部の七、八十名の誘導、救出の作業がおろそかにされたのではないかと。第二に、坑内は二十五度の急傾斜の上、坑道は狭隘で規格に達せず、特に退避するに難い状況で、排気道の状態が非常に悪く、また、延焼範囲はコンプレッサ室八平方メートル及びその付近の約二十平方メートル余のごく小部分であるにもかかわらず、七時間余の長きにわたって消火ができず、そのため多数の犠牲者を出したことは、消火器、貯水槽等の消火設備が全く整備されておらず、また、救護隊及び救護機具の設備等が全くなかったため、早急に救出作業が行なわれなかったというところであります。このように調査団が申しておるわけでございます。また、大辻炭鉱の調査に参りました調査団の報告によりますと、これも同様、「コンプレッサ室周囲の保安を監視していたのではないかとと思われることであります。たとえ乙種炭鉱であつたとしても、炭層付近に保安設備不十分なコンプレッサを配置することは、きわめて危険であつたにもかかわらず、この状態を放任しておいたというのを報告しておるわけであります。この二つの報告でもわかるように、総理のお約束が、はたして下部のそれぞれ炭鉱経営者あるいは保安監督官に浸透しておつたかどうかというところが、きわめて疑問に思ふわけでありまして、炭鉱の坑口にいたしまして千七百七十一の坑口があるわけでありまして、これをわずかに四十名の監督官で監督しているわけでございます。その巡回も三ヶ月に一遍しかできないという、まことに驚くべき状況でございます。これではとうてい、刻々と変化する自然を相手にして石炭を採掘している坑内の危険は防ぎことができないという状態でございます。いかに優秀な監督官といえども、なかなか未端まで監督が不可能だということになるわけでありまして、さらに、監督官の公務執行に対する暴行脅迫等につきましては、さいせん提案者の川上治君が申しした通りでございますが、これがこのまま放任されているところに問題があるのではないかと。法治国家として、あるいはまた常に法を守らなければならぬという政府の考え方について、いささか疑問を持つわけでありまして、特に、上清炭鉱の責任を感じて、みずからの生命を断つた谷監理課長補佐の行動は何を意味するかというところが、よく御理解できるのではないかと申すわけでありまして、それによつて、政府は、監督行政の現場で働く監督官が安心して働けない状態を正しく見まして、その対策にきざんたる態度をとるとともに、監督行政の強化に重大な決意をもつて臨まれることを強く要望するものであります。

安監督官に浸透しておつたかどうかというところが、きわめて疑問に思ふわけでありまして、炭鉱の坑口にいたしまして千七百七十一の坑口があるわけでありまして、これをわずかに四十名の監督官で監督しているわけでございます。その巡回も三ヶ月に一遍しかできないという、まことに驚くべき状況でございます。これではとうてい、刻々と変化する自然を相手にして石炭を採掘している坑内の危険は防ぎことができないという状態でございます。いかに優秀な監督官といえども、なかなか未端まで監督が不可能だということになるわけでありまして、さらに、監督官の公務執行に対する暴行脅迫等につきましては、さいせん提案者の川上治君が申しした通りでございますが、これがこのまま放任されているところに問題があるのではないかと。法治国家として、あるいはまた常に法を守らなければならぬという政府の考え方について、いささか疑問を持つわけでありまして、特に、上清炭鉱の責任を感じて、みずからの生命を断つた谷監理課長補佐の行動は何を意味するかというところが、よく御理解できるのではないかと申すわけでありまして、それによつて、政府は、監督行政の現場で働く監督官が安心して働けない状態を正しく見まして、その対策にきざんたる態度をとるとともに、監督行政の強化に重大な決意をもつて臨まれることを強く要望するものであります。

安監督官に浸透しておつたかどうかというところが、きわめて疑問に思ふわけでありまして、炭鉱の坑口にいたしまして千七百七十一の坑口があるわけでありまして、これをわずかに四十名の監督官で監督しているわけでございます。その巡回も三ヶ月に一遍しかできないという、まことに驚くべき状況でございます。これではとうてい、刻々と変化する自然を相手にして石炭を採掘している坑内の危険は防ぎことができないという状態でございます。いかに優秀な監督官といえども、なかなか未端まで監督が不可能だということになるわけでありまして、さらに、監督官の公務執行に対する暴行脅迫等につきましては、さいせん提案者の川上治君が申しした通りでございますが、これがこのまま放任されているところに問題があるのではないかと。法治国家として、あるいはまた常に法を守らなければならぬという政府の考え方について、いささか疑問を持つわけでありまして、特に、上清炭鉱の責任を感じて、みずからの生命を断つた谷監理課長補佐の行動は何を意味するかというところが、よく御理解できるのではないかと申すわけでありまして、それによつて、政府は、監督行政の現場で働く監督官が安心して働けない状態を正しく見まして、その対策にきざんたる態度をとるとともに、監督行政の強化に重大な決意をもつて臨まれることを強く要望するものであります。

それぞれの従業員が、そのまま不帰の人になるという、かかる悲惨な結果、一家の大黒柱を失つて気の毒な遺家族が路頭に迷うという状態を無視できない、これが現実の問題であります。今日の法律では、御承知の通り、遺家族補償は平均賃金の千日分でございます。金額にいたしましては、平均賃金六十五万円程度しか支給されてないという事実であります。深い悲しみと激しい憤りの涙に明け暮れている遺家族に對しまして、政府は完全なる援護と十分な補償を行なうという制度の根本的な改善策を立てていただきたいと思ふわけでありまして、また、豊州炭鉱の水没事故による犠牲者の遺体は、現在でも、御承知の通り、半年を経過しているわけでございますが、いまだ収容されておられません。一体、政府はいかなる収容策を考えているのか。そういう点において十分なる御検討をお願いすると同時に、総理大臣あるいは通産大臣は、遺家族の方々の心情を十分お考えになつていただきたいと思ふわけでありまして、

統廃した炭鉱災害を防止するために根本的な解決策は、石炭鉱業安定のための政策の確立と、そのすみやかなる実行のほかにないわけでございます。しかるに、かかる実態はどういうことかと申し上げますと、上清炭鉱を調査いたしました参議院調査団は、「石炭不況によるコストダウンを急ぐあまり、保安設備が不十分のまま放置されている現状に堪がみて、現在の石炭対策を根本的に再検討しなければならぬ」と報告しているわけでありまして、炭鉱災害の統廃が、千二百円のコストダウンという問題とからみま

統廃した炭鉱災害を防止するために根本的な解決策は、石炭鉱業安定のための政策の確立と、そのすみやかなる実行のほかにないわけでございます。しかるに、かかる実態はどういうことかと申し上げますと、上清炭鉱を調査いたしました参議院調査団は、「石炭不況によるコストダウンを急ぐあまり、保安設備が不十分のまま放置されている現状に堪がみて、現在の石炭対策を根本的に再検討しなければならぬ」と報告しているわけでありまして、炭鉱災害の統廃が、千二百円のコストダウンという問題とからみま

て、あるいはまた十一万人の企業整備をしなければならぬという合理化政策とからみまして、災害現場の調査にも十分参画された調査団の方々が報告されておるわけでありまして、政府はこの実態を十分認識されまして、炭鉱の保安安全設備改善のために長期低利資金を十分確保し、積極的に援助政策を進めていただくと同時に、炭鉱の休廃山に伴う諸対策の確立を早急に行なつていただかなければならぬと思ふわけでありまして、

私の所属いたしております日本社会党は、御承知の通り、石炭鉱業を長期に安定させるために、今国会に、石炭の生産体制の確立、流通機構の整備を主要な柱といたしました石炭鉱業安定法案を出しているわけでございますが、幸い、この決議案の第一に、石炭鉱業安定政策の確立がうたわれておりますことは喜ぶべきこととございまして、的確なる判断のもとに着々と実施をしていただきたいと思ふわけでありまして、石炭産業の安定政策を、まじめに、献身的なる態度をもつて樹立していただくことを強く要望する次第であります。

以上申し上げましたような政策を完全実施されてこそ、初めて痛ましい犠牲者の霊を慰める道であることを最後に強調いたしまして、私は賛成討論を終わるものであります。(拍手)
○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣及び労働大臣から発言を求められました。順次発言を許します。椎名通商産業大臣。

「国務大臣椎名悦三郎君登壇、拍手」

○国務大臣(椎名悦三郎君) ただいま御決議のありました炭鉱災害防止に関する決議に對しまして、所見を申し述べたいと存じます。

最近における炭鉱の重大災害の頻発は、政府といたしましてはまことに遺憾とするところであり、災害の犠牲となられました方々に深く哀悼の意を表するものであります。政府は、かねてから、保安の確保は生産に優先すべきであるとの方針をもつて、鉱山保安行政を推進してきた次第であります。今後につきましても、ただいまの決議の御趣旨を十分に尊重いたしまして、すみやかに所要の施策を進めて参りたいと存じます。

すなわち、第一の点につきましましては、通商産業省は、従来から、石炭の経済性の向上と需要の拡大により石炭鉱業の安定をはかるため努力して参つたのであります。今後さらに産炭地域の振興、産炭地発電の推進、石炭の長期取引体制の確立等の施策を講じて、その健全な発達をはかることといたす所存であります。第二の、鉱山保安監督行政の強化につきましては、鉱山保安法の厳正な施行に努めるほか、鉱務監督官の増員等、監督体制の強化について検討を進めております。第三の、鉱業法、鉱山保安法の抜本的改正

につきましましては、現在鉱業法改正審議会におきまして鉱業法についての審議が行なわれておりますが、鉱山保安法につきましても、近時の重大災害にかんがみまして、早急に十分な検討を加えたいと存じます。第四の、保安施設改善困難な炭鉱の休廃山に伴う諸対策の確立につきましましては、その炭鉱から生ずる難職者について特に手厚い援助を加えること、及び鉱害処理に万全を期することを中心といたしまして、目下その具体策を検討中でございます。第五の、遺家族に対する完全援護並びに補償制度の再検討につきましましては、遺家族の方々の今後の生活の安定をはかるため、でき得る限りの措置を講じたいと存じます。最後の、保安設備改善のための長期低利資金の確保等につきましましては、特に格段の意を用いて検討を進めている次第であります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 石田労働大臣。

「国務大臣石田博英君登壇、拍手」

○国務大臣(石田博英君) 炭鉱災害が相次いで起こっております実情に對しまして、労働者保護と一般産業の安全を確保する責任を持つております。私といたしましては、深く遺憾に存じますとともに、責任を痛感いたしておる次第であります。特にこの際、なくなられた方々の霊に對して、つつしんで哀悼の意を表したいと存じます。

ただいま行なわれました御決議に對しましては、深くその意を体しまして、特に、中小企業の安全設備の整備、遺家族の援護に万全を期したい所存でございます。(拍手)

つきましては、現在鉱業法改正審議会におきまして鉱業法についての審議が行なわれておりますが、鉱山保安法につきましても、近時の重大災害にかんがみまして、早急に十分な検討を加えたいと存じます。第四の、保安施設改善困難な炭鉱の休廃山に伴う諸対策の確立につきましましては、その炭鉱から生ずる難職者について特に手厚い援助を加えること、及び鉱害処理に万全を期することを中心といたしまして、目下その具体策を検討中でございます。第五の、遺家族に対する完全援護並びに補償制度の再検討につきましましては、遺家族の方々の今後の生活の安定をはかるため、でき得る限りの措置を講じたいと存じます。最後の、保安設備改善のための長期低利資金の確保等につきましましては、特に格段の意を用いて検討を進めている次第であります。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

「日程第二、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)」

以上両件を一括して議題とすること御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長松野鶴平君。

「審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載」

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年三月十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

庁長官に、その他の部分については経済企画庁長官に改める。

第三條第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 昭和三十三年から昭和三十四年度までの国の直轄の事業に係る道路法第五十條第一項、第二項本文若しくは第三項若しくは第五十一條又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)

第二條第三項ただし書の規定による地方公共団体の負担金が地方債の証券をもつて納付された場合における当該年度の前年度に支払われた当該地方債に係る償還金(利子に相当する部分を除く)の額

第四條を削り、第五條中「昭和三十三年度」を「昭和三十六年度」に改め、同條を第四條とする。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第二條 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出しを「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に改め、同條中「昭和三十二年以降の六箇年間に於ける前條の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保六箇年計画及び昭和三十八年度」を「昭和三十六年度」に、「同條」を「前條」に、「道路交通確保五箇年

計画等」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。

第五條から第七條まで中「道路交通確保五箇年計画等」を「道路交通確保五箇年計画」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)による改正前の道路整備緊急措置法第三條の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額を同法第二條の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行なつた道路整備事業(昭和三十五年以前年度のこの会計の予算で昭和三十六年度以後の年度に繰り越したものの)により行なう道路整備事業を含む)は、第一條第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

「審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載」

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案外一件 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案外一件

三六〇

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十四日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるとの件
公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第六條第三項の規定に基づき、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求めるとの件

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十六年度から昭和三十八年度までの公営住宅建設三箇年計画を次のとおり定める。

一、公営住宅一七、〇〇〇戸を建設する。

二、一の内訳は、おおむね次のとおりとする。

第一種公営住宅

六六、〇〇〇戸

第二種公営住宅

一〇五、〇〇〇戸

三、一の公営住宅は、その大半を不燃堅ろう構造とし、建設の立体化と規模の引上げを図る。

四、公営住宅の建設にあわせて共同施設を必要に応じて建設する。

〔稲浦鹿蔵君登壇、拍手〕

○稲浦鹿蔵君 ただいま議題となりました二件について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

その要旨は、現行の昭和三十三年度を初年度とする道路整備五カ年計画を、昭和三十六年度を初年度とする道路整備五カ年計画に改め、新計画策定の根拠規定としたことである。なお、建設大臣は、五カ年計画の案を作成するときは、長期経済計画との調整をはかるため、経済企画庁長官に協議しなければならないこととしたしております。

委員会における質疑のおもなるものは、総額二兆一千億円の五カ年計画の内容、地方財政との関連、揮発油税等財源の問題等についてでありました。詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて討論に入り、本社会党を代表して内村委員から、「二、この種の計画は、期間の途中しばしば改訂されたが、今次の計画は期間中に完遂すること、二、物価上昇に伴う工事単価の変動があつても、整備目標と事業量を完全に実施すること、三、計画の財源である揮発油税、地方道路税、軽油引取税の増額は不満であり、かつ、すでに限度に達していること、見られるから、将来増税は行なわれないこと、この三点を要望して賛成する」旨の発言がありました。次いで、民主社会党を代表して田上委員から、ほぼ同様の発言があり、採決の結果、原案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるとの件について申し上げます。

建設三カ年計画を立て、第三期まで実施して参りましたが、本件は、昭和三十六年以降第四期の三カ年計画について国会の承認を求められたものであります。

その内容は、第一種公営住宅六万五千戸、第二種公営住宅十萬五千戸を建設するものとし、住宅規模の引き上げ、構造の不燃化と立体化を目標としております。

委員会における質疑は、従来の計画と実績、計画完遂ができない理由、所得倍増計画との関連等について行なわれましたが、詳細は会議録で御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して田中委員から反対の発言があり、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるとの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)。

日程第四、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)。

以上両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原恵吉君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年三月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(附加給付)

第十五条の二 組合は、規約で定めるところにより、保健給付、災害

給付又は休業給付にあわせて、これらに準ずる給付(以下「附加給付」という。)を行なうことができる。

第三十五条第二項中「第三十八条第三項を」第三十八条第二項に改める。

第三十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。

第三十七條第三項に次のただし書を加える。

ただし、その額が三千円に満たないときは、三千円とする。

第三十八條第一項中「第三項」を「次項」に、「分べんし、且つ、保育する場合において」を「分べんしたとき(引き続きその生れた子を育てないときを除く。次項において同じ。)」に、「分べんの日から引き続き六月間、保育している期間一月につき四百円」を「二千四百円」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条第三項中「分べんし、且つ、保育するとき」を「分べんしたとき」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第六十二条中「休業給付」の下に「(保健給付又は休業給付に係る附加給付を含む。次条において同じ。)」を加える。

第六十八條第一項第一号中「休業給付」の下に「(これに係る附加給付を含む。)」を加える。

第七十五條第一項中「災害給付の」を「災害給付(これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。)」に改める。

附則第二十八項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）の施行の日（前日）」に改める。
附則第二十九項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日前に分べんした、組合員若しくは組合員であつた者に係る分べん費若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る配偶者分べん費又は組合員、組合員であつた者若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る保育手当金の支給については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十六年三月二十三日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年

災害給付に関する法律（昭和二十七年

年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「地方公共団体を」と及び「都道府県」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合のほか、水難、山岳

における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及び又は危険が及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たつた者（法令の規定に基づいて救助に当たつた者その他政令で定める者を除く。）がそのため災害を受けたときも、同項と同様とする。

第三条第一項中「地方公共団体を」と及び「都道府県」に改め、同条第二項中「当該都道府県公安委員会の属する地方公共団体」を「当該都道府県公安委員会が置かれている都道府県」に改め、同条第四項中「又は被害者の救助に当たつたこと」を「若しくは被害者の救助に当たつたこと又は前条第二項に規定する人命の救助に当たつたこと」に、「救助に当たつた場所を管轄する都道府県警察が置かれている地方公共団体」を「救助に当たつた場所の存する都道府県」に改める。

第四条第二項中「地方公共団体を」と及び「都道府県」に改める。

第五条第一項第五号を削る。

第六条第二項、第七条及び第八条中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案外一件 郵便貯金法の一部を改正する法律案外一件

2 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七條中「地方公共団体」を「都道府県」に改める。

〔増原恵吉君登壇、拍手〕

○増原恵吉君 ただいま議題となりました海法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の要点は、（一）国家公務員共済組合法及び健康保険法の短期給付制度との均衡上、市町村職員共済組合法においても、法定の短期給付のほかに付加給付の制度を設け、（二）健康保険法の改正に準じて、保険給付について改正を正さない、分べん費については六千円、配偶者分べん費については三千円の最低額を保障するとともに、保育手当金については、保育期間にかかわらず二千四百円の定額支給に改め、（三）短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例を認める期間をさらに一年間延長すること等であります。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、衆議院地方行政委員長提出にかかるとありまして、その内容は、現行規定による給付の対象が、職務執行中の警察官に協力援助したため災害を受けた者、及び、警察官がその場にいない場合に、職務によらない

でみずから殺人傷害等の現行犯人の逮捕または被害者の救助に当たつたため災害を受けた者に限られ、また、火災、海難等に際し、職務によらないで人命救助に挺身したため災害を受けた者には、それぞれ法の定めるところにより、一定の救済措置が講ぜられておりますが、それ以外には、いわば法の盲点ともいふべき状態に置かれているので、この分野に対し、今回給付の範囲を広げて、新たに救済の道を開こうとするものであります。すなわち、水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及び、または及ぼうとしている場合に、みずからの危険を顧みず、職務によらないで人命の救助に当たつた者が、そのために災害を受けたときは、その救助に当たつた場所の存する都道府県が給付の責めに任ずる旨を定め、そのほか、労働者災害補償保険法及び国家公務員災害補償法における打ち切り給付制度廃止の例にならうて、この法律においても打ち切り給付制度を廃止し、負傷または疾病が続いている限り療養給付等を継続するものとする等が改正の要点であります。

なお、本案施行に要する経費の総額は約三百万円、これに対する国の補助金はその半額に相当する約百五十万円の見込みであります。補助金は警察庁予算の範囲内でまかなえるものであります。

地方行政委員会におきましては、以上の二法案につき、安井自治大臣及び田中榮一衆議院議員より、それぞれ提案理由の説明を聞いた後、政府側及び提案者側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については會議録によつてごらんを願いたいと存じます。

三月三十日質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、両法案につきそれぞれ採決の結果、これらの両案は、いずれも全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 日程第五、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第六、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、

以上両案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず委員長長の報告を求めます。通信委員長鈴木木恭一君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

三六一

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 郵便貯金法の一部を改正する法律案外一件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 定期郵便貯金」を「第五章 定期郵便貯金」に改める。

第七條中「三種」を「四種」に改め、同條に次の一号を加える。

四 定期郵便貯金 一定の預入期間を定め、その期間内には払いもどしをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

第十二條第一項第一号中「年三分九厘六毛」を「年三分六厘」に改め、同項第二号中「年四分二厘」を「年四分八毛」に改め、同項第三号中「年六分」を「年五分五厘」に、「年五分五厘」を「年五分」に、「年五分」を「年四分七厘」に、「年四分五厘」を「年四分二厘」に改め、同項に次の一号を加える。

四 定期郵便貯金 年五分

第十二條第二項中「又は定期郵便貯金」について第四十五條第一項但書

又は第五十二條第一項但書を、定期郵便貯金又は定期郵便貯金について第四十五條第一項ただし書(第六十條において準用する場合を含む)又は第五十二條第一項ただし書に改める。

第十四條中「定期郵便貯金」の下に「又は定期郵便貯金」を加える。

第十八條第二項を削る。

第二十條第一項及び第二項中「貯金原簿所管庁」の下に「又は郵便局」を加える。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第二十九條第二項中「そのすえ置期間」を「そのすえ置期間、定期郵便貯金についてはその預入期間」に改める。

第三十一條中「料金を免除し、又は」を削る。

第三十六條第一項を削る。

第三十九條第二項を削る。

第四十六條及び第五十三條中「預入の日から」を「預入の日から起算して」に改める。

第五十七條の見出しを「十年が経過した定期郵便貯金」に改め、同條第一項中「預入の日から」を「預入の日から起算して」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 定期郵便貯金

第五十八條(預入期間) 定期郵便貯金の預入期間は、預入の日から起算して一年とする。

第五十九條(預入期間が経過した定期郵便貯金) 定期郵便貯金は、その預入期間が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十七條第二項から第五項までの規定を準用する。

第六十條(準用規定) 定期郵便貯金については、第三十三條から第三十五條まで、第四十五條及び第五十四條の規定を準用する。この場合において、第三十三條中「通帳」とあるのは「貯金証書」と、第四十五條第一項中「すえ置期間」とあるのは「預入期間」と、同條第三項中「第三十七條乃至第四十條」とあるのは「第三十八條から第四十條まで及び第五十五條」と読み替えるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、目次及び第七條の改正規定、第十二條第一項の改正規定中同項に一号を加える部分、同條第二項、第十四條、第二十條第一項及び第二項並びに第二十九條第二項の改正規定並びに第五章の次に一章を加える

改正規定は、昭和三十六年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に最初の預入をした積立郵便貯金の契約でこの法律の施行の際現に存するものに係る積立郵便貯金の利率及びすえ置期間の起算日については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に預入した定期郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものの利率並びにすえ置期間及び通常郵便貯金となる期間の起算日については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に納付した郵便貯金に関する料金の還付については、なお従前の例による。

「審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載」

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「農林中央金庫」を「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行、農林中央金庫」に改め、同項第九号及び第十号を次のように改める。

九 特別の法律により設立された法人(第四号に規定する法人を除く)で、国、第四号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができものの発行する債券

十 前号に規定する法人に対する貸付け

第三條第一項に次の二号を加える。

十一 電源開発株式会社の発行する社債

十二 電源開発株式会社に対する貸付け

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

三六二

〔鈴木一君登壇、拍手〕

○鈴木一君 たいい議題となりまして二法案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の利率を引き下げる、新たに定期郵便貯金制度を設けること等をおもな内容とするものであります。

まず、その改正の要点について申し上げます。

第一点は、金利水準引き下げの一環として郵便貯金もその利率を引き下げようとするものであります。その利下げの幅は、予想される民間金融機関の金利の下げ幅などを考慮して、通常郵便貯金については三厘六毛、積立郵便貯金については一厘二毛、また、定期郵便貯金については三厘ないし五厘としようとするものであります。ただし、既存の積立郵便貯金及び定期郵便貯金には、改正後におきましても、その存続する期間中は、引き続き改正前の利率を適用しようとするものであります。

第二点は、預金者の利便をはかるため、新たに、預入期間を一年、利率を年五分とする定期郵便貯金の制度を設けようとするものであります。

その他、事務処理の簡易化、預金者へのサービスのため、事務的な一、二の点を改正しようとするものであります。

通信委員会における質疑のおもなるものは、一、貯金総額の制限額引き上げを見送った理由、二、郵便貯金と民間金融機関の利率引き下げの理由及び

その幅の適合、三、最近における貯蓄状況の低調傾向にかんがみると、利率引き下げにより財政投融資に影響を及ぼすことはないか、四、資金運用部資金法及び郵便貯金特別会計法の改正により、他の会計からの繰入制度が廃止せられたが、今後の郵便貯金会計の見通しはどうか等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りまして、決いたしましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、新たに運用の範囲を拡張し、資金の効率的運用と事業経営の健全化をはかることとするものであります。改正により新たに融資の対象となりますのは、第一に、特別の法律により設立された法人で、民間資本の出資のないもの、第二に、特別の法律に基づき債券を発行することができ法人の発行する債券及びこれに対する貸付でありまして、これに該当するものは、日本道路公団、首都高速道路公団、帝都高速度交通営団等であります。第三は、長期信用銀行法第二条に規定する銀行の発行する債券でありまして、これに該当するものは、日本不動産銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行であります。第三は、電源開発株式会社社債及びこれに対する貸付であります。

通信委員会におきましては慎重審議をいたしたのでありますが、質疑のおもなるものは、一、積立金の運用は加入者への利益還元を主とすべきではないか、一、運用の自主性を確立すべきではないか、一、簡易生命保険と民間保険との運用利回りの格差はどうか等がございましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りまして、決いたしましたところ、日本社会党を代表して野上委員より、

簡易生命保険及び郵便年金の特質及び事業の現況に鑑み、その積立金の運用に關しては、政府は、さらに一層運用利回りの向上を図るとともに、保険及び年金加入者たる国民の利益を増進するため、その運用方針の改善並びに運用範囲の拡大につき必要な措置を講ずべきであるとの附帯決議を付して賛成する旨の発言があり、討論を終わり、採決の結果、全会一致をもって野上委員の附帯決議を付して原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、揮発油税法の一部を改正する法律案、日程第八、地方道路税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

揮発油税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、揮発油税法の一部を改正する法律案、日程第八、地方道路税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

揮発油税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「一万九千二百円」を「二万二千円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき揮発油税の税率は、改正後の揮発油税法第九条に規定する税率とする。

昭和三十六年三月二十三日

免除の規定	追徴の規定
揮発油税法第十四条第一項	同法第十四条第六項又は第二十八
揮発油税法第十五条第一項	同法第十五条第四項又は第二十八
揮発油税法第十五条第二項	同法第十五条第四項又は第二十八
輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第五条第一項	同法第五条第三項

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 揮発油税法の一部を改正する法律案外一件

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十條第一項	同法第九十條第二項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第十條第二項又は第十一條第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第十條第二項又は第十一條第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第十條第二項又は第十一條第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第十條第二項又は第十一條第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第十二号)第二條第一項

その数量(二以上の場所所持する場合に、その合計数量)が五千リットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき二千九百円の揮発油税を課する。

5 前項の場合においては、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある揮発油に係る同項の規定による揮発油税額が、同一人につき、五万八千円以下のときは、昭和三十六年四月三十日限り、五万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額五万八千円をこえるとき
昭和三十六年四月及び五月
税額十一万六千円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額二十万三千円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額二十九万六千円をこえるとき
同年四月から八月まで

6 附則第四項に規定する者は、その所持する同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

地方道路税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年三月二十三日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野 鶴平 殿

地方道路税法の一部を改正する法律案
地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

法律
地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四條中「三千五百円」を「四千元」に改める。

第七條第二項及び第九條第二項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に改め、同條第二項中「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

第十條第一項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に改め、同條第二項中「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

第十一條第一項、第十二條第四項及び第十三條第一項中「二百二十七分の三十五」を「二百六十一分の四十」に、「二百二十七分の百九十二」を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

を「二百六十一分の二百二十一」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3 揮発油税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第三項の規定の適用を受ける揮発油に係る地方道路税の税率は、改正後の地方道路税法第四條に規定する税率とする。

4 揮発油税法の一部を改正する法律附則第四項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の二十九分の五に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第五項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

5 前項の規定による地方道路税については、改正後の地方道路税法第七條第二項及び第十條から第十三條まで中「二百六十一分の四十」とあるのは「三十四分の五」と、「二百六十一分の二百二十一」とあるのは「三十四分の二十九」として、これらの規定を適用する。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔大竹平八郎君登壇、拍手〕

○大竹平八郎君 たいま議題となり
ました二法律案につきまして、大蔵委
員会における審議の経過並びにその結
果を御報告申し上げます。

まず、揮発油税法の一部を改正する
法律案について申し上げます。

本案は、最近における揮発油の消費
状況及び新道路整備五カ年計画に対す
る所要財源確保の緊要性にかんがみ、
揮発油税の税率を、一キロリットルに
つき、現行の一万九千二百円を二千九
百円引き上げて二万二千二百円とする
とともに、この引き上げ措置を本年四月
一日から施行することに伴ひまして、
この施行日現在に、製造場等以外の場
所で五キロリットル以上を所持する製
造者または販売業者に対して、一キロ
リットルにつき二千九百円の増税分だ
け手持品課税を行なうとするもので
あります。

次に、地方道路税法の一部を改正す
る法律案について申し上げます。

本案は、揮発油税率の引き上げ措
置と同趣旨の改正理由をもつて、本
年四月一日より、地方道路税の税率
を、一キロリットルにつき現行の三千
五百円を五百円引き上げて四千円とす
るとともに、揮発油税及び地方道路税
の納付があつた場合等における両者の
配分率を改めるほか、施行日現在にお
ける手持品課税を揮発油税の手持品課
税分とあわせて徴収することとしよう
とするものであります。

両案の委員会審議におきましては、
新道路整備五カ年計画の改訂理由、計
画内容及び財源、揮発油税収の見通
し、諸外国における揮発油税負担の実
情、運賃、物価に及ぼす影響等につい

て質疑応答がなされたのであります
が、その詳細は会議録により御承知願
いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、両案を一括し
て討論に入りましたところ、天坊委員
より、「道路整備のための財源として、
その大部分を揮発油税に求めたことは
好ましくない。また税負担を他に転嫁
することが困難な中小企業者に及ぼす
影響は大であるから反対する」との意
見が述べられ、次いで成瀬委員より、
「池田内閣のすべての長期計画は、基礎
的なものができ上がっていないのに、
引き上げ措置が提案されている。この
ように計画に慎重味が欠けているか
ら、今後再び引き上げを招来するよう
になるかもしれない。また最近では物
価増が先行している傾向が見られ、
結局国民大衆の生活を脅かすことにな
るから反対する」との意見が述べられ
、次いで永末委員より、「新道路整
備五カ年計画は、年次別計画もなければ
、その使途も明確でなく、計画性の
不備が指摘され得る。また政府は、企
業の経営内容に影響を及ぼさず、公共
料金も抑えて、物価への影響はないと
いうが、これが値上げの拠点となつて
広がるおそれがあるから反対する」と
の意見が述べられ、次いで上林委員よ
り、「道路整備が現下の重要施策であ
り、また諸物価へのはね返りが僅少な
点を考えれば、この程度の引き上げは
やむを得ないものと思われるから賛成
する」との意見が述べられました。

両案を一括して採決の結果、多数を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、国立
学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)を議題といた
します。

まず、委員長長の報告を求めます。文
教委員長平林剛君。

〔審査報告書は都合により第二十
号末尾に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する
法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年三月二十三日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

国立学校設置法の一部を改正する
法律案
国立学校設置法の一部を改正する
法律

国立学校設置法(昭和二十四年法
律第五十号)の一部を次のように
改正する。

第二条第二項中「又は国立大学の
学部」を「若しくは国立大学の学部又
は国立短期大学」に改める。

第三條の表大阪大学の項中「工学部」を「工学部
基礎工学部」に改める。

第三條の三第一項の表中 北見工業短期大学 北海道

宇都宮工業短期大学 栃木県

長岡工業短期大学 新潟県

宇都工業短期大学 山口県

に改め、同条第二項の表中名古屋工業
大学短期大学及び九州工業大学短期大学の項を削る。

第四条第一項の表中 広島大学 物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

第三條の表大阪大学の項中「工学部」を「工学部
基礎工学部」に改める。

第三條の三第一項の表中 北見工業短期大学 北海道

宇都宮工業短期大学 栃木県

長岡工業短期大学 新潟県

宇都工業短期大学 山口県

に改め、同条第二項の表中名古屋工業
大学短期大学及び九州工業大学短期大学の項を削る。

第四条第一項の表中 広島大学 物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する
物理学の基礎理論に関する

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号

国立学校設置法の一部を改正する法律案 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件外一件 議事日程追加 三六六

設するほか、新たに短期大学にも付属の学校を設置することができると定めたしております。

なお、夜間学部への移行に伴い、名古屋、九州両工業大学に置かれていた短期大学部を廃止することにしたしております。

以上のはか、広島大学に原爆放射能医学研究所を、名古屋大学に共同利用のプラズマ研究所を設置することについて規定いたしました。

委員会の審議におきましては、大学における科学技術者の養成計画、大阪大学に設置される基礎工学部の特殊性、広島大学に設置される原爆放射能医学研究所と科学技術庁所管の放射線医学総合研究所との関係、共同利用の研究所の運営方針、夜間学部のあり方等、各般の問題について質疑がありました。

特に、近く政府がその設置について法案の提出を予定しておりますいわゆる工業高等専門学校と、工業高等学校を付置した工業短期大学との性格の差異、学校制度に対する政府の今後の方針等について、熱心な質疑応答が展開されましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢嶋委員より本案に賛成の意見が述べられ、工業短期大学に付属する工業高等学校のあり方等についての要望が陳述されました。また自由民主党を代表して野本委員より本案に賛成の意見が述べられました。

かくて採決の結果、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、
日程第十一、参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

両件につきまして、議長は、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を立案いたしました。まづ、あらかじめ議院運営委員会に諮りましたところ、いずれも異議がない旨の決定がございました。

両規程案は議席に配付いたしました通りでございます。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。
第一条中「千六百五十人」を「千四百人」に改める。

附則
1 この規程は、昭和三十六年四月一日から施行する。
2 改正後の第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、昭和三十六年六月三十日までの間は千八百五十人とする。

参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。
本則中「六十六人」を「七十人」に改める。

附則
この規程は、昭和三十六年七月一日から施行する。

○議長(松野鶴平君) 両規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両規程案は全会一致をもつて可決せられました。

暫時休憩いたします。
午前十一時五十七分休憩
午後六時十一分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

参事に報告させます。
〔参事朗読〕
本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は直ちにこれを委員会に付託した。

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案 大蔵委員会に付託
農業協同組合合併助成法案 農林水産委員会に付託

本日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は直ちにこれを農林水産委員会に付託した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
本日委員長から左の報告書が提出された。

所得税法の一部を改正する法律案可決報告書
法人税法の一部を改正する法律案可決報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)可決報告書
物品税法等の一部を改正する法律案可決報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)修正議決報告書
郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(衆議院送付)、以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

必要な電気通信設備の譲与に関する法律案可決報告書
運輸省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書
農業協同組合合併助成法案可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、
所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)、物品税法等の一部を改正する法律案、

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案、

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(衆議院送付)、

以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

所得税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「酒販組合中央会及び同連合会」を加える。
第六條第十四号を同条第十五号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第九條の二第五号」を「第九條の二第六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「有価証券(有価証券取引税法第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)」及び「を削り、同号の次に次の一号を加える。

六 有価証券(有価証券取引税法

第二条に規定する有価証券その他命令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。の譲渡による所得で、イからハまでに掲げる所得以外のもの
イ 継続して有価証券を売買することによる所得で命令で定めるもの
ロ 同一銘柄の有価証券を相当数買い集め、その所有者たる地位を利用して、当該有価証券をその発行法人若しくはこれと特殊の關係を有する者に對し、又はこれらの若しくはこれに依り売却することによる所得として命令で定めるもの
ハ 事業又はその用に供する資産の譲渡に類似するものとして命令で定める有価証券の譲渡による所得

第七条に次の一項を加える。
この法律において公社債投資信託とは、証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式(出資を含む。)に対する投資として運用しないものをいう。

第八条の見出しを「(控除対象配偶者等の定義)」に改め、同条第二項中「扶養親族」を「控除対象配偶者若しくは扶養親族」に改め、同条第六項中「第六條第十四号」を「第六條第十五号」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第二項」を「年の中途において納税

義務者の配偶者が死亡し、その年中に当該納税義務者が再婚した場合における第一項から第三項までの規定の適用並びに第四項に、「第四項第二号」を「第六項第二号」に改め、同条第一項を次のように改める。
この法律において控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、第九條から第九條の三までの規定により計算した総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額(以下合計所得金額という。)が五万円以下であるものをいう。

この法律において扶養親族とは、納税義務者と生計を一にする親族(配偶者を除く。)で、合計所得金額が五万円以下であるものをいう。
前二項の場合において、控除対象配偶者又は扶養親族と生計を一にする居住者である納税義務者が二人以上あるときは、これらの控除対象配偶者又は扶養親族は、命令で定めるところにより、その夫若しくは妻である納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とする。

第九條第一項第一号中「並びに合同運用信託の利益」を、合同運用信託の利益並びに公社債投資信託の利益の分配に改め、「貸付信託」の下に「及び公社債投資信託」を「受ける利益」の下に「及び収益の分配」を加え、同項第二号中「又は証券投資信託」の下に「(公社債投資信託を除く。以下本号において同じ。)」を加え、「第六條第九号」を「第六條第十号」に改め、

「負債の利子」の下に「(第六條第六号イ又はロに掲げる所得の計算上必要な経費に算入されるべきものを除く。)」を加え、同項第五号イからハまでを次のように改める。
イ 収入金額が四十一万円以下である場合 一万円と当該収入金額の十分の二に相当する金額との合計額
ロ 収入金額が四十一万円をこえ七十一万円以下である場合 九万円と当該収入金額から四十一万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額
ハ 収入金額が七十一万円をこえる場合 十二万円

第九條第二項第六号ハからホまでを削り、同号ハ、ハ又はホを削り、同号ヘを同号ハとし、同条第二項中「前條第六項」を「前條第八項」に改める。
第九條の二第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「營利を目的とする継続的行為による場合を除き、」を削り、同号の次に次の一号を加える。
二 第六條第六号イからハまでに掲げる所得の基となる有価証券の売買、売却又は譲渡に該当する場合を除き、有価証券の譲渡による収入金額が当該有価証券の取得価額及び譲渡に關する経費の額の合計額に満たない場合におけるその不足額
第九條の三第一項各号列記以外の部分中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号」に改め、「所得の計算上

損失」の下に「(主として個人の趣味又は娯樂のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。)」を加え、同項第一号中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号」に改める。

第十條第五項中「第十條の五」を「第十條の六」に改める。
第十條の四第二項中「ものについて」の下に、第十條の六の規定の適用がある場合を除き」を加える。
第十條の五の次に次の一条を加える。
(有価証券の譲渡による所得の計算の特例)
第十條の六 第六條第六号ハに掲げる有価証券の譲渡によつて所得の金額を計算する場合において、当該有価証券(その取得の基因となつた有価証券を含む。)のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得したものがあるときは、第九條第一項第八号の規定の適用については、同日以前に取得した当該有価証券の同日における取得価額は、同日において通常その取得に要したと認められる価額として命令で定めるところにより計算した金額であるものと推定する。

第十一條の二第二項を次のように改める。
青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者を除く。)でもつぱら当該納税義務者の経営する前項に規定する事業に従事するもの(以下青色事業従事者という。)が当該事業から支給を受ける給与の金額で、その者の勤務に従事した期間、勤務の性質及びその提供の

損失」の下に「(主として個人の趣味又は娯樂のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。)」を加え、同項第一号中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号」に改める。

第十條第五項中「第十條の五」を「第十條の六」に改める。
第十條の四第二項中「ものについて」の下に、第十條の六の規定の適用がある場合を除き」を加える。
第十條の五の次に次の一条を加える。
(有価証券の譲渡による所得の計算の特例)
第十條の六 第六條第六号ハに掲げる有価証券の譲渡によつて所得の金額を計算する場合において、当該有価証券(その取得の基因となつた有価証券を含む。)のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得したものがあるときは、第九條第一項第八号の規定の適用については、同日以前に取得した当該有価証券の同日における取得価額は、同日において通常その取得に要したと認められる価額として命令で定めるところにより計算した金額であるものと推定する。

第十一條の二第二項を次のように改める。
青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者を除く。)でもつぱら当該納税義務者の経営する前項に規定する事業に従事するもの(以下青色事業従事者という。)が当該事業から支給を受ける給与の金額で、その者の勤務に従事した期間、勤務の性質及びその提供の

損失」の下に「(主として個人の趣味又は娯樂のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。)」を加え、同項第一号中「第一項第二号乃至」を「第一項第三号」に改める。

第十條第五項中「第十條の五」を「第十條の六」に改める。
第十條の四第二項中「ものについて」の下に、第十條の六の規定の適用がある場合を除き」を加える。
第十條の五の次に次の一条を加える。
(有価証券の譲渡による所得の計算の特例)
第十條の六 第六條第六号ハに掲げる有価証券の譲渡によつて所得の金額を計算する場合において、当該有価証券(その取得の基因となつた有価証券を含む。)のうちに昭和二十七年十二月三十一日以前に取得したものがあるときは、第九條第一項第八号の規定の適用については、同日以前に取得した当該有価証券の同日における取得価額は、同日において通常その取得に要したと認められる価額として命令で定めるところにより計算した金額であるものと推定する。

第十一條の二第二項を次のように改める。
青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者を除く。)でもつぱら当該納税義務者の経営する前項に規定する事業に従事するもの(以下青色事業従事者という。)が当該事業から支給を受ける給与の金額で、その者の勤務に従事した期間、勤務の性質及びその提供の

程度、当該事業の種類及び規模その他の状況に応じて通常受けるべき給与の金額として相当であると認められるものは、同項の規定にかかわらず、これを当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上必要な経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の受ける給与所得の収入金額とする。ただし、各青色事業専従者の当該給与の金額が左に掲げる金額のうちいずれか低い金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

(本項の規定により必要な経費に算入される給与の金額を青色事業専従者給与額という。)

一 十二万円(青色事業専従者の年齢が二十五歳未満であるときは、九万円)

二 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額(青色事業専従者が当該事業から支給を受ける給与の金額を必要経費に算入しないで計算した金額とする。)を青色事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

納税義務者(前項の規定に該当する者を除く)が第一項に規定する事業を経営している場合において、その者と生計を一にする親族(年齢十五歳未満である者及びその他の親族で命令で定めるところにより当該納税義務者又は他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族とされるものを除く。)でもつばら当該事業に従事するもの(以下事業専従者という。)があるときは、各事業専従者につき、左に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得

得、事業所得又は山林所得の金額の計算上控除する。(本項の規定による控除額を事業専従者控除額という。)

一 七万円

二 当該事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額(本項の規定を適用しないて計算した金額とする。)を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

前項の事業専従者控除額に相当する金額は、これを事業専従者の給与所得の収入金額とみなす。

第二項又は第三項の場合において、これらの規定に規定する親族又は青色事業専従者の年齢が十五歳未満又は二十五歳未満であるかどうかは、毎年十二月三十一日(年中途においてこれらの者又は納税義務者が死亡した場合)には、死亡(当時)の現況によるものとする。

青色事業専従者又は事業専従者の要件の細目その他第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一條の三第四項中「第八條第一項及び第五項を」第八條第一項から第三項まで及び第七項に改め、同条第七項中「第八條第七項を」第八條第九項に改める。

第十一條の五第一項及び第十一條の六中「扶養親族」を「控除対象配偶者若しくは扶養親族」に改める。

第十一條の八を次のように改める。
(配偶者控除)
第十一條の八 居住者に控除対象配偶者がある場合においては、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から九万円を控除する。

前項の場合において、控除対象配偶者が青色事業専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額は、同項の規定にかかわらず、九万円から当該青色事業専従者給与額を控除した額とする。(本条の規定による控除額を配偶者控除額という。)

第十一條の八の次に次の一條を加える。

(扶養控除)
第十一條の九 居住者に扶養親族がある場合においては、左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額をその者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。

一 居住者に控除対象配偶者がある場合 左に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する扶養親族の数を左に掲げる金額に乘じて得た金額の合計額

イ 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円
ロ 年齢十五歳未満の扶養親族 三万円

二 居住者に控除対象配偶者がない場合

イ 扶養親族が一人である場合 七万円
ロ 扶養親族が一人をこえる場合 七万円に、その一人(年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、そのうちの一人とする。)を除いた扶養親族につき、左に掲げる区分に応じ、それぞれ該当する扶養親族の数を左に掲げる金額に乘じて得た金額の合計額を加算した金額

1 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円
2 年齢十五歳未満の扶養親族 三万円

以下に金額をこえる金額 百分の十五
をこえる金額 百分の二十五
をこえる金額 百分の二十五

に改め、同条第二項中「前七條を」前八條に改める。

第十五條の二第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に改める。

第十七條中「第九條第一項第一号、第二号、第四号乃至第六号及び第十号並びに」を「第九條第一項及び第十号並びに」を「第六條第九号」を「第六條第十号」に改める。

第十八條第二項中「第九條第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに」を「第九條第一項及び第十号並びに」に改める。

第二十條(見出しを含む)中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。を他の居住者

前二項の場合において、扶養親族が青色事業専従者給与額の支給を受けるときは、その者に係る控除額でこれらの規定によりその額が七万円又は五万円とされているものは、これらの規定にかかわらず、これらの額から当該青色事業専従者給与額を控除した額とする。(第一項から本項までの規定による控除額を扶養控除額という。)

第一項又は第二項の場合において、扶養親族の年齢が十五歳以上であるかどうかは、毎年十二月三十一日(年中途において扶養親族又は居住者が死亡した場合)には、死亡(当時)の現況によるものとする。

第十二條の二中「前六條を」前七條に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

「十万円以下の金額 百分の十五
十万円をこえる金額 百分の二十五
五十万円をこえる金額 百分の二十五」

「十五万円 百分の十五
十五万円をこえる金額 百分の二十五
四十万円 百分の二十五
七十万円 百分の二十五」

に改め、同条第二項中「前七條を」前八條に改める。

第十五條の二第一項中「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に改める。

第十七條中「第九條第一項第一号、第二号、第四号乃至第六号及び第十号並びに」を「第九條第一項及び第十号並びに」を「第六條第九号」を「第六條第十号」に改める。

第十八條第二項中「第九條第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに」を「第九條第一項及び第十号並びに」に改める。

第二十條(見出しを含む)中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第二十條(見出しを含む)中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第二十條(見出しを含む)中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第二十條(見出しを含む)中「重要物産」を「新規重要物産」に改める。

第二十二條の二第五項中「係る申告納税見積額」の下に「事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

第二十三條第一項中「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同条第五項第八号中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

第二十五條第二項中「係る申告納税見積額」の下に「事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

第二十五條の四第一項中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

第二十六條第一項中「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同項第二号中「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第三項第十号中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第四項第九号第一項第六号へを「第九号第一項第六号へ」に改める。

第二十六條の二第一項中「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に改め、同項第八号中「医療費控除額」を「事業専従者控除額、医療費控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

第二十八條中「雑損控除額」を「事業専従者控除額、雑損控除額」に改め、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加える。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

第二十九條第六項中「場合において」の下に「事業専従者控除額の控除」を、「生命保険料控除額」の下に「配偶者控除額」を加え、同条第七項中「この法律の施行地外において」同号に規定する所得の支払を受ける」を、当該所得につき第四十一條第一項又は第二項の規定の適用を受け」に改め、「のうちの支払者がこの法律の施行地に営業所又は事業所を有しないもの」を削る。

第三十八條第一項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「申告された扶養親族」を「申告された控除対象配偶者、扶養親族」に、「扶養控除申告書に記載された扶養親族」を「扶養控除申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族」に、「第四項」を「第五項」に、「扶養親族及び合計所得金額の見積額が五万円をこえる配偶者を有することを申告した者」を「第一條の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の申告をした者」に改め、同項第二号から第四号まで中「扶養親族」を「控除対象配偶者、扶養親族」に改め、同項第五号中「扶養控除申告書」を「扶養控除申告書」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に改め、同項第七号イ及びハ中「並びに申告された扶養親族の有無及びその数を、申告された控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの数」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「第十一條の八第二項」を「第十一條の九第二項」に、「申告があり、且つ、同項第一号に掲げる第一順位の扶養親族がないときを」を「申告があるとき」に、「第一項の規定に準じ、当該給与所得について」を「左の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲

げる税額の」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。
一 第一項第一号から第四号までの規定に該当する場合 給与の月額又は日額から、年齢十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に應じ、それぞれその扶養親族一人につき五千元又は三千元(別表第三の日額表を適用するときは、百七十円又は百円)を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額
二 第一項第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等から、年齢が十五歳以上の扶養親族又は十五歳未満の扶養親族の数に應じ、それぞれその扶養親族一人につき五千元又は三千元を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、扶養親族がないものとして、これらの規定に準じて求めた税額
第三十八條第一項の次に次の一項を加える。

に二若しくは三を乗じて計算した金額、同項第三号の給与の月割額又は同項第四号の給与の日割額をいう。以下本号及び第五項第一号において同じ。から、その年長扶養親族の数に應じ、その年長扶養親族一人につき二千元(別表第三の日額表を適用するときは、七十円)を控除した金額を給与の月額又は日額とみなし、かつ、これらの規定を適用する。
二 前項第七号イ又はハの規定に該当する場合 前月中の給与の金額等(同号イに規定する給与の金額又は同号ハに規定する賞与の金額の六分の一(当該賞与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一)に相当する金額をいう。以下本号及び第五項第二号において同じ。から、年長扶養親族の数に應じ、その年長扶養親族一人につき二千元を控除した金額を前月中の給与の金額等とみなし、かつ、これらの規定を適用する。

第三十八條の二第三項中「第九條第一項第六号イからハまで」を「第九條第一項第六号イからハまで」に改める。
第三十九條第一項中「並びに扶養親族」を「及び控除対象配偶者、扶養親族」に、「その氏名」を「これらの者の氏名」に、「配偶者及び扶養親族を有し、かつ、配偶者の合計所得金額の見積額が五万円をこえる場合には、その旨」を「扶養親族の生年月日に、「第十一條の八第二項」を「第十一條の九第一項第二号又は第二項」に改め、「及び当該扶養親族について」の同項各号の順位」を削り、同条第三項中「第三十八條第二項」を「第三十八條第三項」に改める。
十八條第三項に、「基礎控除額と扶養控除額」とを「基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額」に、「扶養親族」を「控除対象配偶者又は扶養親族」に、「又は一部」を「若しくは一部」に、「扶養控除額」を「配偶者控除額又は扶養控除額」に、「扶養控除申告書」を「扶養控除申告書」に改め、同条第五項中「第九條第一項第六号へ」を「第九條第一項第六号へ」に改める。
第四十條第一項第二号中「扶養親族」を「控除対象配偶者及び扶養親族」に、「扶養控除申告書」を「扶養控除申告書」に、「無」を「扶養親族の年齢別の数」に、「第十一條の八」を「第十一條の八第一項又は第十一條の九第一項若しくは第二項」に、「扶養控除額」を「配偶者控除額又は扶養控除額」に改める。
第四十一條第一項中「第六條第九号」を「第六條第十号」に改め、同条第二項中「当該所得」の下に「の支払すべき金額」を加える。
第四十二條第一項中「百分の十五」を「百分の十」に改める。
第六十一條第一項第七号中「不動産所得となるべき資産」を「第九條第一項第三号に規定する資産」に、「に」に対する対価(第九條第一項第八号に規定する命令で定める場合において取得する対価を含む。を「又は譲渡に対する対価」に改める。
第六十一條の四中「第六條第九号」を「第六條第十号」に改める。
第六十二條第一項第三号中「有する扶養親族」を「控除対象配偶者の有無、年齢別の扶養親族」に、「第十一條の八第二項」を「第十一條の九第一項第二号又は第二項」に改め、「及び扶養親族について」の同項各号の順位」を削る。
別表を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五条第一項及び第四項の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円 500	円 1,000	円 50	% 10	円 22,500	円 23,000	円 2,250	% 10	円 60,000	円 61,000	円 6,000	% 10
500	1,000	50	10	23,000	23,500	2,300	10	61,000	62,000	6,100	10
1,000	1,500	100	10	23,500	24,000	2,350	10	62,000	63,000	6,200	10
1,500	2,000	150	10	24,000	24,500	2,400	10	63,000	64,000	6,300	10
2,000	2,500	200	10	24,500	25,000	2,450	10	64,000	65,000	6,400	10
2,500	3,000	250	10	25,000	25,500	2,500	10	65,000	66,000	6,500	10
3,000	3,500	300	10	25,500	26,000	2,550	10	66,000	67,000	6,600	10
3,500	4,000	350	10	26,000	26,500	2,600	10	67,000	68,000	6,700	10
4,000	4,500	400	10	26,500	27,000	2,650	10	68,000	69,000	6,800	10
4,500	5,000	450	10	27,000	27,500	2,700	10	69,000	70,000	6,900	10
5,000	5,500	500	10	27,500	28,000	2,750	10	70,000	71,000	7,000	10
5,500	6,000	550	10	28,000	28,500	2,800	10	71,000	72,000	7,100	10
6,000	6,500	600	10	28,500	29,000	2,850	10	72,000	73,000	7,200	10
6,500	7,000	650	10	29,000	29,500	2,900	10	73,000	74,000	7,300	10
7,000	7,500	700	10	29,500	30,000	2,950	10	74,000	75,000	7,400	10
7,500	8,000	750	10	30,000	31,000	3,000	10	75,000	76,000	7,500	10
8,000	8,500	800	10	31,000	32,000	3,100	10	76,000	77,000	7,600	10
8,500	9,000	850	10	32,000	33,000	3,200	10	77,000	78,000	7,700	10
9,000	9,500	900	10	33,000	34,000	3,300	10	78,000	79,000	7,800	10
9,500	10,000	950	10	34,000	35,000	3,400	10	79,000	80,000	7,900	10
10,000	10,500	1,000	10	35,000	36,000	3,500	10	80,000	81,000	8,000	10
10,500	11,000	1,050	10	36,000	37,000	3,600	10	81,000	82,000	8,100	10
11,000	11,500	1,100	10	37,000	38,000	3,700	10	82,000	83,000	8,200	10
11,500	12,000	1,150	10	38,000	39,000	3,800	10	83,000	84,000	8,300	10
12,000	12,500	1,200	10	39,000	40,000	3,900	10	84,000	85,000	8,400	10
12,500	13,000	1,250	10	40,000	41,000	4,000	10	85,000	86,000	8,500	10
13,000	13,500	1,300	10	41,000	42,000	4,100	10	86,000	87,000	8,600	10
13,500	14,000	1,350	10	42,000	43,000	4,200	10	87,000	88,000	8,700	10
14,000	14,500	1,400	10	43,000	44,000	4,300	10	88,000	89,000	8,800	10
14,500	15,000	1,450	10	44,000	45,000	4,400	10	89,000	90,000	8,900	10
15,000	15,500	1,500	10	45,000	46,000	4,500	10	90,000	92,000	9,000	10
15,500	16,000	1,550	10	46,000	47,000	4,600	10	92,000	94,000	9,200	10
16,000	16,500	1,600	10	47,000	48,000	4,700	10	94,000	96,000	9,400	10
16,500	17,000	1,650	10	48,000	49,000	4,800	10	96,000	98,000	9,600	10
17,000	17,500	1,700	10	49,000	50,000	4,900	10	98,000	100,000	9,800	10
17,500	18,000	1,750	10	50,000	51,000	5,000	10	100,000	102,000	10,000	10
18,000	18,500	1,800	10	51,000	52,000	5,100	10	102,000	104,000	10,200	10
18,500	19,000	1,850	10	52,000	53,000	5,200	10	104,000	106,000	10,400	10
19,000	19,500	1,900	10	53,000	54,000	5,300	10	106,000	108,000	10,600	10
19,500	20,000	1,950	10	54,000	55,000	5,400	10	108,000	110,000	10,800	10
20,000	20,500	2,000	10	55,000	56,000	5,500	10	110,000	112,000	11,000	10
20,500	21,000	2,050	10	56,000	57,000	5,600	10	112,000	114,000	11,200	10
21,000	21,500	2,100	10	57,000	58,000	5,700	10	114,000	116,000	11,400	10
21,500	22,000	2,150	10	58,000	59,000	5,800	10	116,000	118,000	11,600	10
22,000	22,500	2,200	10	59,000	60,000	5,900	10	118,000	120,000	11,800	10

(二)

課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又は 課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
120,000	122,000	12,000	10	210,000	213,000	24,000	11	345,000	348,000	44,250	12
122,000	124,000	12,200	10	213,000	216,000	24,450	11	348,000	351,000	44,700	12
124,000	126,000	12,400	10	216,000	219,000	24,900	11	351,000	354,000	45,150	12
126,000	128,000	12,600	10	219,000	222,000	25,350	11	354,000	357,000	45,600	12
128,000	130,000	12,800	10	222,000	225,000	25,800	11	357,000	360,000	46,050	12
130,000	132,000	13,000	10	225,000	228,000	26,250	11	360,000	363,000	46,500	12
132,000	134,000	13,200	10	228,000	231,000	26,700	11	363,000	366,000	46,950	12
134,000	136,000	13,400	10	231,000	234,000	27,150	11	366,000	369,000	47,400	12
136,000	138,000	13,600	10	234,000	237,000	27,600	11	369,000	372,000	47,850	12
138,000	140,000	13,800	10	237,000	240,000	28,050	11	372,000	375,000	48,300	12
140,000	142,000	14,000	10	240,000	243,000	28,500	11	375,000	378,000	48,750	13
142,000	144,000	14,200	10	243,000	246,000	28,950	11	378,000	381,000	49,200	13
144,000	146,000	14,400	10	246,000	249,000	29,400	11	381,000	384,000	49,650	13
146,000	148,000	14,600	10	249,000	252,000	29,850	11	384,000	387,000	50,100	13
148,000	150,000	14,800	10	252,000	255,000	30,300	12	387,000	390,000	50,550	13
150,000	152,000	15,000	10	255,000	258,000	30,750	12	390,000	394,000	51,000	13
152,000	154,000	15,300	10	258,000	261,000	31,200	12	394,000	398,000	51,600	13
154,000	156,000	15,600	10	261,000	264,000	31,650	12	398,000	402,000	52,200	13
156,000	158,000	15,900	10	264,000	267,000	32,100	12	402,000	406,000	52,900	13
158,000	160,000	16,200	10	267,000	270,000	32,550	12	406,000	410,000	53,700	13
160,000	162,000	16,500	10	270,000	273,000	33,000	12	410,000	414,000	54,500	13
162,000	164,000	16,800	10	273,000	276,000	33,450	12	414,000	418,000	55,300	13
164,000	166,000	17,100	10	276,000	279,000	33,900	12	418,000	422,000	56,100	13
166,000	168,000	17,400	10	279,000	282,000	34,350	12	422,000	426,000	56,900	13
168,000	170,000	17,700	10	282,000	285,000	34,800	12	426,000	430,000	57,700	13
170,000	172,000	18,000	10	285,000	288,000	35,250	12	430,000	434,000	58,500	13
172,000	174,000	18,300	10	288,000	291,000	35,700	12	434,000	438,000	59,300	13
174,000	176,000	18,600	10	291,000	294,000	36,150	12	438,000	442,000	60,100	13
176,000	178,000	18,900	10	294,000	297,000	36,600	12	442,000	446,000	60,900	13
178,000	180,000	19,200	10	297,000	300,000	37,050	12	446,000	450,000	61,700	13
180,000	182,000	19,500	10	300,000	303,000	37,500	12	450,000	454,000	62,500	13
182,000	184,000	19,800	10	303,000	306,000	37,950	12	454,000	458,000	63,300	13
184,000	186,000	20,100	10	306,000	309,000	38,400	12	458,000	462,000	64,100	13
186,000	188,000	20,400	10	309,000	312,000	38,850	12	462,000	466,000	64,900	14
188,000	190,000	20,700	11	312,000	315,000	39,300	12	466,000	470,000	65,700	14
190,000	192,000	21,000	11	315,000	318,000	39,750	12	470,000	474,000	66,500	14
192,000	194,000	21,300	11	318,000	321,000	40,200	12	474,000	478,000	67,300	14
194,000	196,000	21,600	11	321,000	324,000	40,650	12	478,000	482,000	68,100	14
196,000	198,000	21,900	11	324,000	327,000	41,100	12	482,000	486,000	68,900	14
198,000	200,000	22,200	11	327,000	330,000	41,550	12	486,000	490,000	69,700	14
200,000	202,000	22,500	11	330,000	333,000	42,000	12	490,000	494,000	70,500	14
202,000	204,000	22,800	11	333,000	336,000	42,450	12	494,000	498,000	71,300	14
204,000	206,000	23,100	11	336,000	339,000	42,900	12	498,000	502,000	72,100	14
206,000	208,000	23,400	11	339,000	342,000	43,350	12	502,000	506,000	72,900	14
208,000	210,000	23,700	11	342,000	345,000	43,800	12	506,000	510,000	73,700	14

(三)

課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合	課税総所得金額、 調整所得金額又 は課税退職所得 金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ) に対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
510,000	514,000	74,500	14	655,000	660,000	103,500	15	830,000	835,000	145,000	17
514,000	518,000	75,300	14	660,000	665,000	104,500	15	835,000	840,000	146,250	17
518,000	522,000	76,100	14	665,000	670,000	105,500	15	840,000	845,000	147,500	17
522,000	526,000	76,900	14	670,000	675,000	106,500	15	845,000	850,000	148,750	17
526,000	530,000	77,700	14	675,000	680,000	107,500	15	850,000	855,000	150,000	17
530,000	534,000	78,500	14	680,000	685,000	108,500	15	855,000	860,000	151,250	17
534,000	538,000	79,300	14	685,000	690,000	109,500	15	860,000	865,000	152,500	17
538,000	542,000	80,100	14	690,000	695,000	110,500	16	865,000	870,000	153,750	17
542,000	546,000	80,900	14	695,000	700,000	111,500	16	870,000	875,000	155,000	17
546,000	550,000	81,700	14	700,000	705,000	112,500	16	875,000	880,000	156,250	17
550,000	554,000	82,500	15	705,000	710,000	113,750	16	880,000	885,000	157,500	17
554,000	558,000	83,300	15	710,000	715,000	115,000	16	885,000	890,000	158,750	17
558,000	562,000	84,100	15	715,000	720,000	116,250	16	890,000	895,000	160,000	17
562,000	566,000	84,900	15	720,000	725,000	117,500	16	895,000	900,000	161,250	18
566,000	570,000	85,700	15	725,000	730,000	118,750	16	900,000	905,000	162,500	18
570,000	574,000	86,500	15	730,000	735,000	120,000	16	905,000	910,000	163,750	18
574,000	578,000	87,300	15	735,000	740,000	121,250	16	910,000	915,000	165,000	18
578,000	582,000	88,100	15	740,000	745,000	122,500	16	915,000	920,000	166,250	18
582,000	586,000	88,900	15	745,000	750,000	123,750	16	920,000	925,000	167,500	18
586,000	590,000	89,700	15	750,000	755,000	125,000	16	925,000	930,000	168,750	18
590,000	594,000	90,500	15	755,000	760,000	126,250	16	930,000	935,000	170,000	18
594,000	598,000	91,300	15	760,000	765,000	127,500	16	935,000	940,000	171,250	18
598,000	602,000	92,100	15	765,000	770,000	128,750	16	940,000	945,000	172,500	18
602,000	606,000	92,900	15	770,000	775,000	130,000	16	945,000	950,000	173,750	18
606,000	610,000	93,700	15	775,000	780,000	131,250	16	950,000	955,000	175,000	18
610,000	614,000	94,500	15	780,000	785,000	132,500	16	955,000	960,000	176,250	18
614,000	618,000	95,300	15	785,000	790,000	133,750	17	960,000	965,000	177,500	18
618,000	622,000	96,100	15	790,000	795,000	135,000	17	965,000	970,000	178,750	18
622,000	626,000	96,900	15	795,000	800,000	136,250	17	970,000	975,000	180,000	18
626,000	630,000	97,700	15	800,000	805,000	137,500	17	975,000	980,000	181,250	18
630,000	635,000	98,500	15	805,000	810,000	138,750	17	980,000	985,000	182,500	18
635,000	640,000	99,500	15	810,000	815,000	140,000	17	985,000	990,000	183,750	18
640,000	645,000	100,500	15	815,000	820,000	141,250	17	990,000	995,000	185,000	18
645,000	650,000	101,500	15	820,000	825,000	142,500	17	995,000	1,000,000	186,250	18
650,000	655,000	102,500	15	825,000	830,000	143,750	17	1,000,000円		187,500	18

(注) この表において、「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいい、「調整所得金額」とは、第十四条第一号に規定する調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第二 山林所得に対する所得税の簡易税額表(第十五条第二項の規定による所得税額表)

(一)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 500	円未満	円 0	円 22,500	円 23,000	円 2,250	円 60,000	円 61,000	円 6,000
500	1,000	50	23,000	23,500	2,300	61,000	62,000	6,100
1,000	1,500	100	23,500	24,000	2,350	62,000	63,000	6,200
1,500	2,000	150	24,000	24,500	2,400	63,000	64,000	6,300
2,000	2,500	200	24,500	25,000	2,450	64,000	65,000	6,400
2,500	3,000	250	25,000	25,500	2,500	65,000	66,000	6,500
3,000	3,500	300	25,500	26,000	2,550	66,000	67,000	6,600
3,500	4,000	350	26,000	26,500	2,600	67,000	68,000	6,700
4,000	4,500	400	26,500	27,000	2,650	68,000	69,000	6,800
4,500	5,000	450	27,000	27,500	2,700	69,000	70,000	6,900
5,000	5,500	500	27,500	28,000	2,750	70,000	71,000	7,000
5,500	6,000	550	28,000	28,500	2,800	71,000	72,000	7,100
6,000	6,500	600	28,500	29,000	2,850	72,000	73,000	7,200
6,500	7,000	650	29,000	29,500	2,900	73,000	74,000	7,300
7,000	7,500	700	29,500	30,000	2,950	74,000	75,000	7,400
7,500	8,000	750	30,000	31,000	3,000	75,000	76,000	7,500
8,000	8,500	800	31,000	32,000	3,100	76,000	77,000	7,600
8,500	9,000	850	32,000	33,000	3,200	77,000	78,000	7,700
9,000	9,500	900	33,000	34,000	3,300	78,000	79,000	7,800
9,500	10,000	950	34,000	35,000	3,400	79,000	80,000	7,900
10,000	10,500	1,000	35,000	36,000	3,500	80,000	81,000	8,000
10,500	11,000	1,050	36,000	37,000	3,600	81,000	82,000	8,100
11,000	11,500	1,100	37,000	38,000	3,700	82,000	83,000	8,200
11,500	12,000	1,150	38,000	39,000	3,800	83,000	84,000	8,300
12,000	12,500	1,200	39,000	40,000	3,900	84,000	85,000	8,400
12,500	13,000	1,250	40,000	41,000	4,000	85,000	86,000	8,500
13,000	13,500	1,300	41,000	42,000	4,100	86,000	87,000	8,600
13,500	14,000	1,350	42,000	43,000	4,200	87,000	88,000	8,700
14,000	14,500	1,400	43,000	44,000	4,300	88,000	89,000	8,800
14,500	15,000	1,450	44,000	45,000	4,400	89,000	90,000	8,900
15,000	15,500	1,500	45,000	46,000	4,500	90,000	92,000	9,000
15,500	16,000	1,550	46,000	47,000	4,600	92,000	94,000	9,200
16,000	16,500	1,600	47,000	48,000	4,700	94,000	96,000	9,400
16,500	17,000	1,650	48,000	49,000	4,800	96,000	98,000	9,600
17,000	17,500	1,700	49,000	50,000	4,900	98,000	100,000	9,800
17,500	18,000	1,750	50,000	51,000	5,000	100,000	102,000	10,000
18,000	18,500	1,800	51,000	52,000	5,100	102,000	104,000	10,200
18,500	19,000	1,850	52,000	53,000	5,200	104,000	106,000	10,400
19,000	19,500	1,900	53,000	54,000	5,300	106,000	108,000	10,600
19,500	20,000	1,950	54,000	55,000	5,400	108,000	110,000	10,800
20,000	20,500	2,000	55,000	56,000	5,500	110,000	112,000	11,000
20,500	21,000	2,050	56,000	57,000	5,600	112,000	114,000	11,200
21,000	21,500	2,100	57,000	58,000	5,700	114,000	116,000	11,400
21,500	22,000	2,150	58,000	59,000	5,800	116,000	118,000	11,600
22,000	22,500	2,200	59,000	60,000	5,900	118,000	120,000	11,800

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
120,000	122,000	12,000	210,000	213,000	21,000	345,000	348,000	34,500
122,000	124,000	12,200	213,000	216,000	21,300	348,000	351,000	34,800
124,000	126,000	12,400	216,000	219,000	21,600	351,000	354,000	35,100
126,000	128,000	12,600	219,000	222,000	21,900	354,000	357,000	35,400
128,000	130,000	12,800	222,000	225,000	22,200	357,000	360,000	35,700
130,000	132,000	13,000	225,000	228,000	22,500	360,000	363,000	36,000
132,000	134,000	13,200	228,000	231,000	22,800	363,000	366,000	36,300
134,000	136,000	13,400	231,000	234,000	23,100	366,000	369,000	36,600
136,000	138,000	13,600	234,000	237,000	23,400	369,000	372,000	36,900
138,000	140,000	13,800	237,000	240,000	23,700	372,000	375,000	37,200
140,000	142,000	14,000	240,000	243,000	24,000	375,000	378,000	37,500
142,000	144,000	14,200	243,000	246,000	24,300	378,000	381,000	37,800
144,000	146,000	14,400	246,000	249,000	24,600	381,000	384,000	38,100
146,000	148,000	14,600	249,000	252,000	24,900	384,000	387,000	38,400
148,000	150,000	14,800	252,000	255,000	25,200	387,000	390,000	38,700
150,000	152,000	15,000	255,000	258,000	25,500	390,000	394,000	39,000
152,000	154,000	15,200	258,000	261,000	25,800	394,000	398,000	39,400
154,000	156,000	15,400	261,000	264,000	26,100	398,000	402,000	39,800
156,000	158,000	15,600	264,000	267,000	26,400	402,000	406,000	40,200
158,000	160,000	15,800	267,000	270,000	26,700	406,000	410,000	40,600
160,000	162,000	16,000	270,000	273,000	27,000	410,000	414,000	41,000
162,000	164,000	16,200	273,000	276,000	27,300	414,000	418,000	41,400
164,000	166,000	16,400	276,000	279,000	27,600	418,000	422,000	41,800
166,000	168,000	16,600	279,000	282,000	27,900	422,000	426,000	42,200
168,000	170,000	16,800	282,000	285,000	28,200	426,000	430,000	42,600
170,000	172,000	17,000	285,000	288,000	28,500	430,000	434,000	43,000
172,000	174,000	17,200	288,000	291,000	28,800	434,000	438,000	43,400
174,000	176,000	17,400	291,000	294,000	29,100	438,000	442,000	43,800
176,000	178,000	17,600	294,000	297,000	29,400	442,000	446,000	44,200
178,000	180,000	17,800	297,000	300,000	29,700	446,000	450,000	44,600
180,000	182,000	18,000	300,000	303,000	30,000	450,000	454,000	45,000
182,000	184,000	18,200	303,000	306,000	30,300	454,000	458,000	45,400
184,000	186,000	18,400	306,000	309,000	30,600	458,000	462,000	45,800
186,000	188,000	18,600	309,000	312,000	30,900	462,000	466,000	46,200
188,000	190,000	18,800	312,000	315,000	31,200	466,000	470,000	46,600
190,000	192,000	19,000	315,000	318,000	31,500	470,000	474,000	47,000
192,000	194,000	19,200	318,000	321,000	31,800	474,000	478,000	47,400
194,000	196,000	19,400	321,000	324,000	32,100	478,000	482,000	47,800
196,000	198,000	19,600	324,000	327,000	32,400	482,000	486,000	48,200
198,000	200,000	19,800	327,000	330,000	32,700	486,000	490,000	48,600
200,000	202,000	20,000	330,000	333,000	33,000	490,000	494,000	49,000
202,000	204,000	20,200	333,000	336,000	33,300	494,000	498,000	49,400
204,000	206,000	20,400	336,000	339,000	33,600	498,000	502,000	49,800
206,000	208,000	20,600	339,000	342,000	33,900	502,000	506,000	50,200
208,000	210,000	20,800	342,000	345,000	34,200	506,000	510,000	50,600

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
510,000	514,000	51,000	655,000	660,000	65,500	830,000	835,000	87,000
514,000	518,000	51,400	660,000	665,000	66,000	835,000	840,000	87,750
518,000	522,000	51,800	665,000	670,000	66,500	840,000	845,000	88,500
522,000	526,000	52,200	670,000	675,000	67,000	845,000	850,000	89,250
526,000	530,000	52,600	675,000	680,000	67,500	850,000	855,000	90,000
530,000	534,000	53,000	680,000	685,000	68,000	855,000	860,000	90,750
534,000	538,000	53,400	685,000	690,000	68,500	860,000	865,000	91,500
538,000	542,000	53,800	690,000	695,000	69,000	865,000	870,000	92,250
542,000	546,000	54,200	695,000	700,000	69,500	870,000	875,000	93,000
546,000	550,000	54,600	700,000	705,000	70,000	875,000	880,000	93,750
550,000	554,000	55,000	705,000	710,000	70,500	880,000	885,000	94,500
554,000	558,000	55,400	710,000	715,000	71,000	885,000	890,000	95,250
558,000	562,000	55,800	715,000	720,000	71,500	890,000	895,000	96,000
562,000	566,000	56,200	720,000	725,000	72,000	895,000	900,000	96,750
566,000	570,000	56,600	725,000	730,000	72,500	900,000	905,000	97,500
570,000	574,000	57,000	730,000	735,000	73,000	905,000	910,000	98,250
574,000	578,000	57,400	735,000	740,000	73,500	910,000	915,000	99,000
578,000	582,000	57,800	740,000	745,000	74,000	915,000	920,000	99,750
582,000	586,000	58,200	745,000	750,000	74,500	920,000	925,000	100,500
586,000	590,000	58,600	750,000	755,000	75,000	925,000	930,000	101,250
590,000	594,000	59,000	755,000	760,000	75,750	930,000	935,000	102,000
594,000	598,000	59,400	760,000	765,000	76,500	935,000	940,000	102,750
598,000	602,000	59,800	765,000	770,000	77,250	940,000	945,000	103,500
602,000	606,000	60,200	770,000	775,000	78,000	945,000	950,000	104,250
606,000	610,000	60,600	775,000	780,000	78,750	950,000	955,000	105,000
610,000	614,000	61,000	780,000	785,000	79,500	955,000	960,000	105,750
614,000	618,000	61,400	785,000	790,000	80,250	960,000	965,000	106,500
618,000	622,000	61,800	790,000	795,000	81,000	965,000	970,000	107,250
622,000	626,000	62,200	795,000	800,000	81,750	970,000	975,000	108,000
626,000	630,000	62,600	800,000	805,000	82,500	975,000	980,000	108,750
630,000	635,000	63,000	805,000	810,000	83,250	980,000	985,000	109,500
635,000	640,000	63,500	810,000	815,000	84,000	985,000	990,000	110,250
640,000	645,000	64,000	815,000	820,000	84,750	990,000	995,000	111,000
645,000	650,000	64,500	820,000	825,000	85,500	995,000	1,000,000	111,750
650,000	655,000	65,000	825,000	830,000	86,250	1,000,000円		112,500

(注) この表において「課税山林所得金額」とは、山林所得の金額について、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した後の金額をいう。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月 額 表

甲 表

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額											円	円
10,300	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
10,300	10,500	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824	
10,500	10,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	840	
10,700	10,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	856	
10,900	11,100	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	872	
11,100	11,300	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	888	
11,300	11,500	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904	
11,500	11,700	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	920	
11,700	11,900	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	936	
11,900	12,100	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952	
12,100	12,300	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	968	
12,300	12,500	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	984	
12,500	12,700	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
12,700	12,900	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016	
12,900	13,100	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,032	
13,100	13,300	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,062	
13,300	13,500	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,094	
13,500	13,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,126	
13,700	13,900	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,158	
13,900	14,100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190	
14,100	14,300	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,222	
14,300	14,500	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,254	
14,500	14,700	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,286	
14,700	14,900	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,318	
14,900	15,100	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,350	
15,100	15,300	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,382	
15,300	15,500	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414	
15,500	15,900	440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,446	
15,900	16,300	470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,510	
16,300	16,700	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574	
16,700	17,100	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,638	
17,100	17,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,703	
17,500	17,900	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,779	
17,900	18,300	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,855	
18,300	18,700	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,931	
18,700	19,100	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007	
19,100	19,500	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,083	
19,500	19,900	760	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,159	
19,900	20,300	790	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,235	
20,300	20,700	820	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,311	
20,700	21,100	860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,387	
21,100	21,500	890	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,463	
21,500	21,900	920	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539	
21,900	22,300	950	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,615	
22,300	22,700	980	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691	
22,700	23,100	1,020	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,767	

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,100	23,500	1,050	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	2,843
23,500	23,900	1,080	330	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,919
23,900	24,300	1,110	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,995
24,300	24,700	1,140	390	140	0	0	0	0	0	0	0	0	3,071
24,700	25,100	1,180	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,147
25,100	25,500	1,210	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,236
25,500	25,900	1,240	490	240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,348
25,900	26,300	1,280	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	3,458
26,300	26,700	1,330	550	300	50	0	0	0	0	0	0	0	3,554
26,700	27,100	1,380	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0	3,650
27,100	27,500	1,430	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0	3,746
27,500	28,100	1,490	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0	3,842
28,100	28,700	1,560	710	460	210	0	0	0	0	0	0	0	3,986
28,700	29,300	1,630	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0	4,130
29,300	29,900	1,700	800	550	300	50	0	0	0	0	0	0	4,274
29,900	30,500	1,770	850	600	350	100	0	0	0	0	0	0	4,431
30,500	31,100	1,850	900	650	400	150	0	0	0	0	0	0	4,599
31,100	31,700	1,920	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	4,767
31,700	32,300	1,990	990	740	490	240	0	0	0	0	0	0	4,935
32,300	32,900	2,060	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	5,103
32,900	33,500	2,130	1,090	840	590	340	90	0	0	0	0	0	5,271
33,500	34,100	2,210	1,140	890	640	390	140	0	0	0	0	0	5,439
34,100	34,700	2,280	1,190	940	690	440	190	0	0	0	0	0	5,607
34,700	35,300	2,360	1,240	990	740	490	240	0	0	0	0	0	5,767
35,300	35,900	2,440	1,320	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0	5,926
35,900	36,500	2,520	1,400	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0	6,085
36,500	37,100	2,610	1,480	1,150	900	650	400	150	0	0	0	0	6,244
37,100	37,700	2,690	1,560	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	6,403
37,700	38,300	2,770	1,640	1,270	1,010	760	510	260	10	0	0	0	6,562
38,300	38,900	2,850	1,720	1,350	1,070	820	570	320	70	0	0	0	6,759
38,900	39,500	2,930	1,800	1,430	1,120	870	620	370	120	0	0	0	6,978
39,500	40,100	3,010	1,890	1,510	1,170	920	670	420	170	0	0	0	7,197
40,100	40,700	3,090	1,970	1,590	1,230	980	730	480	230	0	0	0	7,416
40,700	41,300	3,170	2,050	1,670	1,300	1,030	780	530	280	30	0	0	7,635
41,300	41,900	3,250	2,130	1,750	1,380	1,090	840	590	340	90	0	0	7,854
41,900	42,500	3,330	2,210	1,830	1,460	1,140	890	640	390	140	0	0	8,073
42,500	43,100	3,420	2,290	1,920	1,540	1,190	940	690	440	190	0	0	8,292
43,100	43,700	3,500	2,370	2,000	1,620	1,250	1,000	750	500	250	0	0	8,511
43,700	44,300	3,580	2,450	2,080	1,700	1,330	1,050	800	550	300	50	0	8,730
44,300	44,900	3,660	2,530	2,160	1,780	1,410	1,110	860	610	360	110	0	8,949
44,900	45,500	3,740	2,610	2,240	1,860	1,490	1,160	910	660	410	160	0	9,168
45,500	46,500	3,850	2,720	2,350	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	9,387
46,500	47,500	3,980	2,860	2,480	2,110	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	9,752
47,500	48,500	4,120	2,990	2,620	2,240	1,870	1,490	1,160	910	660	410	160	10,117
48,500	49,500	4,250	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	10,482
49,500	50,500	4,390	3,260	2,890	2,510	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	10,847
50,500	51,500	4,570	3,400	3,020	2,650	2,270	1,900	1,520	1,180	930	680	430	11,194
51,500	52,500	4,750	3,530	3,160	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	11,614
52,500	53,500	4,930	3,670	3,290	2,920	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	12,034
53,500	54,500	5,110	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	1,200	950	700	12,454

イ月額表
甲表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未 満	税 額											
54,500	55,500	5,290	3,940	3,560	3,190	2,810	2,440	2,060	1,690	1,310	1,040	790	12,874
55,500	56,500	5,470	4,070	3,700	3,320	2,950	2,570	2,200	1,820	1,450	1,130	880	13,294
56,500	57,500	5,650	4,210	3,830	3,460	3,080	2,710	2,330	1,960	1,580	1,220	970	13,714
57,500	58,500	5,830	4,340	3,970	3,590	3,220	2,840	2,470	2,090	1,720	1,340	1,060	14,134
58,500	59,500	6,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	1,480	1,150	14,554
59,500	60,500	6,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	1,630	1,250	14,967
60,500	61,500	6,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	1,780	1,400	15,367
61,500	62,500	6,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	1,930	1,550	15,767
62,500	63,500	6,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	2,080	1,700	16,167
63,500	64,500	7,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	2,230	1,850	16,567
64,500	65,500	7,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	2,380	2,000	16,967
65,500	66,500	7,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	2,530	2,150	17,367
66,500	67,500	7,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	2,680	2,300	17,767
67,500	68,500	7,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	2,830	2,450	18,167
68,500	69,500	8,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	2,980	2,600	18,567
69,500	70,500	8,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	3,130	2,750	18,967
70,500	71,500	8,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	3,280	2,900	19,367
71,500	72,500	8,610	7,110	6,610	6,110	5,610	5,110	4,610	4,180	3,800	3,430	3,050	19,767
72,500	73,500	8,810	7,310	6,810	6,310	5,810	5,310	4,810	4,330	3,950	3,580	3,200	20,292
73,500	74,500	9,010	7,510	7,010	6,510	6,010	5,510	5,010	4,510	4,100	3,730	3,350	20,792
74,500	75,500	9,210	7,710	7,210	6,710	6,210	5,710	5,210	4,710	4,250	3,880	3,500	21,292
75,500	76,500	9,420	7,910	7,410	6,910	6,410	5,910	5,410	4,910	4,410	4,030	3,650	21,792
76,500	77,500	9,730	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	4,660	4,210	3,840	22,258
78,000	79,500	10,100	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	4,960	4,460	4,060	22,933
79,500	81,000	10,480	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	5,260	4,760	4,260	23,608
81,000	82,500	10,850	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	5,560	5,060	4,560	24,283
82,500	84,000	11,230	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	5,860	5,360	4,860	24,958
84,000	85,500	11,600	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	6,160	5,660	5,160	25,633
85,500	87,000	11,980	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	6,460	5,960	5,460	26,308
87,000	88,500	12,350	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	6,760	6,260	5,760	26,983
88,500	90,000	12,730	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	7,060	6,560	6,060	27,658
90,000	91,500	13,100	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	7,360	6,860	6,360	28,333
91,500	93,000	13,480	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	7,660	7,160	6,660	29,008
93,000	94,500	13,850	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	7,960	7,460	6,960	29,683
94,500	96,000	14,230	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	8,260	7,760	7,260	30,358
96,000	97,500	14,600	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	8,560	8,060	7,560	31,033
97,500	99,000	14,980	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	8,860	8,360	7,860	31,708
99,000	100,500	15,350	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	9,160	8,660	8,160	32,383
100,500	102,000	15,750	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	9,480	8,960	8,460	33,058
102,000	103,500	16,200	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	9,850	9,260	8,760	33,675
103,500	105,000	16,650	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	10,230	9,600	9,060	34,275
105,000	106,500	17,100	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	10,600	9,980	9,360	34,875
106,500	108,000	17,550	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	10,980	10,350	9,730	35,475
108,000	109,500	18,000	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	11,350	10,730	10,100	36,075
109,500	111,000	18,450	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	11,730	11,100	10,480	36,675
111,000	112,500	18,900	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	12,100	11,480	10,850	37,275
112,500	114,000	19,350	17,100	16,350	15,600	14,980	14,350	13,730	13,100	12,480	11,850	11,230	37,875
114,000	115,500	19,800	17,550	16,800	16,050	15,350	14,730	14,100	13,480	12,850	12,230	11,600	38,583
115,500	117,000	20,250	18,000	17,250	16,500	15,750	15,100	14,480	13,850	13,230	12,600	11,980	39,333
117,000	118,500	20,700	18,450	17,700	16,950	16,200	15,480	14,850	14,230	13,600	12,980	12,350	40,083

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
118,500	120,000	21,150	18,900	18,150	17,400	16,650	15,900	15,230	14,600	13,980	13,350	12,730	40,833
120,000	122,000	21,680	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	15,040	14,420	13,790	13,170	41,583
122,000	124,000	22,280	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	15,540	14,920	14,290	13,670	42,583
124,000	126,000	22,880	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	16,130	15,420	14,790	14,170	43,583
126,000	128,000	23,480	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	16,730	15,980	15,290	14,670	44,583
128,000	130,000	24,080	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	17,330	16,580	15,830	15,170	45,583
130,000	132,000	24,680	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	17,930	17,180	16,430	15,680	46,583
132,000	134,000	25,280	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	18,530	17,780	17,030	16,280	47,583
134,000	136,000	25,880	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	19,130	18,380	17,630	16,880	48,583
136,000	138,000	26,480	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	19,730	18,980	18,230	17,480	49,583
138,000	140,000	27,080	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	20,330	19,580	18,830	18,080	50,583
140,000	142,000	27,680	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	20,930	20,180	19,430	18,680	51,583
142,000	144,000	28,300	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	21,530	20,780	20,030	19,280	52,583
144,000	146,000	29,000	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	22,130	21,380	20,630	19,880	53,508
146,000	148,000	29,700	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	22,730	21,980	21,230	20,480	54,408
148,000	150,000	30,400	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	23,330	22,580	21,830	21,080	55,308
150,000	152,000	31,100	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	23,930	23,180	22,430	21,680	56,208
152,000	154,000	31,800	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	24,530	23,780	23,030	22,280	57,108
154,000	156,000	32,500	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	25,130	24,380	23,630	22,880	58,008
156,000	158,000	33,200	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	25,730	24,980	24,230	23,480	58,908
158,000	160,000	33,900	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	26,330	25,580	24,830	24,080	59,808
160,000	162,000	34,600	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	26,930	26,180	25,430	24,680	60,708
162,000	164,000	35,300	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	27,530	26,780	26,030	25,280	61,608
164,000	166,000	36,000	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	28,130	27,380	26,630	25,880	62,508
166,000	168,000	36,700	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	28,830	27,980	27,230	26,480	63,408
168,000	170,000	37,400	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	29,530	28,650	27,830	27,080	64,308
170,000	172,000	38,100	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	30,230	29,350	28,480	27,680	65,208
172,000	174,000	38,800	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	30,930	30,050	29,180	28,300	66,108
174,000	176,000	39,500	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	31,630	30,750	29,880	29,000	67,008
176,000	178,000	40,200	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	32,330	31,450	30,580	29,700	67,966
178,000	180,000	40,900	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	33,030	32,150	31,280	30,400	68,966
180,000	182,000	41,600	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	33,730	32,850	31,980	31,100	70,166
182,000	184,000	42,300	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	34,430	33,550	32,680	31,800	71,266
184,000	186,000	43,000	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	35,130	34,250	33,380	32,500	72,366
186,000	188,000	43,700	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	35,830	34,950	34,080	33,200	73,466
188,000	190,000	44,400	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	36,530	35,650	34,780	33,900	74,566
190,000	192,000	45,100	42,480	41,600	40,730	39,850	38,980	38,100	37,230	36,350	35,480	34,600	75,666
192,000	194,000	45,800	43,180	42,300	41,430	40,550	39,680	38,800	37,930	37,050	36,180	35,300	76,766
194,000	196,000	46,500	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	36,880	36,000	77,866
196,000	198,000	47,200	44,580	43,700	42,830	41,950	41,080	40,200	39,330	38,450	37,580	36,700	78,966
198,000	200,000	47,900	45,280	44,400	43,530	42,650	41,780	40,900	40,030	39,150	38,280	37,400	80,066
200,000 円		48,250	45,630	44,750	43,880	43,000	42,130	41,250	40,380	39,500	38,630	37,750	81,166
200,000 円 を こえ 226,000 円に満たない 金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											81,166 円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円 を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額	

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未 満	税 額											
226,000円	57,350 ^円	54,730 ^円	53,850 ^円	52,980 ^円	52,100 ^円	51,230 ^円	50,350 ^円	49,480 ^円	48,600 ^円	47,730 ^円	46,850 ^円	92,866 ^円
226,000円をこ え851,000円に 満たない金額	226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 226,000 円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額											92,866 ^円 に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 226,000 円を こえる金額の 50%に相当す る金額を加算 した金額
351,000円	107,350 ^円	104,730 ^円	103,850 ^円	102,980 ^円	102,100 ^円	101,230 ^円	100,350 ^円	99,480 ^円	98,600 ^円	97,730 ^円	96,850 ^円	155,366 ^円
351,000円をこ え518,000円に 満たない金額	351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 351,000 円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額											155,366 ^円 に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 351,000 円を こえる金額の 55%に相当す る金額を加算 した金額
518,000円	182,500 ^円	179,880 ^円	179,000 ^円	178,130 ^円	177,250 ^円	176,380 ^円	175,500 ^円	174,630 ^円	173,750 ^円	172,880 ^円	172,000 ^円	247,216 ^円
518,000円をこ える金額	518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の 金額のうち 518,000 円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額											247,216 ^円 に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 518,000 円を こえる金額の 60%に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の 税額から、その 10 人をこ える 1 人ごとに 380 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 417 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 417 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の
数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円

(ii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社
会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(iii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が10人である者として(ii)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ご
とに380円を控除した金額が、その求める税額である。

(イ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに417円を控除した金額が、その求める税額
である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに380円を控除した金額）が、その求める税額である。

㊦ 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして㊦の(1)の㊦及び㊦により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,500	17,900	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,900	18,300	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,300	18,700	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18,700	19,100	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,100	19,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,500	19,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19,900	20,300	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,300	20,700	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,700	21,100	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0
21,100	21,500	300	50	0	0	0	0	0	0	0	0
21,500	21,900	340	90	0	0	0	0	0	0	0	0
21,900	22,300	370	120	0	0	0	0	0	0	0	0
22,300	22,700	400	150	0	0	0	0	0	0	0	0
22,700	23,100	430	180	0	0	0	0	0	0	0	0
23,100	23,500	460	210	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	23,900	500	250	0	0	0	0	0	0	0	0
23,900	24,300	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0
24,300	24,700	560	310	60	0	0	0	0	0	0	0
24,700	25,100	590	340	90	0	0	0	0	0	0	0
25,100	25,500	620	370	120	0	0	0	0	0	0	0
25,500	25,900	660	410	160	0	0	0	0	0	0	0
25,900	26,300	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0
26,300	26,700	720	470	220	0	0	0	0	0	0	0
26,700	27,100	750	500	250	0	0	0	0	0	0	0
27,100	27,500	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0
27,500	28,100	820	570	320	70	0	0	0	0	0	0
28,100	28,700	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0
28,700	29,300	920	670	420	170	0	0	0	0	0	0
29,300	29,900	970	720	470	220	0	0	0	0	0	0
29,900	30,500	1,020	770	520	270	20	0	0	0	0	0
30,500	31,100	1,060	810	560	310	60	0	0	0	0	0
31,100	31,700	1,110	860	610	360	110	0	0	0	0	0
31,700	32,300	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0	0
32,300	32,900	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0
32,900	33,500	1,260	1,010	760	510	260	10	0	0	0	0
33,500	34,100	1,330	1,050	800	550	300	50	0	0	0	0
34,100	34,700	1,410	1,100	850	600	350	100	0	0	0	0
34,700	35,300	1,490	1,160	910	660	410	160	0	0	0	0
35,300	35,900	1,570	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0
35,900	36,500	1,650	1,270	1,020	770	520	270	20	0	0	0
36,500	37,100	1,730	1,360	1,070	820	570	320	70	0	0	0
37,100	37,700	1,810	1,440	1,120	870	620	370	120	0	0	0
37,700	38,300	1,890	1,520	1,180	930	680	430	180	0	0	0
38,300	38,900	1,970	1,600	1,230	980	730	480	230	0	0	0
38,900	39,500	2,050	1,680	1,300	1,040	790	540	290	40	0	0
39,500	40,100	2,140	1,760	1,390	1,090	840	590	340	90	0	0
40,100	40,700	2,220	1,840	1,470	1,140	890	640	390	140	0	0
40,700	41,300	2,300	1,920	1,550	1,200	950	700	450	200	0	0
41,300	41,900	2,380	2,000	1,630	1,250	1,000	750	500	250	0	0
41,900	42,500	2,460	2,080	1,710	1,330	1,060	810	560	310	60	0

イ 月 額 表
乙 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
42,500	43,100	2,540	2,170	1,790	1,420	1,110	860	610	360	110	0
43,100	43,700	2,620	2,250	1,870	1,500	1,160	910	660	410	160	0
43,700	44,300	2,700	2,330	1,950	1,580	1,220	970	720	470	220	0
44,300	44,900	2,780	2,410	2,030	1,660	1,280	1,020	770	520	270	20
44,900	45,500	2,860	2,490	2,110	1,740	1,360	1,080	830	580	330	80
45,500	46,500	2,970	2,600	2,220	1,850	1,470	1,150	900	650	400	150
46,500	47,500	3,110	2,730	2,360	1,980	1,610	1,240	990	740	490	240
47,500	48,500	3,240	2,870	2,490	2,120	1,740	1,370	1,080	830	580	330
48,500	49,500	3,380	3,000	2,630	2,250	1,880	1,500	1,170	920	670	420
49,500	50,500	3,510	3,140	2,760	2,390	2,010	1,640	1,260	1,010	760	510
50,500	51,500	3,650	3,270	2,900	2,520	2,150	1,770	1,400	1,100	850	600
51,500	52,500	3,780	3,410	3,030	2,660	2,280	1,910	1,530	1,190	940	690
52,500	53,500	3,920	3,540	3,170	2,790	2,420	2,040	1,670	1,290	1,030	780
53,500	54,500	4,050	3,680	3,300	2,930	2,550	2,180	1,800	1,430	1,120	870
54,500	55,500	4,190	3,810	3,440	3,060	2,690	2,310	1,940	1,560	1,210	960
55,500	56,500	4,320	3,950	3,570	3,200	2,820	2,450	2,070	1,700	1,320	1,050
56,500	57,500	4,480	4,080	3,710	3,330	2,960	2,580	2,210	1,830	1,460	1,140
57,500	58,500	4,660	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,340	1,970	1,590	1,230
58,500	59,500	4,840	4,350	3,980	3,600	3,230	2,850	2,480	2,100	1,730	1,350
59,500	60,500	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250	1,870	1,500
60,500	61,500	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400	2,020	1,650
61,500	62,500	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550	2,170	1,800
62,500	63,500	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700	2,320	1,950
63,500	64,500	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850	2,470	2,100
64,500	65,500	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000	2,620	2,250
65,500	66,500	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150	2,770	2,400
66,500	67,500	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300	2,920	2,550
67,500	68,500	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450	3,070	2,700
68,500	69,500	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600	3,220	2,850
69,500	70,500	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750	3,370	3,000
70,500	71,500	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900	3,520	3,150
71,500	72,500	7,440	6,940	6,440	5,940	5,440	4,940	4,440	4,050	3,670	3,300
72,500	73,500	7,640	7,140	6,640	6,140	5,640	5,140	4,640	4,200	3,820	3,450
73,500	74,500	7,840	7,340	6,840	6,340	5,840	5,340	4,840	4,350	3,970	3,600
74,500	75,500	8,040	7,540	7,040	6,540	6,040	5,540	5,040	4,540	4,120	3,750
75,500	76,500	8,240	7,740	7,240	6,740	6,240	5,740	5,240	4,740	4,270	3,900
76,500	78,000	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490	4,990	4,490	4,090
78,000	79,500	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790	5,290	4,790	4,310
79,500	81,000	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090	5,590	5,090	4,590
81,000	82,500	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390	5,890	5,390	4,890
82,500	84,000	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690	6,190	5,690	5,190
84,000	85,500	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990	6,490	5,990	5,490
85,500	87,000	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290	6,790	6,290	5,790
87,000	88,500	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590	7,090	6,590	6,090
88,500	90,000	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890	7,390	6,890	6,390
90,000	91,500	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190	7,690	7,190	6,690
91,500	93,000	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490	7,990	7,490	6,990
93,000	94,500	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790	8,290	7,790	7,290
94,500	96,000	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090	8,590	8,090	7,590
96,000	97,500	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400	8,890	8,390	7,890

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
97,500	99,000	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770	9,190	8,690	8,190
99,000	100,500	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150	9,520	8,990	8,490
100,500	102,000	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520	9,900	9,290	8,790
102,000	103,500	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900	10,270	9,650	9,090
103,500	105,000	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270	10,650	10,020	9,400
105,000	106,500	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650	11,020	10,400	9,770
106,500	108,000	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020	11,400	10,770	10,150
108,000	109,500	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400	11,770	11,150	10,520
109,500	111,000	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770	12,150	11,520	10,900
111,000	112,500	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150	12,520	11,900	11,270
112,500	114,000	17,600	16,850	16,100	15,400	14,770	14,150	13,520	12,900	12,270	11,650
114,000	115,500	18,050	17,300	16,550	15,800	15,150	14,520	13,900	13,270	12,650	12,020
115,500	117,000	18,500	17,750	17,000	16,250	15,520	14,900	14,270	13,650	13,020	12,400
117,000	118,500	18,950	18,200	17,450	16,700	15,950	15,270	14,650	14,020	13,400	12,770
118,500	120,000	19,400	18,650	17,900	17,150	16,400	15,650	15,020	14,400	13,770	13,150
120,000	122,000	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170	15,460	14,830	14,210	13,580
122,000	124,000	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770	16,020	15,330	14,710	14,080
124,000	126,000	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370	16,620	15,870	15,210	14,580
126,000	128,000	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970	17,220	16,470	15,720	15,080
128,000	130,000	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570	17,820	17,070	16,320	15,580
130,000	132,000	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170	18,420	17,670	16,920	16,170
132,000	134,000	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770	19,020	18,270	17,520	16,770
134,000	136,000	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370	19,620	18,870	18,120	17,370
136,000	138,000	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970	20,220	19,470	18,720	17,970
138,000	140,000	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570	20,820	20,070	19,320	18,570
140,000	142,000	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170	21,420	20,670	19,920	19,170
142,000	144,000	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770	22,020	21,270	20,520	19,770
144,000	146,000	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370	22,620	21,870	21,120	20,370
146,000	148,000	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970	23,220	22,470	21,720	20,970
148,000	150,000	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570	23,820	23,070	22,320	21,570
150,000	152,000	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170	24,420	23,670	22,920	22,170
152,000	154,000	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770	25,020	24,270	23,520	22,770
154,000	156,000	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370	25,620	24,870	24,120	23,370
156,000	158,000	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970	26,220	25,470	24,720	23,970
158,000	160,000	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570	26,820	26,070	25,320	24,570
160,000	162,000	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180	27,420	26,670	25,920	25,170
162,000	164,000	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880	28,020	27,270	26,520	25,770
164,000	166,000	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580	28,710	27,870	27,120	26,370
166,000	168,000	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280	29,410	28,530	27,720	26,970
168,000	170,000	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980	30,110	29,230	28,360	27,570
170,000	172,000	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680	30,810	29,930	29,060	28,180
172,000	174,000	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380	31,510	30,630	29,760	28,880
174,000	176,000	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080	32,210	31,330	30,460	29,580
176,000	178,000	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780	32,910	32,030	31,160	30,280
178,000	180,000	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480	33,610	32,730	31,860	30,980
180,000	182,000	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180	34,310	33,430	32,560	31,680
182,000	184,000	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880	35,010	34,130	33,260	32,380
184,000	186,000	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580	35,710	34,830	33,960	33,080
186,000	188,000	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280	36,410	35,530	34,660	33,780
188,000	190,000	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980	37,110	36,230	35,360	34,480

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
190,000	192,000	43,060	42,180	41,310	40,430	39,560	38,680	37,810	36,930	36,060	35,180
192,000	194,000	43,760	42,880	42,010	41,130	40,260	39,380	38,510	37,630	36,760	35,880
194,000	196,000	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330	37,460	36,580
196,000	198,000	45,160	44,280	43,410	42,530	41,660	40,780	39,910	39,030	38,160	37,280
198,000	200,000	45,860	44,980	44,110	43,230	42,360	41,480	40,610	39,730	38,860	37,980
200,000 円		46,210	45,330	44,460	43,580	42,710	41,830	40,960	40,080	39,210	38,330
200,000 円をこえ 226,000 円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこ える金額の 35 %に相当する金額を加算した金額									
226,000 円		55,310	54,430	53,560	52,680	51,810	50,930	50,060	49,180	48,310	47,430
226,000 円をこえ 351,000 円に満た ない金額		226,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 226,000 円をこ える金額の 40 %に相当する金額を加算した金額									
351,000 円		105,310	104,430	103,560	102,680	101,810	100,930	100,060	99,180	98,310	97,430
351,000 円をこえ 518,000 円に満た ない金額		351,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 351,000 円をこ える金額の 45 %に相当する金額を加算した金額									
518,000 円		180,460	179,580	178,710	177,830	176,960	176,080	175,210	174,330	173,460	172,580
518,000 円をこえ る金額		518,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 518,000 円をこ える金額の 50 %に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごと に380円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 2,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 380 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 417 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

口 日 額 表

甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人			
以 上	未 満	税 額											額	額	
円 380	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
380	390	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0
390	400	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
400	410	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0
410	420	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
420	430	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
430	440	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0
440	450	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0
450	460	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
460	470	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0
470	480	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
480	490	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
490	500	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0
500	510	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0
510	520	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
520	530	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
530	540	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
540	550	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0
550	560	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
560	570	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
570	580	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
580	590	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
590	600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
600	610	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
610	620	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
620	630	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
630	640	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
640	650	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0
650	660	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
660	670	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
670	680	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
680	700	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
700	720	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
720	740	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
740	760	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
760	780	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
780	800	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
800	820	35	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
820	840	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	0
840	860	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
860	880	40	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
880	900	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0
900	920	45	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0
920	940	50	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0
940	960	50	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	134	0

昭和三十六年三月三十一日 参議院会議録第十七号

所得税法の一部を改正する法律案外六件

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
960	980	55	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0	138	0
980	1,000	55	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0	143	0
1,000	1,020	60	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	148	0
1,020	1,040	60	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0	154	0
1,040	1,060	65	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0	160	0
1,060	1,080	65	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0	165	0
1,080	1,100	70	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0	171	0
1,100	1,120	70	35	30	20	10	0	0	0	0	0	0	176	0
1,120	1,140	75	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0	182	0
1,140	1,160	75	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0	188	0
1,160	1,180	80	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0	193	0
1,180	1,200	80	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0	198	0
1,200	1,220	85	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0	204	1
1,220	1,240	85	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0	209	3
1,240	1,260	90	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0	214	5
1,260	1,280	90	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0	219	8
1,280	1,300	95	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0	227	8
1,300	1,320	95	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0	234	9
1,320	1,340	100	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0	241	11
1,340	1,360	105	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0	249	13
1,360	1,380	105	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0	256	14
1,380	1,400	110	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0	263	16
1,400	1,440	110	75	60	50	40	30	20	15	5	0	0	271	17
1,440	1,480	120	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0	285	21
1,480	1,520	125	85	75	60	50	35	30	20	10	5	0	300	24
1,520	1,560	130	90	80	65	55	40	30	25	15	5	0	314	27
1,560	1,600	135	95	85	70	60	45	35	30	20	10	0	329	30
1,600	1,640	140	100	90	75	65	50	40	30	25	15	5	344	34
1,640	1,680	145	105	95	80	70	55	45	35	25	20	10	358	38
1,680	1,720	150	110	100	85	75	60	50	40	30	20	15	372	41
1,720	1,760	160	120	105	95	80	65	55	40	35	25	15	388	45
1,760	1,800	165	125	110	100	85	75	60	50	40	30	20	405	48
1,800	1,840	175	130	115	105	90	80	65	55	40	30	25	422	52
1,840	1,880	180	135	120	110	95	85	70	60	45	35	30	439	56
1,880	1,920	185	140	125	115	100	90	75	65	50	40	30	455	60
1,920	1,960	195	145	130	120	105	95	80	70	55	45	35	472	65
1,960	2,000	200	150	140	125	115	100	85	75	60	50	40	489	71
2,000	2,040	210	160	145	130	120	105	95	80	70	55	45	505	76
2,040	2,080	220	170	150	135	125	110	100	85	75	60	50	521	82
2,080	2,120	225	175	160	145	130	120	105	95	80	70	55	537	87
2,120	2,160	235	185	165	150	135	125	110	100	85	75	60	553	92
2,160	2,200	240	190	175	160	145	130	115	105	90	80	65	569	98
2,200	2,240	250	200	185	165	150	135	125	110	100	85	75	585	103
2,240	2,280	260	210	190	175	155	140	130	115	105	90	80	601	109
2,280	2,320	265	215	200	180	165	150	135	125	110	100	85	617	114
2,320	2,360	275	225	205	190	175	155	140	130	115	105	90	633	119
2,360	2,400	280	230	215	200	180	165	150	135	120	110	95	649	125
2,400	2,440	290	240	225	205	190	175	155	140	130	115	105	668	130
2,440	2,480	300	250	230	215	195	180	165	145	135	120	110	688	136
2,480	2,520	305	255	240	220	205	190	170	155	140	130	115	708	141

口 日 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 法第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 法第三 十八条 第一項第 五号の規 定による 税額	丙 法第三 十八条 第一項第 六号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,560	315	265	245	230	215	195	180	165	145	135	120	728	146
2,560	2,600	325	270	255	240	220	205	190	170	155	140	125	746	152
2,600	2,640	335	280	265	245	230	215	195	180	160	145	135	764	157
2,640	2,700	345	290	275	255	240	225	205	190	170	155	140	782	163
2,700	2,760	360	300	285	270	250	235	220	200	185	165	150	809	171
2,760	2,820	375	315	295	280	265	245	230	215	195	180	165	836	180
2,820	2,880	390	330	310	290	275	260	240	225	210	190	175	863	189
2,880	2,940	405	345	325	305	285	270	255	235	220	205	185	890	198
2,940	3,000	420	360	340	320	300	285	265	250	230	215	200	917	210
3,000	3,060	435	375	355	335	310	295	280	260	245	225	210	944	222
3,060	3,120	450	390	370	350	325	305	290	275	255	240	225	971	234
3,120	3,180	465	405	385	365	340	320	300	285	270	250	235	998	246
3,180	3,240	480	420	400	380	355	335	315	295	280	265	245	1,025	258
3,240	3,300	495	435	415	395	370	350	330	310	290	275	260	1,052	270
3,300	3,360	510	450	430	410	385	365	345	325	305	285	270	1,079	282
3,360	3,420	530	465	445	425	400	380	360	340	320	300	285	1,106	294
3,420	3,480	545	480	460	440	415	395	375	355	335	310	295	1,131	306
3,480	3,540	565	495	475	455	430	410	390	370	350	325	305	1,155	318
3,540	3,600	580	510	490	470	445	425	405	385	365	340	320	1,179	330
3,600	3,660	600	525	505	485	460	440	420	400	380	355	335	1,203	342
3,660	3,720	620	545	520	500	475	455	435	415	395	370	350	1,227	354
3,720	3,780	635	560	535	515	490	470	450	430	410	385	365	1,251	366
3,780	3,840	655	580	555	530	505	485	465	445	425	400	380	1,276	378
3,840	3,900	670	595	570	545	520	500	480	460	440	415	395	1,306	390
3,900	3,960	690	615	590	565	540	515	495	475	455	430	410	1,336	402
3,960	4,020	710	635	610	585	560	535	510	490	470	445	425	1,366	414
4,020	4,080	725	650	625	600	575	550	525	505	485	460	440	1,396	426
4,080	4,140	745	670	645	620	595	570	545	520	500	475	455	1,426	441
4,140	4,200	760	685	660	635	610	585	560	535	515	490	470	1,456	456
4,200	4,260	780	705	680	655	630	605	580	555	530	505	485	1,486	471
4,260	4,320	800	725	700	675	650	625	595	570	545	520	500	1,516	486
4,320	4,380	815	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515	1,546	501
4,380	4,440	835	760	735	710	685	660	635	610	585	560	535	1,576	516
4,440	4,500	850	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550	1,606	531
4,500	4,580	875	800	775	750	725	700	670	645	620	595	570	1,636	546
4,580	4,660	895	820	795	770	745	720	695	670	645	620	595	1,676	566
4,660	4,740	920	845	820	795	770	745	720	695	670	645	620	1,716	586
4,740	4,820	945	870	845	820	795	770	745	720	695	670	645	1,756	606
4,820	4,900	975	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670	1,792	626
4,900	4,980	1,005	920	895	870	845	820	790	765	740	715	690	1,828	646
4,980	5,060	1,030	945	915	890	865	840	815	790	765	740	715	1,864	666
5,060	5,140	1,060	970	940	915	890	865	840	815	790	765	740	1,900	686
5,140	5,220	1,085	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	765	1,936	706
5,220	5,300	1,115	1,030	1,000	970	940	915	890	865	840	815	790	1,972	729
5,300	5,380	1,145	1,055	1,025	995	965	940	910	885	860	835	810	2,008	753
5,380	5,460	1,170	1,085	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	835	2,044	777
5,460	5,540	1,200	1,110	1,080	1,055	1,025	995	965	935	910	885	860	2,080	801
5,540	5,620	1,225	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	995	965	935	910	885	2,116	825
5,620	5,700	1,255	1,170	1,140	1,110	1,080	1,050	1,020	990	960	935	910	2,152	849
5,700	5,780	1,285	1,195	1,165	1,135	1,105	1,080	1,050	1,020	990	960	930	2,188	873

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除 後の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,780	5,860	1,310	1,225	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,020	990	960	2,224	897	
5,860	5,940	1,340	1,250	1,220	1,195	1,165	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	985	2,261	921	
5,940	6,020	1,365	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,135	1,105	1,075	1,045	1,015	2,305	945	
6,020	6,100	1,395	1,310	1,280	1,250	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	1,045	2,349	969	
6,100	6,180	1,425	1,335	1,305	1,275	1,245	1,220	1,190	1,160	1,130	1,100	1,070	2,393	993	
6,180	6,260	1,450	1,365	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,160	1,130	1,100	2,437	1,017	
6,260	6,340	1,480	1,390	1,360	1,335	1,305	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	1,125	2,481	1,041	
6,340	6,420	1,505	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,275	1,245	1,215	1,185	1,155	2,525	1,065	
6,420	6,500	1,535	1,450	1,420	1,390	1,360	1,330	1,300	1,270	1,240	1,210	1,185	2,569	1,089	
6,500円		1,550	1,460	1,430	1,405	1,375	1,345	1,315	1,285	1,255	1,225	1,195	2,613	1,113	
6,500円をこえ 7,530円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,613円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額	1,113円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額
7,530円		1,910円	1,820円	1,790円	1,765円	1,735円	1,705円	1,675円	1,645円	1,615円	1,585円	1,555円	3,076円	1,473円	
7,530円をこえ 11,700円に満 たない金額		7,530円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額												3,076円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,473円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,530円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額
11,700円		3,580円	3,490円	3,460円	3,435円	3,405円	3,375円	3,345円	3,315円	3,285円	3,255円	3,225円	5,161円	3,141円	
11,700円をこ え17,250円に 満たない金額		11,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,161円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額	3,141円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,700円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数														
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人				
以 上	未 満	税 額													
17,250 円	6,075 円	5,985 円	5,955 円	5,930 円	5,900 円	5,870 円	5,840 円	5,810 円	5,780 円	5,750 円	5,720 円	8,213 円	5,638 円		
17,250 円をこ える金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額												8,213 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 60 % に相当する金額を加算した金額	5,638 円に、 その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額	
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額														従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が 提出されて いる場合に は、当該申 告書に記載 された扶養 親族等の数 に応じ、扶 養親族等 1 人ごとに 12 円を、上の 各欄によつ て求めた税 額から控除 した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につ き 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額															

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(i) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の
数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円

(c) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(i)により求めた金額に応じて「その日の社
会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じ
て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(d) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、(i)により求めた金額に応じて、その者の扶
養親族等の数が 10 人である者として (ii) により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ご
とに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。

(e) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)に
より求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額
である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は100円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ハ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
620円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
620	630	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
630	640	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
640	650	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
650	660	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
660	670	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
670	680	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
680	700	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
700	720	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
720	740	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
740	760	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
860	880	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
880	900	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
900	920	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
920	940	25	20	10	0	0	0	0	0	0	0
940	960	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
960	980	30	20	15	5	0	0	0	0	0	0
980	1,000	30	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	35	25	15	10	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	35	25	20	10	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	35	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,060	1,080	40	30	20	15	5	0	0	0	0	0
1,080	1,100	40	30	25	15	5	0	0	0	0	0
1,100	1,120	40	35	25	15	10	0	0	0	0	0
1,120	1,140	45	35	25	20	10	0	0	0	0	0
1,140	1,160	45	35	30	20	10	5	0	0	0	0
1,160	1,180	50	40	30	20	15	5	0	0	0	0
1,180	1,200	50	40	30	25	15	5	0	0	0	0
1,200	1,220	55	40	35	25	15	10	0	0	0	0
1,220	1,240	55	45	35	25	20	10	0	0	0	0
1,240	1,260	60	45	35	30	20	10	5	0	0	0
1,260	1,280	65	50	40	30	20	15	5	0	0	0
1,280	1,300	65	55	40	30	25	15	5	0	0	0
1,300	1,320	70	55	45	35	25	15	10	0	0	0
1,320	1,340	70	60	45	35	25	20	10	0	0	0
1,340	1,360	75	60	50	40	30	20	10	5	0	0
1,360	1,380	75	65	50	40	30	25	15	5	0	0
1,380	1,400	80	65	55	40	35	25	15	10	0	0
1,400	1,440	85	70	60	45	35	25	20	10	0	0
1,440	1,480	90	75	65	50	40	30	20	15	5	0
1,480	1,520	95	80	70	55	45	35	25	20	10	0

口 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,520	1,560	100	85	75	60	50	40	30	20	15	5
1,560	1,600	105	90	80	65	55	40	35	25	15	10
1,600	1,640	110	95	85	70	60	45	35	30	20	10
1,640	1,680	115	105	90	80	65	50	40	30	25	15
1,680	1,720	120	110	95	85	70	60	45	35	25	20
1,720	1,760	125	115	100	90	75	65	50	40	30	20
1,760	1,800	130	120	105	95	80	70	55	45	35	25
1,800	1,840	135	125	110	100	85	75	60	50	40	30
1,840	1,880	140	130	115	105	90	80	65	55	40	35
1,880	1,920	150	135	125	110	95	85	70	60	45	35
1,920	1,960	155	140	130	115	105	90	80	65	50	40
1,960	2,000	165	145	135	120	110	95	85	70	60	45
2,000	2,040	170	155	140	125	115	100	90	75	65	50
2,040	2,080	180	160	145	135	120	110	95	80	70	55
2,080	2,120	185	170	155	140	125	115	100	90	75	65
2,120	2,160	195	180	160	145	130	120	105	95	80	70
2,160	2,200	205	185	170	150	140	125	115	100	90	75
2,200	2,240	210	195	175	160	145	130	120	105	95	80
2,240	2,280	220	200	185	170	150	140	125	110	100	85
2,280	2,320	225	210	195	175	160	145	130	120	105	95
2,320	2,360	235	220	200	185	170	150	135	125	110	100
2,360	2,400	245	225	210	190	175	160	145	130	120	105
2,400	2,440	250	235	215	200	185	165	150	135	125	110
2,440	2,480	260	240	225	210	190	175	160	140	130	115
2,480	2,520	265	250	235	215	200	185	165	150	135	125
2,520	2,560	275	260	240	225	210	190	175	155	140	130
2,560	2,600	285	265	250	230	215	200	180	165	150	135
2,600	2,640	290	275	255	240	225	205	190	175	155	140
2,640	2,700	300	285	265	250	235	215	200	185	165	150
2,700	2,760	315	295	280	260	245	230	210	195	180	160
2,760	2,820	330	310	290	275	260	240	225	205	190	175
2,820	2,880	345	320	305	285	270	255	235	220	200	185
2,880	2,940	360	335	315	300	280	265	250	230	215	200
2,940	3,000	375	350	330	310	295	275	260	245	225	210
3,000	3,060	390	365	345	325	305	290	270	255	240	220
3,060	3,120	405	380	360	340	320	300	285	265	250	235
3,120	3,180	420	395	375	355	335	315	295	280	260	245
3,180	3,240	435	410	390	370	350	330	310	290	275	260
3,240	3,300	450	425	405	385	365	345	320	305	285	270
3,300	3,360	465	440	420	400	380	360	335	315	300	280
3,360	3,420	480	455	435	415	395	375	350	330	310	295
3,420	3,480	495	470	450	430	410	390	365	345	325	305
3,480	3,540	510	485	465	445	425	405	380	360	340	320
3,540	3,600	525	500	480	460	440	420	395	375	355	335
3,600	3,660	540	515	495	475	455	435	410	390	370	350
3,660	3,720	560	535	510	490	470	450	425	405	385	365
3,720	3,780	580	555	525	505	485	465	440	420	400	380
3,780	3,840	595	570	545	520	500	480	455	435	415	395
3,840	3,900	615	590	565	540	515	495	470	450	430	410
3,900	3,960	630	605	580	555	530	510	485	465	445	425

ロ 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,960	4,020	650	625	600	575	550	525	500	480	460	440
4,020	4,080	670	645	615	590	565	540	515	495	475	455
4,080	4,140	685	660	635	610	585	560	535	510	490	470
4,140	4,200	705	680	655	630	605	580	555	525	505	485
4,200	4,260	720	695	670	645	620	595	570	545	520	500
4,260	4,320	740	715	690	665	640	615	590	565	540	515
4,320	4,380	760	735	705	680	655	630	605	580	555	530
4,380	4,440	775	750	725	700	675	650	625	600	575	550
4,440	4,500	795	770	745	720	695	670	645	615	590	565
4,500	4,560	815	790	765	740	715	690	665	640	615	590
4,560	4,620	835	810	785	760	735	710	685	660	635	610
4,620	4,680	855	830	805	780	755	730	705	680	655	630
4,680	4,740	875	850	825	800	775	750	725	700	675	650
4,740	4,800	895	870	845	820	795	770	745	720	695	670
4,800	4,860	915	890	865	840	815	790	765	740	715	690
4,860	4,920	935	910	885	860	835	810	785	760	735	710
4,920	4,980	955	930	905	880	855	830	805	780	755	730
4,980	5,040	975	950	925	900	875	850	825	800	775	750
5,040	5,100	995	970	945	920	895	870	845	820	795	770
5,100	5,160	1,015	990	965	940	915	890	865	840	815	790
5,160	5,220	1,035	1,010	985	960	935	910	885	860	835	810
5,220	5,280	1,055	1,030	1,005	980	955	930	905	880	855	830
5,280	5,340	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950	925	900	875	850
5,340	5,400	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	870
5,400	5,460	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	990	965	940	915	890
5,460	5,520	1,135	1,110	1,085	1,060	1,035	1,010	985	960	935	910
5,520	5,580	1,155	1,130	1,105	1,080	1,055	1,030	1,005	980	955	930
5,580	5,640	1,175	1,150	1,125	1,100	1,075	1,050	1,025	1,000	975	950
5,640	5,700	1,195	1,170	1,145	1,120	1,095	1,070	1,045	1,020	995	970
5,700	5,760	1,215	1,190	1,165	1,140	1,115	1,090	1,065	1,040	1,015	990
5,760	5,820	1,235	1,210	1,185	1,160	1,135	1,110	1,085	1,060	1,035	1,010
5,820	5,880	1,255	1,230	1,205	1,180	1,155	1,130	1,105	1,080	1,055	1,030
5,880	5,940	1,275	1,250	1,225	1,200	1,175	1,150	1,125	1,100	1,075	1,050
5,940	6,000	1,295	1,270	1,245	1,220	1,195	1,170	1,145	1,120	1,095	1,070
6,000	6,060	1,315	1,290	1,265	1,240	1,215	1,190	1,165	1,140	1,115	1,090
6,060	6,120	1,335	1,310	1,285	1,260	1,235	1,210	1,185	1,160	1,135	1,110
6,120	6,180	1,355	1,330	1,305	1,280	1,255	1,230	1,205	1,180	1,155	1,130
6,180	6,240	1,375	1,350	1,325	1,300	1,275	1,250	1,225	1,200	1,175	1,150
6,240	6,300	1,395	1,370	1,345	1,320	1,295	1,270	1,245	1,220	1,195	1,170
6,300	6,360	1,415	1,390	1,365	1,340	1,315	1,290	1,265	1,240	1,215	1,190
6,360	6,420	1,435	1,410	1,385	1,360	1,335	1,310	1,285	1,260	1,235	1,210
6,420	6,480	1,455	1,430	1,405	1,380	1,355	1,330	1,305	1,280	1,255	1,230
6,480	6,540	1,475	1,450	1,425	1,400	1,375	1,350	1,325	1,300	1,275	1,250
6,540	6,600	1,495	1,470	1,445	1,420	1,395	1,370	1,345	1,320	1,295	1,270
6,600	6,660	1,515	1,490	1,465	1,440	1,415	1,390	1,365	1,340	1,315	1,290
6,660	6,720	1,535	1,510	1,485	1,460	1,435	1,410	1,385	1,360	1,335	1,310
6,720	6,780	1,555	1,530	1,505	1,480	1,455	1,430	1,405	1,380	1,355	1,330
6,780	6,840	1,575	1,550	1,525	1,500	1,475	1,450	1,425	1,400	1,375	1,350
6,840	6,900	1,595	1,570	1,545	1,520	1,495	1,470	1,445	1,420	1,395	1,370
6,900	6,960	1,615	1,590	1,565	1,540	1,515	1,490	1,465	1,440	1,415	1,390
6,960	7,020	1,635	1,610	1,585	1,560	1,535	1,510	1,485	1,460	1,435	1,410
7,020	7,080	1,655	1,630	1,605	1,580	1,555	1,530	1,505	1,480	1,455	1,430
7,080	7,140	1,675	1,650	1,625	1,600	1,575	1,550	1,525	1,500	1,475	1,450
7,140	7,200	1,695	1,670	1,645	1,620	1,595	1,570	1,545	1,520	1,495	1,470
7,200	7,260	1,715	1,690	1,665	1,640	1,615	1,590	1,565	1,540	1,515	1,490
7,260	7,320	1,735	1,710	1,685	1,660	1,635	1,610	1,585	1,560	1,535	1,510
7,320	7,380	1,755	1,730	1,705	1,680	1,655	1,630	1,605	1,580	1,555	1,530
7,380	7,440	1,775	1,750	1,725	1,700	1,675	1,650	1,625	1,600	1,575	1,550
7,440	7,500	1,795	1,770	1,745	1,720	1,695	1,670	1,645	1,620	1,595	1,570
7,500	7,560	1,815	1,790	1,765	1,740	1,715	1,690	1,665	1,640	1,615	1,590
7,560	7,620	1,835	1,810	1,785	1,760	1,735	1,710	1,685	1,660	1,635	1,610
7,620	7,680	1,855	1,830	1,805	1,780	1,755	1,730	1,705	1,680	1,655	1,630
7,680	7,740	1,875	1,850	1,825	1,800	1,775	1,750	1,725	1,700	1,675	1,650
7,740	7,800	1,895	1,870	1,845	1,820	1,795	1,770	1,745	1,720	1,695	1,670
7,800	7,860	1,915	1,890	1,865	1,840	1,815	1,790	1,765	1,740	1,715	1,690
7,860	7,920	1,935	1,910	1,885	1,860	1,835	1,810	1,785	1,760	1,735	1,710
7,920	7,980	1,955	1,930	1,905	1,880	1,855	1,830	1,805	1,780	1,755	1,730
7,980	8,040	1,975	1,950	1,925	1,900	1,875	1,850	1,825	1,800	1,775	1,750
8,040	8,100	1,995	1,970	1,945	1,920	1,895	1,870	1,845	1,820	1,795	1,770
8,100	8,160	2,015	1,990	1,965	1,940	1,915	1,890	1,865	1,840	1,815	1,790
8,160	8,220	2,035	2,010	1,985	1,960	1,935	1,910	1,885	1,860	1,835	1,810
8,220	8,280	2,055	2,030	2,005	1,980	1,955	1,930	1,905	1,880	1,855	1,830
8,280	8,340	2,075	2,050	2,025	2,000	1,975	1,950	1,925	1,900	1,875	1,850
8,340	8,400	2,095	2,070	2,045	2,020	1,995	1,970	1,945	1,920	1,895	1,870
8,400	8,460	2,115	2,090	2,065	2,040	2,015	1,990	1,965	1,940	1,915	1,890
8,460	8,520	2,135	2,110	2,085	2,060	2,035	2,010	1,985	1,960	1,935	1,910
8,520	8,580	2,155	2,130	2,105	2,080	2,055	2,030	2,005	1,980	1,955	1,930
8,580	8,640	2,175	2,150	2,125	2,100	2,075	2,050	2,025	2,000	1,975	1,950
8,640	8,700	2,195	2,170	2,145	2,120	2,095	2,070	2,045	2,020	1,995	1,970
8,700	8,760	2,215	2,190	2,165	2,140	2,115	2,090	2,065	2,040	2,015	1,990
8,760	8,820	2,235	2,210	2,185	2,160	2,135	2,110	2,085	2,060	2,035	2,010
8,820	8,880	2,255	2,230	2,205	2,180	2,155	2,130	2,105	2,080	2,055	2,030
8,880	8,940	2,275	2,250	2,225	2,200	2,175	2,150	2,125	2,100	2,075	2,050
8,940	9,000	2,295	2,270	2,245	2,220	2,195	2,170	2,145	2,120	2,095	2,070
9,000	9,060	2,315	2,290	2,265	2,240	2,215	2,190	2,165	2,140	2,115	2,090
9,060	9,120	2,335	2,310	2,285	2,260	2,235	2,210	2,185	2,160	2,135	2,110
9,120	9,180	2,355	2,330	2,305	2,280	2,255	2,230	2,205	2,180	2,155	2,130
9,180	9,240	2,375	2,350	2,325	2,300	2,275	2,250	2,225	2,200	2,175	2,150
9,240	9,300										

口 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額									
	扶 養 親 族 の 数									
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上 未 満	税 額									
17,250 円	6,005 ^円	5,975 ^円	5,945 ^円	5,920 ^円	5,890 ^円	5,860 ^円	5,830 ^円	5,800 ^円	5,770 ^円	5,740 ^円
17,250 円をこえる 金額	17,250 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,250 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 14 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 14 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 70 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 12 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 14 円を控除した金額が、その求める税額である。

定による賞与の金額に乘すべき率の表)

イ の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 の 数										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	以上	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	以上
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
28,100	円未満	30,300	円未満	32,500	円未満	34,700	円未満	37,000	円未満	1,000	円未満
28,100	29,400	30,300	31,700	32,500	34,000	34,700	36,400	37,000	38,700	1,000	3,000
29,400	30,800	31,700	33,300	34,000	35,700	36,400	38,100	38,700	40,600	3,000	5,000
30,800	32,400	33,300	35,000	35,700	37,500	38,100	40,100	40,600	42,600	5,000	7,000
32,400	34,100	35,000	36,800	37,500	39,500	40,100	42,300	42,600	45,000	7,000	9,000
34,100	41,000	36,800	43,300	39,500	45,700	42,300	47,800	45,000	49,500	9,000	12,200
41,000	45,200	43,300	47,700	45,700	49,500	47,800	51,400	49,500	53,200	12,200	12,900
45,200	49,500	47,700	51,500	49,500	53,500	51,400	55,500	53,200	57,500	12,900	22,500
49,500	59,000	51,500	61,100	53,500	63,200	55,500	65,300	57,500	67,400	22,500	23,600
59,000	64,400	61,100	66,700	63,200	68,900	65,300	71,200	67,400	73,500	23,600	25,000
64,400	76,700	66,700	78,700	68,900	80,700	71,200	82,700	73,500	84,700	25,000	33,700
76,700	83,300	78,700	85,500	80,700	87,700	82,700	89,900	84,700	92,000	33,700	35,300
83,300	91,300	85,500	93,700	87,700	96,000	89,900	98,400	92,000	100,800	35,300	37,000
91,300	100,700	93,700	102,800	96,000	104,900	98,400	106,900	100,800	109,000	37,000	45,800
100,700	109,800	102,800	112,100	104,900	114,400	106,900	116,700	109,000	118,900	45,800	48,000
109,800	130,000	112,100	132,000	114,400	134,000	116,700	136,000	118,900	138,000	48,000	63,300
130,000	141,300	132,000	143,500	134,000	145,700	136,000	147,800	138,000	150,000	63,300	66,300
141,300	154,800	143,500	157,100	145,700	159,500	147,800	161,900	150,000	164,300	66,300	69,500
154,800	204,900	157,100	206,900	159,500	209,000	161,900	211,100	164,300	213,200	69,500	102,700
204,900	223,500	206,900	225,800	209,000	228,000	211,100	230,300	213,200	232,600	102,700	107,500
223,500	296,700	225,800	298,700	228,000	300,700	230,300	302,700	232,600	304,700	107,500	155,900
296,700	322,500	298,700	324,600	300,700	326,800	302,700	329,000	304,700	331,200	155,900	163,200
322,500	353,200	324,600	355,600	326,800	357,900	329,000	360,300	331,200	362,700	163,200	171,200
353,200	447,900	355,600	450,000	357,900	452,100	360,300	454,200	362,700	456,300	171,200	235,200
447,900	488,600	450,000	490,900	452,100	493,200	454,200	495,500	456,300	497,700	235,200	246,400
488,600円以上		490,900円以上		493,200円以上		495,500円以上		497,700円以上		246,400円以上	

額を求める。

いう。)を有する旨の申告があつたときは、年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき2,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。)

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表 (第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号											
	扶 養 親 族											
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	8,200円	円未満	15,700円	円未満	18,200円	円未満	20,700円	円未満	23,200円	円未満	25,700円	円未満
2	8,200	8,600	15,700	16,500	18,200	19,100	20,700	21,800	23,200	24,400	25,700	27,000
4	8,600	9,100	16,500	17,400	19,100	20,200	21,800	23,000	24,400	25,700	27,000	28,400
6	9,100	9,600	17,400	18,400	20,200	21,400	23,000	24,300	25,700	27,300	28,400	29,800
8	9,600	10,200	18,400	19,600	21,400	22,700	24,300	25,800	27,300	28,700	29,800	31,400
10	10,200	23,000	19,600	30,100	22,700	32,100	25,800	34,100	28,700	36,400	31,400	38,700
12	23,000	25,800	30,100	32,700	32,100	35,000	34,100	37,500	36,400	40,100	38,700	42,600
14	25,800	37,500	32,700	39,500	35,000	41,500	37,500	43,500	40,100	45,500	42,600	47,500
16	37,500	44,900	39,500	50,700	41,500	52,400	43,500	54,100	45,500	55,700	47,500	57,400
18	44,900	49,000	50,700	54,300	52,400	56,100	54,100	57,900	55,700	59,800	57,400	62,100
20	49,000	60,700	54,300	66,700	56,100	68,700	57,900	70,700	59,800	72,700	62,100	74,700
22	60,700	65,900	66,700	72,500	68,700	74,600	70,700	76,800	72,700	79,000	74,700	81,200
24	65,900	72,200	72,500	79,400	74,600	81,700	76,800	84,100	79,000	86,500	81,200	88,900
26	72,200	84,000	79,400	90,300	81,700	92,400	84,100	94,400	86,500	96,500	88,900	98,600
28	84,000	91,700	90,300	98,500	92,400	100,800	94,400	103,000	96,500	105,300	98,600	107,600
30	91,700	114,000	98,500	120,000	100,800	122,000	103,000	124,000	105,300	126,000	107,600	128,000
32	114,000	123,900	120,000	130,400	122,000	132,600	124,000	134,800	126,000	137,000	128,000	139,100
34	123,900	135,700	130,400	142,900	132,600	145,200	134,800	147,600	137,000	150,000	139,100	152,400
36	135,700	188,200	142,900	194,400	145,200	196,800	147,600	198,600	150,000	200,700	152,400	202,800
38	188,200	205,300	194,400	212,100	196,800	214,400	198,600	216,700	200,700	218,900	202,800	221,200
40	205,300	280,700	212,100	286,700	214,400	288,700	216,700	290,700	218,900	292,700	221,200	294,700
42	280,700	305,100	286,700	311,600	288,700	313,800	290,700	315,900	292,700	318,100	294,700	320,300
44	305,100	334,100	311,600	341,300	313,800	343,700	315,900	346,000	318,100	348,400	320,300	350,800
46	334,100	431,300	341,300	437,500	343,700	439,600	346,000	441,000	348,400	443,800	350,800	445,800
48	431,300	470,500	437,500	477,300	439,600	479,500	441,000	481,100	443,800	484,100	445,800	486,400
50	470,500円以上		477,300円以上		479,500円以上		481,100円以上		484,100円以上		486,400円以上	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(イ) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族(乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの)を

(イ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(イ) (イ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(イ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(イ) (イ)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかった場合 及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該規定により税額を計算する。

(ロ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か

養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,000円を控除した金額に応じ、扶養親族

に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(イの(3)と同様の場合には、

別表第五 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五条第三項の規定による所得税額表又は第三十八条の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

(一)

退職所得の特金 税 額	税 額	退職所得の特金 税 額	税 額	退職所得の特金 税 額	税 額	退職所得の特金 税 額	税 額
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
1,000	2,000	50,000	51,000	2,500	140,000	142,000	7,000
1,000	2,000	51,000	52,000	2,550	142,000	144,000	7,100
2,000	3,000	52,000	53,000	2,600	144,000	146,000	7,200
3,000	4,000	53,000	54,000	2,650	146,000	148,000	7,300
4,000	5,000	54,000	55,000	2,700	148,000	150,000	7,400
5,000	6,000	55,000	56,000	2,750	150,000	152,000	7,500
6,000	7,000	56,000	57,000	2,800	152,000	154,000	7,600
7,000	8,000	57,000	58,000	2,850	154,000	156,000	7,700
8,000	9,000	58,000	59,000	2,900	156,000	158,000	7,800
9,000	10,000	59,000	60,000	2,950	158,000	160,000	7,900
10,000	11,000	60,000	62,000	3,000	160,000	162,000	8,000
11,000	12,000	62,000	64,000	3,100	162,000	164,000	8,100
12,000	13,000	64,000	66,000	3,200	164,000	166,000	8,200
13,000	14,000	66,000	68,000	3,300	166,000	168,000	8,300
14,000	15,000	68,000	70,000	3,400	168,000	170,000	8,400
15,000	16,000	70,000	72,000	3,500	170,000	172,000	8,500
16,000	17,000	72,000	74,000	3,600	172,000	174,000	8,600
17,000	18,000	74,000	76,000	3,700	174,000	176,000	8,700
18,000	19,000	76,000	78,000	3,800	176,000	178,000	8,800
19,000	20,000	78,000	80,000	3,900	178,000	180,000	8,900
20,000	21,000	80,000	82,000	4,000	180,000	184,000	9,000
21,000	22,000	82,000	84,000	4,100	184,000	188,000	9,200
22,000	23,000	84,000	86,000	4,200	188,000	192,000	9,400
23,000	24,000	86,000	88,000	4,300	192,000	196,000	9,600
24,000	25,000	88,000	90,000	4,400	196,000	200,000	9,800
25,000	26,000	90,000	92,000	4,500	200,000	204,000	10,000
26,000	27,000	92,000	94,000	4,600	204,000	208,000	10,200
27,000	28,000	94,000	96,000	4,700	208,000	212,000	10,400
28,000	29,000	96,000	98,000	4,800	212,000	216,000	10,600
29,000	30,000	98,000	100,000	4,900	216,000	220,000	10,800
30,000	31,000	100,000	102,000	5,000	220,000	224,000	11,000
31,000	32,000	102,000	104,000	5,100	224,000	228,000	11,200
32,000	33,000	104,000	106,000	5,200	228,000	232,000	11,400
33,000	34,000	106,000	108,000	5,300	232,000	236,000	11,600
34,000	35,000	108,000	110,000	5,400	236,000	240,000	11,800
35,000	36,000	110,000	112,000	5,500	240,000	244,000	12,000
36,000	37,000	112,000	114,000	5,600	244,000	248,000	12,200
37,000	38,000	114,000	116,000	5,700	248,000	252,000	12,400
38,000	39,000	116,000	118,000	5,800	252,000	256,000	12,600
39,000	40,000	118,000	120,000	5,900	256,000	260,000	12,800
40,000	41,000	120,000	122,000	6,000	260,000	264,000	13,000
41,000	42,000	122,000	124,000	6,100	264,000	268,000	13,200
42,000	43,000	124,000	126,000	6,200	268,000	272,000	13,400
43,000	44,000	126,000	128,000	6,300	272,000	276,000	13,600
44,000	45,000	128,000	130,000	6,400	276,000	280,000	13,800
45,000	46,000	130,000	132,000	6,500	280,000	284,000	14,000
46,000	47,000	132,000	134,000	6,600	284,000	288,000	14,200
47,000	48,000	134,000	136,000	6,700	288,000	292,000	14,400
48,000	49,000	136,000	138,000	6,800	292,000	296,000	14,600
49,000	50,000	138,000	140,000	6,900	296,000	300,000	14,800

昭和三十六年三月三十一日 参議院会議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

(二)

退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額			退職所得の特金 税 額		
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
300,000	304,000	15,900	540,000	546,000	33,000	860,000	868,000	58,500			
304,000	308,000	15,300	546,000	552,000	33,450	868,000	876,000	59,300			
308,000	312,000	15,600	552,000	558,000	33,900	876,000	884,000	60,100			
312,000	316,000	15,900	558,000	564,000	34,350	884,000	892,000	60,900			
316,000	320,000	16,200	564,000	570,000	34,800	892,000	900,000	61,700			
320,000	324,000	16,500	570,000	576,000	35,250	900,000	908,000	62,500			
324,000	328,000	16,800	576,000	582,000	35,700	908,000	916,000	63,300			
328,000	332,000	17,100	582,000	588,000	36,150	916,000	924,000	64,100			
332,000	336,000	17,400	588,000	594,000	36,600	924,000	932,000	64,900			
336,000	340,000	17,700	594,000	600,000	37,050	932,000	940,000	65,700			
340,000	344,000	18,000	600,000	606,000	37,500	940,000	948,000	66,500			
344,000	348,000	18,300	606,000	612,000	37,950	948,000	956,000	67,300			
348,000	352,000	18,600	612,000	618,000	38,400	956,000	964,000	68,100			
352,000	356,000	18,900	618,000	624,000	38,850	964,000	972,000	68,900			
356,000	360,000	19,200	624,000	630,000	39,300	972,000	980,000	69,700			
360,000	364,000	19,500	630,000	636,000	39,750	980,000	988,000	70,500			
364,000	368,000	19,800	636,000	642,000	40,200	988,000	996,000	71,300			
368,000	372,000	20,100	642,000	648,000	40,650	996,000	1,004,000	72,100			
372,000	376,000	20,400	648,000	654,000	41,100	1,004,000	1,012,000	72,900			
376,000	380,000	20,700	654,000	660,000	41,550	1,012,000	1,020,000	73,700			
380,000	384,000	21,000	660,000	666,000	42,000	1,020,000	1,028,000	74,500			
384,000	388,000	21,300	666,000	672,000	42,450	1,028,000	1,036,000	75,300			
388,000	392,000	21,600	672,000	678,000	42,900	1,036,000	1,044,000	76,100			
392,000	396,000	21,900	678,000	684,000	43,350	1,044,000	1,052,000	76,900			
396,000	400,000	22,200	684,000	690,000	43,800	1,052,000	1,060,000	77,700			
400,000	404,000	22,500	690,000	696,000	44,250	1,060,000	1,068,000	78,500			
404,000	408,000	22,800	696,000	702,000	44,700	1,068,000	1,076,000	79,300			
408,000	412,000	23,100	702,000	708,000	45,150	1,076,000	1,084,000	80,100			
412,000	416,000	23,400	708,000	714,000	45,600	1,084,000	1,092,000	80,900			
416,000	420,000	23,700	714,000	720,000	46,050	1,092,000	1,100,000	81,700			
420,000	426,000	24,000	720,000	726,000	46,500	1,100,000	1,108,000	82,500			
426,000	432,000	24,450	726,000	732,000	46,950	1,108,000	1,116,000	83,300			
432,000	438,000	24,900	732,000	738,000	47,400	1,116,000	1,124,000	84,100			
438,000	444,000	25,350	738,000	744,000	47,850	1,124,000	1,132,000	84,900			
444,000	450,000	25,800	744,000	750,000	48,300	1,132,000	1,140,000	85,700			
450,000	456,000	26,250	750,000	756,000	48,750	1,140,000	1,148,000	86,500			
456,000	462,000	26,700	756,000	762,000	49,200	1,148,000	1,156,000	87,300			
462,000	468,000	27,150	762,000	768,000	49,650	1,156,000	1,164,000	88,100			
468,000	474,000	27,600	768,000	774,000	50,100	1,164,000	1,172,000	88,900			
474,000	480,000	28,050	774,000	780,000	50,550	1,172,000	1,180,000	89,700			
480,000	486,000	28,500	780,000	786,000	51,000	1,180,000	1,188,000	90,500			
486,000	492,000	28,950	786,000	792,000	51,600	1,188,000	1,196,000	91,300			
492,000	498,000	29,400	792,000	798,000	52,200	1,196,000	1,204,000	92,100			
498,000	504,000	29,850	798,000	804,000	52,900	1,204,000	1,212,000	92,900			
504,000	510,000	30,300	804,000	810,000	53,700	1,212,000	1,220,000	93,700			
510,000	516,000	30,750	810,000	816,000	54,500	1,220,000	1,228,000	94,500			
516,000	522,000	31,200	816,000	822,000	55,300	1,228,000	1,236,000	95,300			
522,000	528,000	31,650	822,000	828,000	56,100	1,236,000	1,244,000	96,100			
528,000	534,000	32,100	828,000	834,000	56,900	1,244,000	1,252,000	96,900			
534,000	540,000	32,550	834,000	840,000	57,700	1,252,000	1,260,000	97,700			

(三)

退職所得の特金 特別控除後の金額		税 額	退職所得の特金 特別控除後の金額		税 額	退職所得の特金 特別控除後の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,260,000	1,268,000	98,500	1,650,000	1,660,000	143,750	3,000,000	5,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 17.5%を乗じて算 出した金額から 187,500円を控 除した金額
1,268,000	1,276,000	99,300	1,660,000	1,670,000	145,000			
1,276,000	1,284,000	100,100	1,670,000	1,680,000	146,250			
1,284,000	1,292,000	100,900	1,680,000	1,690,000	147,500			
1,292,000	1,300,000	101,700	1,690,000	1,700,000	148,750			
1,300,000	1,310,000	102,500	1,700,000	1,710,000	150,000	5,000,000	8,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 20%を乗じて算 出した金額から 312,500円を控 除した金額
1,310,000	1,320,000	103,500	1,710,000	1,720,000	151,250			
1,320,000	1,330,000	104,500	1,720,000	1,730,000	152,500			
1,330,000	1,340,000	105,500	1,730,000	1,740,000	153,750			
1,340,000	1,350,000	106,500	1,740,000	1,750,000	155,000			
1,350,000	1,360,000	107,500	1,750,000	1,760,000	156,250	8,000,000	12,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 22.5%を乗じて 算出した金額か ら 512,500円を 控除した金額
1,360,000	1,370,000	108,500	1,760,000	1,770,000	157,500			
1,370,000	1,380,000	109,500	1,770,000	1,780,000	158,750			
1,380,000	1,390,000	110,500	1,780,000	1,790,000	160,000			
1,390,000	1,400,000	111,500	1,790,000	1,800,000	161,250			
1,400,000	1,410,000	112,500	1,800,000	1,810,000	162,500	12,000,000	20,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 25%を乗じて算 出した金額から 812,500円を控 除した金額
1,410,000	1,420,000	113,750	1,810,000	1,820,000	163,750			
1,420,000	1,430,000	115,000	1,820,000	1,830,000	165,000			
1,430,000	1,440,000	116,250	1,830,000	1,840,000	166,250			
1,440,000	1,450,000	117,500	1,840,000	1,850,000	167,500			
1,450,000	1,460,000	118,750	1,850,000	1,860,000	168,750	20,000,000	40,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 27.5%を乗じて 算出した金額か ら 1,312,500円 を控除した金額
1,460,000	1,470,000	120,000	1,860,000	1,870,000	170,000			
1,470,000	1,480,000	121,250	1,870,000	1,880,000	171,250			
1,480,000	1,490,000	122,500	1,880,000	1,890,000	172,500			
1,490,000	1,500,000	123,750	1,890,000	1,900,000	173,750			
1,500,000	1,510,000	125,000	1,900,000	1,910,000	175,000	40,000,000	60,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 30%を乗じて算 出した金額から 2,312,500円を 控除した金額
1,510,000	1,520,000	126,250	1,910,000	1,920,000	176,250			
1,520,000	1,530,000	127,500	1,920,000	1,930,000	177,500			
1,530,000	1,540,000	128,750	1,930,000	1,940,000	178,750			
1,540,000	1,550,000	130,000	1,940,000	1,950,000	180,000			
1,550,000	1,560,000	131,250	1,950,000	1,960,000	181,250	60,000,000	100,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 32.5%を乗じて 算出した金額か ら 3,312,500円 を控除した金額
1,560,000	1,570,000	132,500	1,960,000	1,970,000	182,500			
1,570,000	1,580,000	133,750	1,970,000	1,980,000	183,750			
1,580,000	1,590,000	135,000	1,980,000	1,990,000	185,000			
1,590,000	1,600,000	136,250	1,990,000	2,000,000	186,250			
1,600,000	1,610,000	137,500	2,000,000	3,000,000	退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,312,500円を 控除した金額	100,000,000円以上		退職所得の特別 控除後の金額に 35%を乗じて算 出した金額から 6,312,500円を 控除した金額
1,610,000	1,620,000	138,750						
1,620,000	1,630,000	140,000						
1,630,000	1,640,000	141,250						
1,640,000	1,650,000	142,500						

(注) この表において「退職所得の特別控除後の金額」とは、退職所得の収入金額から、第九条第一項第六号イからハまでの規定により計算した金額又は第三十八条の二第三項に規定する退職所得の特別控除額を控除した金額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得の特別控除後の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得の特別控除後の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その退職所得に対する税額である。

別表第六 年末調整のための簡易税額表(第四十条の規定による所得税額表)

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 500	円未満	円 0	円 25,000	円 25,500	円 2,500	円 70,000	円 71,000	円 7,000	円 150,000	円 152,000	円 15,000
500	1,000	50	25,500	26,000	2,550	71,000	72,000	7,100	152,000	154,000	15,300
1,000	1,500	100	26,000	26,500	2,600	72,000	73,000	7,200	154,000	156,000	15,600
1,500	2,000	150	26,500	27,000	2,650	73,000	74,000	7,300	156,000	158,000	15,900
2,000	2,500	200	27,000	27,500	2,700	74,000	75,000	7,400	158,000	160,000	16,200
2,500	3,000	250	27,500	28,000	2,750	75,000	76,000	7,500	160,000	162,000	16,500
3,000	3,500	300	28,000	28,500	2,800	76,000	77,000	7,600	162,000	164,000	16,800
3,500	4,000	350	28,500	29,000	2,850	77,000	78,000	7,700	164,000	166,000	17,100
4,000	4,500	400	29,000	29,500	2,900	78,000	79,000	7,800	166,000	168,000	17,400
4,500	5,000	450	29,500	30,000	2,950	79,000	80,000	7,900	168,000	170,000	17,700
5,000	5,500	500	30,000	31,000	3,000	80,000	81,000	8,000	170,000	172,000	18,000
5,500	6,000	550	31,000	32,000	3,100	81,000	82,000	8,100	172,000	174,000	18,300
6,000	6,500	600	32,000	33,000	3,200	82,000	83,000	8,200	174,000	176,000	18,600
6,500	7,000	650	33,000	34,000	3,300	83,000	84,000	8,300	176,000	178,000	18,900
7,000	7,500	700	34,000	35,000	3,400	84,000	85,000	8,400	178,000	180,000	19,200
7,500	8,000	750	35,000	36,000	3,500	85,000	86,000	8,500	180,000	182,000	19,500
8,000	8,500	800	36,000	37,000	3,600	86,000	87,000	8,600	182,000	184,000	19,800
8,500	9,000	850	37,000	38,000	3,700	87,000	88,000	8,700	184,000	186,000	20,100
9,000	9,500	900	38,000	39,000	3,800	88,000	89,000	8,800	186,000	188,000	20,400
9,500	10,000	950	39,000	40,000	3,900	89,000	90,000	8,900	188,000	190,000	20,700
10,000	10,500	1,000	40,000	41,000	4,000	90,000	92,000	9,000	190,000	192,000	21,000
10,500	11,000	1,050	41,000	42,000	4,100	92,000	94,000	9,200	192,000	194,000	21,300
11,000	11,500	1,100	42,000	43,000	4,200	94,000	96,000	9,400	194,000	196,000	21,600
11,500	12,000	1,150	43,000	44,000	4,300	96,000	98,000	9,600	196,000	198,000	21,900
12,000	12,500	1,200	44,000	45,000	4,400	98,000	100,000	9,800	198,000	200,000	22,200
12,500	13,000	1,250	45,000	46,000	4,500	100,000	102,000	10,000	200,000	202,000	22,500
13,000	13,500	1,300	46,000	47,000	4,600	102,000	104,000	10,200	202,000	204,000	22,800
13,500	14,000	1,350	47,000	48,000	4,700	104,000	106,000	10,400	204,000	206,000	23,100
14,000	14,500	1,400	48,000	49,000	4,800	106,000	108,000	10,600	206,000	208,000	23,400
14,500	15,000	1,450	49,000	50,000	4,900	108,000	110,000	10,800	208,000	210,000	23,700
15,000	15,500	1,500	50,000	51,000	5,000	110,000	112,000	11,000	210,000	213,000	24,000
15,500	16,000	1,550	51,000	52,000	5,100	112,000	114,000	11,200	213,000	216,000	24,300
16,000	16,500	1,600	52,000	53,000	5,200	114,000	116,000	11,400	216,000	219,000	24,600
16,500	17,000	1,650	53,000	54,000	5,300	116,000	118,000	11,600	219,000	222,000	24,900
17,000	17,500	1,700	54,000	55,000	5,400	118,000	120,000	11,800	222,000	225,000	25,200
17,500	18,000	1,750	55,000	56,000	5,500	120,000	122,000	12,000	225,000	228,000	25,500
18,000	18,500	1,800	56,000	57,000	5,600	122,000	124,000	12,200	228,000	231,000	25,800
18,500	19,000	1,850	57,000	58,000	5,700	124,000	126,000	12,400	231,000	234,000	26,100
19,000	19,500	1,900	58,000	59,000	5,800	126,000	128,000	12,600	234,000	237,000	26,400
19,500	20,000	1,950	59,000	60,000	5,900	128,000	130,000	12,800	237,000	240,000	26,700
20,000	20,500	2,000	60,000	61,000	6,000	130,000	132,000	13,000	240,000	243,000	27,000
20,500	21,000	2,050	61,000	62,000	6,100	132,000	134,000	13,200	243,000	246,000	27,300
21,000	21,500	2,100	62,000	63,000	6,200	134,000	136,000	13,400	246,000	249,000	27,600
21,500	22,000	2,150	63,000	64,000	6,300	136,000	138,000	13,600	249,000	252,000	27,900
22,000	22,500	2,200	64,000	65,000	6,400	138,000	140,000	13,800	252,000	255,000	28,200
22,500	23,000	2,250	65,000	66,000	6,500	140,000	142,000	14,000	255,000	258,000	28,500
23,000	23,500	2,300	66,000	67,000	6,600	142,000	144,000	14,200	258,000	261,000	28,800
23,500	24,000	2,350	67,000	68,000	6,700	144,000	146,000	14,400	261,000	264,000	29,100
24,000	24,500	2,400	68,000	69,000	6,800	146,000	148,000	14,600	264,000	267,000	29,400
24,500	25,000	2,450	69,000	70,000	6,900	148,000	150,000	14,800	267,000	270,000	29,700

(二)

課税所得 給与額		税 額	課税所得 給与額		税 額	課税所得 給与額		税 額	課税所得 給与額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
270,000	273,000	33,000	430,000	434,000	58,500	630,000	635,000	98,500	880,000	885,000	157,500
273,000	276,000	33,450	434,000	438,000	59,300	635,000	640,000	99,500	885,000	890,000	158,750
276,000	279,000	33,900	438,000	442,000	60,100	640,000	645,000	100,500	890,000	895,000	160,000
279,000	282,000	34,350	442,000	446,000	60,900	645,000	650,000	101,500	895,000	900,000	161,250
282,000	285,000	34,800	446,000	450,000	61,700	650,000	655,000	102,500	900,000	905,000	162,500
285,000	288,000	35,250	450,000	454,000	62,500	655,000	660,000	103,500	905,000	910,000	163,750
288,000	291,000	35,700	454,000	458,000	63,300	660,000	665,000	104,500	910,000	915,000	165,000
291,000	294,000	36,150	458,000	462,000	64,100	665,000	670,000	105,500	915,000	920,000	166,250
294,000	297,000	36,600	462,000	466,000	64,900	670,000	675,000	106,500	920,000	925,000	167,500
297,000	300,000	37,050	466,000	470,000	65,700	675,000	680,000	107,500	925,000	930,000	168,750
300,000	303,000	37,500	470,000	474,000	66,500	680,000	685,000	108,500	930,000	935,000	170,000
303,000	306,000	37,950	474,000	478,000	67,300	685,000	690,000	109,500	935,000	940,000	171,250
306,000	309,000	38,400	478,000	482,000	68,100	690,000	695,000	110,500	940,000	945,000	172,500
309,000	312,000	38,850	482,000	486,000	68,900	695,000	700,000	111,500	945,000	950,000	173,750
312,000	315,000	39,300	486,000	490,000	69,700	700,000	705,000	112,500	950,000	955,000	175,000
315,000	318,000	39,750	490,000	494,000	70,500	705,000	710,000	113,750	955,000	960,000	176,250
318,000	321,000	40,200	494,000	498,000	71,300	710,000	715,000	115,000	960,000	965,000	177,500
321,000	324,000	40,650	498,000	502,000	72,100	715,000	720,000	116,250	965,000	970,000	178,750
324,000	327,000	41,100	502,000	506,000	72,900	720,000	725,000	117,500	970,000	975,000	180,000
327,000	330,000	41,550	506,000	510,000	73,700	725,000	730,000	118,750	975,000	980,000	181,250
330,000	333,000	42,000	510,000	514,000	74,500	730,000	735,000	120,000	980,000	985,000	182,500
333,000	336,000	42,450	514,000	518,000	75,300	735,000	740,000	121,250	985,000	990,000	183,750
336,000	339,000	42,900	518,000	522,000	76,100	740,000	745,000	122,500	990,000	995,000	185,000
339,000	342,000	43,350	522,000	526,000	76,900	745,000	750,000	123,750	995,000	1,000,000	186,250
342,000	345,000	43,800	526,000	530,000	77,700	750,000	755,000	125,000			
345,000	348,000	44,250	530,000	534,000	78,500	755,000	760,000	126,250	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から112,500円を控除した金額
348,000	351,000	44,700	534,000	538,000	79,300	760,000	765,000	127,500			
351,000	354,000	45,150	538,000	542,000	80,100	765,000	770,000	128,750			
354,000	357,000	45,600	542,000	546,000	80,900	770,000	775,000	130,000			
357,000	360,000	46,050	546,000	550,000	81,700	775,000	780,000	131,250			
360,000	363,000	46,500	550,000	554,000	82,500	780,000	785,000	132,500	1,500,000	2,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から187,500円を控除した金額
363,000	366,000	46,950	554,000	558,000	83,300	785,000	790,000	133,750			
366,000	369,000	47,400	558,000	562,000	84,100	790,000	795,000	135,000			
369,000	372,000	47,850	562,000	566,000	84,900	795,000	800,000	136,250			
372,000	375,000	48,300	566,000	570,000	85,700	800,000	805,000	137,500			
375,000	378,000	48,750	570,000	574,000	86,500	805,000	810,000	138,750	2,500,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から312,500円を控除した金額
378,000	381,000	49,200	574,000	578,000	87,300	810,000	815,000	140,000			
381,000	384,000	49,650	578,000	582,000	88,100	815,000	820,000	141,250			
384,000	387,000	50,100	582,000	586,000	88,900	820,000	825,000	142,500			
387,000	390,000	50,550	586,000	590,000	89,700	825,000	830,000	143,750			
390,000	394,000	51,000	590,000	594,000	90,500	830,000	835,000	145,000	4,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から512,500円を控除した金額
394,000	398,000	51,600	594,000	598,000	91,300	835,000	840,000	146,250			
398,000	402,000	52,200	598,000	602,000	92,100	840,000	845,000	147,500			
402,000	406,000	52,900	602,000	606,000	92,900	845,000	850,000	148,750			
406,000	410,000	53,700	606,000	610,000	93,700	850,000	855,000	150,000			
410,000	414,000	54,500	610,000	614,000	94,500	855,000	860,000	151,250	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から812,500円を控除した金額
414,000	418,000	55,300	614,000	618,000	95,300	860,000	865,000	152,500			
418,000	422,000	56,100	618,000	622,000	96,100	865,000	870,000	153,750			
422,000	426,000	56,900	622,000	626,000	96,900	870,000	875,000	155,000			
426,000	430,000	57,700	626,000	630,000	97,700	875,000	880,000	156,250			

(三)

課 税 所 得 給 与 額		税 額	課 税 所 得 給 与 額		税 額	課 税 所 得 給 与 額		税 額	課 税 所 得 給 与 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
10,000,000 円	20,000,000 円	課税給与所得金額に55%を乗じて算出した金額から1,812,500 円を控除した金額	20,000,000 円	30,000,000 円	課税給与所得金額に60%を乗じて算出した金額から2,312,500 円を控除した金額	30,000,000 円	50,000,000 円	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,812,500 円を控除した金額	50,000,000 円以上	課税給与所得金額に70%を乗じて算出した金額から6,812,500 円を控除した金額	
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに5,000 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1 人につき5,000 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、次の金額を控除した金額を求める。
- (1) その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、その金額(その金額が15,000 円をこえる場合には、15,000 円とそのこえる金額(その金額が15,000 円をこえるときは、15,000 円)の2分の1に相当する金額との合計額)
- (ロ) 次に、(イ)により求めた金額から、
- (1) 申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額、第十一条の九第一項第一号の規定による扶養控除額及び基礎控除額の合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、第十一条の八第一項の規定による配偶者控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (2) 申告された控除対象配偶者が不在の場合において、
 - (イ) 申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときに除くほか、第十一条の九第一項第二号の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (b) 第十一条の九第二項の規定の適用を受ける旨の申告があるときは、同条第一項第一号に掲げる金額に相当する扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、
 - (ロ) 申告された扶養親族がないときは、基礎控除額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (ハ) (ロ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額(障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000 円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (ニ) (イ)から(ハ)までにより税額を求める場合において、(ロ)により求めた残額が1,000,000 円以上の者の当該残額に100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その者の税額に10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が、その求める税額である。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
123,130	124,000	90,500	170,000	171,000	128,000	218,000	219,000	166,400
123,130	124,000	90,500	171,000	172,000	128,800	219,000	220,000	167,200
124,000	125,000	91,200	172,000	173,000	129,600	220,000	221,000	168,000
125,000	126,000	92,000	173,000	174,000	130,400	221,000	222,000	168,800
126,000	127,000	92,800	174,000	175,000	131,200	222,000	223,000	169,600
127,000	128,000	93,600	175,000	176,000	132,000	223,000	224,000	170,400
128,000	129,000	94,400	176,000	177,000	132,800	224,000	225,000	171,200
129,000	130,000	95,200	177,000	178,000	133,600	225,000	226,000	172,000
130,000	131,000	96,000	178,000	179,000	134,400	226,000	227,000	172,800
131,000	132,000	96,800	179,000	180,000	135,200	227,000	228,000	173,600
132,000	133,000	97,600	180,000	181,000	136,000	228,000	229,000	174,400
133,000	134,000	98,400	181,000	182,000	136,800	229,000	230,000	175,200
134,000	135,000	99,200	182,000	183,000	137,600	230,000	231,000	176,000
135,000	136,000	100,000	183,000	184,000	138,400	231,000	232,000	176,800
136,000	137,000	100,800	184,000	185,000	139,200	232,000	233,000	177,600
137,000	138,000	101,600	185,000	186,000	140,000	233,000	234,000	178,400
138,000	139,000	102,400	186,000	187,000	140,800	234,000	235,000	179,200
139,000	140,000	103,200	187,000	188,000	141,600	235,000	236,000	180,000
140,000	141,000	104,000	188,000	189,000	142,400	236,000	237,000	180,800
141,000	142,000	104,800	189,000	190,000	143,200	237,000	238,000	181,600
142,000	143,000	105,600	190,000	191,000	144,000	238,000	239,000	182,400
143,000	144,000	106,400	191,000	192,000	144,800	239,000	240,000	183,200
144,000	145,000	107,200	192,000	193,000	145,600	240,000	241,000	184,000
145,000	146,000	108,000	193,000	194,000	146,400	241,000	242,000	184,800
146,000	147,000	108,800	194,000	195,000	147,200	242,000	243,000	185,600
147,000	148,000	109,600	195,000	196,000	148,000	243,000	244,000	186,400
148,000	149,000	110,400	196,000	197,000	148,800	244,000	245,000	187,200
149,000	150,000	111,200	197,000	198,000	149,600	245,000	246,000	188,000
150,000	151,000	112,000	198,000	199,000	150,400	246,000	247,000	188,800
151,000	152,000	112,800	199,000	200,000	151,200	247,000	248,000	189,600
152,000	153,000	113,600	200,000	201,000	152,000	248,000	249,000	190,400
153,000	154,000	114,400	201,000	202,000	152,800	249,000	250,000	191,200
154,000	155,000	115,200	202,000	203,000	153,600	250,000	251,000	192,000
155,000	156,000	116,000	203,000	204,000	154,400	251,000	252,000	192,800
156,000	157,000	116,800	204,000	205,000	155,200	252,000	253,000	193,600
157,000	158,000	117,600	205,000	206,000	156,000	253,000	254,000	194,400
158,000	159,000	118,400	206,000	207,000	156,800	254,000	255,000	195,200
159,000	160,000	119,200	207,000	208,000	157,600	255,000	256,000	196,000
160,000	161,000	120,000	208,000	209,000	158,400	256,000	257,000	196,800
161,000	162,000	120,800	209,000	210,000	159,200	257,000	258,000	197,600
162,000	163,000	121,600	210,000	211,000	160,000	258,000	259,000	198,400
163,000	164,000	122,400	211,000	212,000	160,800	259,000	260,000	199,200
164,000	165,000	123,200	212,000	213,000	161,600	260,000	261,000	200,000
165,000	166,000	124,000	213,000	214,000	162,400	261,000	262,000	200,800
166,000	167,000	124,800	214,000	215,000	163,200	262,000	263,000	201,600
167,000	168,000	125,600	215,000	216,000	164,000	263,000	264,000	202,400
168,000	169,000	126,400	216,000	217,000	164,800	264,000	265,000	203,200
169,000	170,000	127,200	217,000	218,000	165,600	265,000	266,000	204,000

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以	上		以	上		以	上	
266,000	267,000	204,800	337,000	338,500	261,600	409,000	410,500	319,200
267,000	268,000	205,600	338,500	340,000	262,800	410,500	412,000	320,450
268,000	269,500	206,400	340,000	341,500	264,000	412,000	413,500	321,800
269,500	271,000	207,600	341,500	343,000	265,200	413,500	415,000	323,150
271,000	272,500	208,800	343,000	344,500	266,400	415,000	416,500	324,500
272,500	274,000	210,000	344,500	346,000	267,600	416,500	418,000	325,850
274,000	275,500	211,200	346,000	347,500	268,800	418,000	419,500	327,200
275,500	277,000	212,400	347,500	349,000	270,000	419,500	421,000	328,550
277,000	278,500	213,600	349,000	350,500	271,200	421,000	422,500	329,900
278,500	280,000	214,800	350,500	352,000	272,400	422,500	424,000	331,250
280,000	281,500	216,000	352,000	353,500	273,600	424,000	425,500	332,600
281,500	283,000	217,200	353,500	355,000	274,800	425,500	427,000	333,950
283,000	284,500	218,400	355,000	356,500	276,000	427,000	428,500	335,300
284,500	286,000	219,600	356,500	358,000	277,200	428,500	430,000	336,650
286,000	287,500	220,800	358,000	359,500	278,400	430,000	431,500	338,000
287,500	289,000	222,000	359,500	361,000	279,600	431,500	433,000	339,350
289,000	290,500	223,200	361,000	362,500	280,800	433,000	434,500	340,700
290,500	292,000	224,400	362,500	364,000	282,000	434,500	436,000	342,050
292,000	293,500	225,600	364,000	365,500	283,200	436,000	437,500	343,400
293,500	295,000	226,800	365,500	367,000	284,400	437,500	439,000	344,750
295,000	296,500	228,000	367,000	368,500	285,600	439,000	440,500	346,100
296,500	298,000	229,200	368,500	370,000	286,800	440,500	442,000	347,450
298,000	299,500	230,400	370,000	371,500	288,000	442,000	443,500	348,800
299,500	301,000	231,600	371,500	373,000	289,200	443,500	445,000	350,150
301,000	302,500	232,800	373,000	374,500	290,400	445,000	446,500	351,500
302,500	304,000	234,000	374,500	376,000	291,600	446,500	448,000	352,850
304,000	305,500	235,200	376,000	377,500	292,800	448,000	449,500	354,200
305,500	307,000	236,400	377,500	379,000	294,000	449,500	451,000	355,550
307,000	308,500	237,600	379,000	380,500	295,200	451,000	452,500	356,900
308,500	310,000	238,800	380,500	382,000	296,400	452,500	454,000	358,250
310,000	311,500	240,000	382,000	383,500	297,600	454,000	455,500	359,600
311,500	313,000	241,200	383,500	385,000	298,800	455,500	457,000	360,950
313,000	314,500	242,400	385,000	386,500	300,000	457,000	458,500	362,300
314,500	316,000	243,600	386,500	388,000	301,200	458,500	460,000	363,650
316,000	317,500	244,800	388,000	389,500	302,400	460,000	461,500	365,000
317,500	319,000	246,000	389,500	391,000	303,600	461,500	463,000	366,350
319,000	320,500	247,200	391,000	392,500	304,800	463,000	464,500	367,700
320,500	322,000	248,400	392,500	394,000	306,000	464,500	466,000	369,050
322,000	323,500	249,600	394,000	395,500	307,200	466,000	467,500	370,400
323,500	325,000	250,800	395,500	397,000	308,400	467,500	469,000	371,750
325,000	326,500	252,000	397,000	398,500	309,600	469,000	470,500	373,100
326,500	328,000	253,200	398,500	400,000	310,800	470,500	472,000	374,450
328,000	329,500	254,400	400,000	401,500	312,000	472,000	473,500	375,800
329,500	331,000	255,600	401,500	403,000	313,200	473,500	475,000	377,150
331,000	332,500	256,800	403,000	404,500	314,400	475,000	476,500	378,500
332,500	334,000	258,000	404,500	406,000	315,600	476,500	478,000	379,850
334,000	335,500	259,200	406,000	407,500	316,800	478,000	479,500	381,200
335,500	337,000	260,400	407,500	409,000	318,000	479,500	481,000	382,550

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
481,000	482,500	383,900	556,000	558,000	451,400	636,000	638,000	523,400
482,500	484,000	385,250	558,000	560,000	453,200	638,000	640,000	525,200
484,000	485,500	386,600	560,000	562,000	455,000	640,000	642,000	527,000
485,500	487,000	387,950	562,000	564,000	456,800	642,000	644,000	528,800
487,000	488,500	389,300	564,000	566,000	458,600	644,000	646,000	530,600
488,500	490,000	390,650	566,000	568,000	460,400	646,000	648,000	532,400
490,000	491,500	392,000	568,000	570,000	462,200	648,000	650,000	534,200
491,500	493,000	393,350	570,000	572,000	464,000	650,000	652,000	536,000
493,000	494,500	394,700	572,000	574,000	465,800	652,000	654,000	537,800
494,500	496,000	396,050	574,000	576,000	467,600	654,000	656,000	539,600
496,000	498,000	397,400	576,000	578,000	469,400	656,000	658,000	541,400
498,000	500,000	399,200	578,000	580,000	471,200	658,000	660,000	543,200
500,000	502,000	401,000	580,000	582,000	473,000	660,000	662,000	545,000
502,000	504,000	402,800	582,000	584,000	474,800	662,000	664,000	546,800
504,000	506,000	404,600	584,000	586,000	476,600	664,000	666,000	548,600
506,000	508,000	406,400	586,000	588,000	478,400	666,000	668,000	550,400
508,000	510,000	408,200	588,000	590,000	480,200	668,000	670,000	552,200
510,000	512,000	410,000	590,000	592,000	482,000	670,000	672,000	554,000
512,000	514,000	411,800	592,000	594,000	483,800	672,000	674,000	555,800
514,000	516,000	413,600	594,000	596,000	485,600	674,000	676,000	557,600
516,000	518,000	415,400	596,000	598,000	487,400	676,000	678,000	559,400
518,000	520,000	417,200	598,000	600,000	489,200	678,000	680,000	561,200
520,000	522,000	419,000	600,000	602,000	491,000	680,000	682,000	563,000
522,000	524,000	420,800	602,000	604,000	492,800	682,000	684,000	564,800
524,000	526,000	422,600	604,000	606,000	494,600	684,000	686,000	566,600
526,000	528,000	424,400	606,000	608,000	496,400	686,000	688,000	568,400
528,000	530,000	426,200	608,000	610,000	498,200	688,000	690,000	570,200
530,000	532,000	428,000	610,000	612,000	500,000	690,000	692,000	572,000
532,000	534,000	429,800	612,000	614,000	501,800	692,000	694,000	573,800
534,000	536,000	431,600	614,000	616,000	503,600	694,000	696,000	575,600
536,000	538,000	433,400	616,000	618,000	505,400	696,000	698,000	577,400
538,000	540,000	435,200	618,000	620,000	507,200	698,000	700,000	579,200
540,000	542,000	437,000	620,000	622,000	509,000	700,000	702,000	581,000
542,000	544,000	438,800	622,000	624,000	510,800	702,000	704,000	582,800
544,000	546,000	440,600	624,000	626,000	512,600	704,000	706,000	584,600
546,000	548,000	442,400	626,000	628,000	514,400	706,000	708,000	586,400
548,000	550,000	444,200	628,000	630,000	516,200	708,000	710,000	588,200
550,000	552,000	446,000	630,000	632,000	518,000	710,000	円以上	給与の金額から 120,000円を 控除した金額
552,000	554,000	447,800	632,000	634,000	519,800			
554,000	556,000	449,600	634,000	636,000	521,600			

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用し、昭和三十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第三項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用する。
- 4 新法第十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行前に信託会社が信託財産に属する公債又は社債についてした租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第八条第一項第一号の登録は、新法第十八条第三項の登録とみなす。
- 5 昭和三十六年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が三千円に満たないときは、

予定納税基準額がないものとする。

- 一 納税義務者の昭和三十五年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（同年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額及び基礎控除額並びに新法第十一条の八第一項又は第十一条の九第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した配偶者控除額及び扶養控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、新法の規定により計算した

障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額及び勤労学生控除額並びに旧法の規定による配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二 納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十五年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三 前号に規定する給与所得以外の昭和三十五年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四 昭和三十五年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）

6 新法第十一条の二第二項又は第三項の規定に該当する納税義務者の前項に定める昭和三十六年分の予定納税基準額は、次項及び第八項に定めるところに従い、昭和三十五年分の総所得金額その他同年分の所得税額の計算の基礎となつた事項を調整したものをもととして計算した金額にすることができ、るものとする。

7 前項の規定の適用を受けようとする納税義務者は、昭和三十六年五月一日の現況により、同月十五日まで（新法第七条の二に規定する特別農業所得者にあつては、同年九月一日の現況により、同月十五日まで）に、政令で定めるところにより、その同年分の見積りに係る新法第十一条の二第二項の規定による青色専従者給与額その前年において旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額又は新法第十一条の二第三項の規定による事業専従者控除額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 前項の申請書の提出があつた場合における第五項の規定の適用については、政令で定めるところにより、当該申請書に記載されたところ（その記載されたところが新法第十一条の二第二項又は第三項の規定に従っていないときは、これらの規定に従つて税務署長が修正したところ）に従い、第五項第一号の総所得金額は、同号の規定により計算した金額から前項の青色専従者給与額の増加額又は事業専従者控除額に相当する金額を控除した金額によるものとし、同号の課税総所得金額若しくは所得税額の計算の基礎となつた事実又は第五項第二号の税額の計算の基礎となつた事実については、当該青色専従者給与額の増加額又は事業専従者控除額に係る青色事業専従者又は事業専従者に該当する者は、当該納税義務者又は他の納税義務者の扶養親族でなかつたものとする。

9 税務署長は、前項の場合において、第七項の申請書に記載されたところを修正して予定納税基準額を計算したときは、新法第二十一条の四第一項の規定による通知をする書面に、その修正したところを附記しなければならない。

三十一日までの間に臨時特例法第八条の規定の適用を受けた場合において、同条第二号の金額がその適用に係る給与所得につき新法第四十条第一項の規定を適用した場合における同項第二号の税額をこえるときは、当該給与所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額（臨時特例法第四条第一項又は第五条第二項の規定により読み替えられた旧法第三十八条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項の規定により徴収された所得税

額に相当するものに限り、)の還付を請求することができる。

24 前項に規定する給与所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十六年度の所得税についての申告、更正若しくは決定、納付、徴収(給与所得に係る源泉徴収を除く。又は還付(当該請求に係る還付を除く。))に関する規定の適用については、当該請求に係る給与所得について臨時特例法第八條第二号の規定により計算した金額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

25 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「所得税法第三十八條第一項若しくは第四項」を「所得税法第三十八條第一項若しくは第五項」に改める。

第九條第二項中「同法第三十八條第一項若しくは第四項」を「同法第三十八條第一項若しくは第五項」に改め、同條第三項中「所得税法第三十八條第一項又は第四項」を「所得税法第三十八條第一項又は第五項」に改める。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

26 国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第一項第三号中「所得税法第八條第六項」を「所得税法第八條第八項」に改める。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 博平

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「酒販組合中央会」の下に、非出資組合である「新重要物産」を加える。

第六條の見出し中「重要物産」を「新重要物産」に改め、同條第一項中「重要物産」を「新重要物産」に改め、「所得に対する法人税」の下に

「(第十七條の二の規定の適用がある場合には、同條第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。)」を加え、同條第二項及び第三項中「重要物産」を「新重要物産」に改める。

第九條第七項中「商工組合、商工組合連合会」を「出資組合である商工組合及び商工組合連合会」に、「及び商工組合中央金庫」を並びに商工組合中央金庫に改める。

第九條の六第一項中「証券投資信託の収益の分配を」と「証券投資信託(公社債投資信託を除く。以下本項において同じ。の収益の分配を)」に改める。

第十七條第三項第一号中「重要物産」を「新重要物産」に改める。

第十七條の二第一項を次のように改める。

同族会社(同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうちを選定しないので同族会社となる会社に限り。が各事業年度(清算中の事業年度を除く。の所得(第六條の規定により法人税を免除する所得及び第九條の六又は第九條の九の規定により益金に算入しない金額を含む。以下本条において所得等という。の全部又は一部を留保した場合において、当該留保金額が当該事業年

度の所得等の金額に百分の十を乗じて計算した金額に相当する金額又は年五十万円のいずれが多い金額(当該金額が当該事業年度終了の日における当該同族会社の資本又は出資の金額の四分の一に相当する金額から同日における積立金額(当該事業年度の所得等に係る部分の金額を除く。を控除した金額に満たないときは、その控除後の金額)をこえるときは、当該事業年度の所得に対する法人税額は、前條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した法人税額に、そのこえる金額をそれぞれ左の各級に区分して進次に各割合を適用して計算した金額の合計額を加算した金額とする。

年三十万円の金額 百分の十
年三十万円をこえる金額 百分の十五
年一億円をこえる金額 百分の二十

第十七條の二第二項中「所得(第六條の規定により法人税を免除する所得を除き、第九條の六の規定により益金に算入しない金額を含む。を「所得等」に、「当該所得に対して」を「当該事業年度の所得に対して」に、「当該所得に係る」を「当該所得等に係る」に改め、同條に次の一項を加える。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。の規定は、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、これらの法人の昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。))について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六條及び第十七條の二の規定は、法人(同法第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法

前條第二項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

この場合において、同條第二項中「年二十万円の」とあるのは「年五十万円、年三十万円又は年一億円」と、「二百万円」とあるのは「それぞれこれらの金額に」と読み替へるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。の規定は、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会については、これらの法人の昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。))について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六條及び第十七條の二の規定は、法人(同法第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

人税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 利子所得及び配当所得(第三條―第九條)」を「第一節 利子所得(第三條―第八條)」を

子所得(第三條―第八條)

配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当控除の特例(第八條の二)源泉徴収税率の特例(第九條)

に、「第三節 給与所得(第二十九條)」を「第三節 削除」に、「第三條 居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例(第三十五條―第三十九條)」を「第三條 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十五條―第三十九條)」に、「第五節 貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」を「第五節 貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」に、「第六節 貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」を「第六節 貯蓄控除(第四十一條の二―第四十一條の六)」に、「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例(第四十二條―第四十二條の二)」を「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例(第四十二條―第四十二條の二)」に改める。

第一条中「課税標準」の下に「若しくは税額」を加える。

第二条第一項第二号中「証券投資信託」を「公社債投資信託」に改め、

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年三月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 鶴平殿

一 内国法人 法人税法第一条第一項第一号に掲げる法人をい

う。

二 人格のない社団等 法人税法

第一条第二項に規定する人格の

ない社団等をいう。

「第一節 利子所得及び配当所得」

を「第一節 利子所得」に改める。

第三条第一項中「昭和三十六年三

月三十一日」を「昭和三十七年三月

十一日」に、「利子の」を「公債、社債

(特別の法令により設立された法人

の発行する債券を含む。以下同じ。)

若しくは預金の利子、合同運用信託

の利益又は公社債投資信託の収益

の」に、「次項」を「第三項まで」に

改め、同条第二項中「昭和三十六

年三月三十一日」を「昭和三十七年三

月三十一日」に改め、同条第三項中

「前二項の規定に該当する者」を「前

二項に規定する者」に、「昭和三十六

年三月三十一日」を「昭和三十七年三

月三十一日」に改め、同条第四項中「昭

和三十六年三月三十一日」を「昭和

三十七年三月三十一日」に改める。

第八条の次に次の節名及び一款を

加える。

第一節の二 配当所得

第一款 配当等に充てた

所得に係る法人

税の軽減措置に

伴う配当控除の

特例

(配当等に充てた所得に係る法人税の軽減措置に伴う配当控除の特例)

第八条の二 個人の昭和三十七年分

以後の各年分の総所得金額のうち

に所得税法第十五條の六に規定す

る法人から受ける配当所得(利息

の配当を除く)がある場合における

同条の規定の適用については、

同条中「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」と、「百分の十」とあ

るのは「百分の七・五」と、「百分

の五」とあるのは「百分の三・七

五」とする。

第九条の前に次の款名を加える。

第二款 源泉徴収税率の

特例

第九条第一項中「昭和三十六年三

月三十一日」を「昭和三十七年三月

三十一日」に改め、「第十七條、」を削

る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条の見出し中「初年度二分の一償却」を「特別償却」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次

の各号に掲げるものが、当該各号

に掲げる機械その他の設備及び船

舶(以下この条において「合理化機

械等」という。)につき政令で定め

る期間内に、合理化機械等とその

製作後事業の用に供されたことの

ないものを取得し、又は合理化機

械等を製作して、これを当該個人

の当該各号に規定する事業の用に

供した場合においては、その用に供した

日の属する年における当該個人の

事業所得の計算上、当該合理化機

械等の減価償却費として必要な経

費に算入する金額は、所得税法第

十條第二項の規定にかかわらず、

当該合理化機械等について同項の

規定により計算した減価償却費の

額とその取得価額の三分の一(船

舶については、十分の一)に相当

する金額との合計額(以下この条

において「合計償却限度額」とい

う。)以下の金額で当該個人が必要

な経費として計算した金額とす

る。ただし、当該合理化機械等の

減価償却費として同項の規定によ

り必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

一 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む個人 当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

二 政令で定める中小企業者に該当する個人 当該中小企業者の営む事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備
三 政令で定める海上運送業を営む個人 当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶

第十一条第二項中「取得価額の二分の一に相当する金額」を「合計償却限度額」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 前二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの書類に合理化機械等の減価償却費の額の計算に関する

明細書の添附がある場合に限り、適用する。

第十二条を次のように改める。
(試験研究用機械設備等の特別償却)

第十二条 青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行なうものが、当該試験研究についての同法第四条第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した減価償却費の額と、その取得価額の三分の一に相当する金額との合計額以下の金額で、当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入

される金額を下ることはできない。

2 青色申告書を提出する個人でその営む事業に関連のある新たな製品又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの(以下この項において「開発研究」という。)を行なうものが、昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び設備で政令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。以下この項において「開発研究機械等」という。)でその製作後、事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究機械等を製作して、これを当該開発研究の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該開発研究機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該開発研究機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額と、その取得価額の十分の一に相当する金額との合計額以下の金額で、当該個人が必要な経

費として計算した金額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、第一項の場合にあつては「第十二條第一項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と、第二項の場合にあつては「第十二條第二項本文の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二條の二第一項中「当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額」を「当該機械設備等について同項の規定により計算した減価償却費の額と、その取得価額の三分の一に相当する金額との合計額」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

ことができる減価償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二條の二第三項を削り、同条第四項中「第十條第二項」を「第十一條第三項」に、「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三條第二項中「第十條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第十五條第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「二分の一」を「その合計償却限度額に、百分の九十」を「その取得価額の百分の九十に相当する金額」に改め、同条第八項中「第十條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第十六條第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十條第一項又は」を削り、同条第三項中「第十條第二項」を「第十一條第三項」に改める。

第十七條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二條の二第一項本文の規定により必要な経費に算入する

する金額」と読み替えるものとす
る。

第十七条第五項中「第十条第二項」
を「第十一条第三項」に改める。

第十九条第一項第一号中「百分の
九十二」を「百分の九十四(国際的な
市場で取引される等のため価格変動
の著しい物品として政令で定めるも
の(以下この条において「価格変動の
著しい物品」という。))」について、
百分の九十二」に改め、同項第二号
中「百分の九十二」を「百分の九十四
(価格変動の著しい物品については、
百分の九十二)」に改め、同条第三項
中「当該たな卸資産を」の下に「価格
変動の著しい物品に該当するたな卸
資産とその他のたな卸資産とに区分
して計算するものとする。この場合
において、価格変動の著しい物品に
該当するたな卸資産以外のたな卸資
産については、」を加える。

第二十一条第一項中「昭和三十六
年三月三十一日」を「昭和三十九年三
月三十一日」に改める。
第二十一条の二を削り、第二十一
条の三第一項中「昭和三十六年三月
三十一日」を「昭和三十九年三月三十
一日」に改め、同条を第二十一条の
二とする。

第二十二条中「又は第二十一条の
第二項」を削り、「第二十一条第一
項第三号」を「同項第三号」に改め
る。

第二十三条の見出し中「及び割増
控除」を削り、同条第一項中「昭和
三十六年三月三十一日」を「昭和三十
九年三月三十一日」に改め、同条第三
項を削り、同条第四項を同条第三
項とし、同条第五項を同条第四項と

し、同条第六項中「昭和三十六年三
月三十一日」を「昭和三十九年三月三
十一日」に、「第二十一条の三第三
項」を「第二十一条の二第三項」に、
「輸出取引又は」を「第二十一条第一
項各号に掲げる取引又は」に、「第
二十一条の二第二項又は第二十一条の
三第一項」を「又は第二十一条の二
第一項」に改め、同項に後段として
次のように加え、同項を同条第五項
とする。

この場合においては、第二十一
条第五項の規定を準用する。

第二十四条第一項中「昭和三十六
年三月三十一日」を「昭和三十九年三
月三十一日」に、「麦又は粟種の植付
をした」を「小麦、粟種その他政令で
定める飼料作物(以下この項にお
いて「小麦等」という。)の播種又は植
付けをした」に、「麦又は粟種の植付
がされ」を「小麦等の播種又は植付け
がされ」に、「当該植付」を「当該播種
又は植付け」に、「当該麦又は粟種の
植付」を「当該小麦等の播種又は植付
け」に改める。

第二十五条第一項中「昭和三十六
年三月三十一日」を「昭和三十九年三
月三十一日」に、「麦又は粟種の植付
をした」を「小麦、粟種その他政令で
定める飼料作物(以下この項にお
いて「小麦等」という。)の播種又は植
付けをした」に、「麦又は粟種の植付
がされ」を「小麦等の播種又は植付け
がされ」に、「当該植付」を「当該播種
又は植付け」に、「当該麦又は粟種の
植付」を「当該小麦等の播種又は植付
け」に改める。

第二十八条第一項中「昭和三十六
年三月三十一日」を「昭和三十八年三
月三十一日」に、「百分の十」を「百分
の十五」に改める。

第二章第三節を次のように改め
る。

第三節 削除

第二十九条 削除

第三十一条第一項中「同種の資産」
の下に「その他のこれに代わるべき

資産を加え、同条第二項中「翌年で
同日から一年以内の期間内」を「翌年
一月一日から取用等のあつた日以後
一年を経過した日までの期間(当該
取用等に係る事業の全部又は一部が
完了しないため、当該期間内に代替資
産を取得することが困難である場合
で政令で定める場合には、当該代替
資産については、同年一月一日から
政令で定める日までの期間内)に改
める。

第三十三条の二第一項中「四月以
内」の下に、「当該取用地等のあ
つた日の属する年分の所得税につい
ての」を加え、同条第二項に後段と
して次のように加える。

この場合においては、当該更正に
ついての同法第四十六条の二の規
定の適用については、同条第一項
中「これらの申告書の提出期限か
ら」とあるのは「租税特別措置法第
三十三条の二第一項の規定による
修正申告書の提出期限から」と、
「これらの申告書の提出があつた」
とあるのは「当該申告書の提出が
あつた」と、「これらの申告書を提
出した日」とあるのは「当該申告書
を提出した日」とする。

第三十三条の二に次の一項を加え
る。

3 第三十一条第二項の規定の適用
を受けた者が第一項各号に掲げる
場合に該当することにより納付す
べきこととなつた所得税額につい
ての所得税法第五十四条の規定の
適用については、同条第一項第二
号及び第二項中「確定申告書」とあ
るのは、「租税特別措置法第三十

三条の二第一項の規定による修正
申告書」とする。

第二章第四節第三款の款名中「場
合」を「場合等」に改める。

第三十六条第一項中「譲渡のあつ
た日」を「譲渡の日」に、「更正の請
求を」その譲渡の日の属する年分の
所得税についての更正の請求」に改
め、同条第二項及び第三項中「四月
以内」の下に、「同項に規定する譲
渡の日の属する年分の所得税につい
ての」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加え
る。

(居住用財産の譲渡所得の特別控
除)

第三十八条の二 個人が、その居住
の用に供している家屋で政令で定
めるものを譲渡し、当該家屋とと
もにその敷地の用に供されている
土地若しくは当該土地の上に存す
る権利を譲渡し、又は災害により
滅失した当該家屋の敷地に供され
ていた土地(建物又は堅固な構築
物の敷地となつていないものを除
く)をその災害のあつた日から一
年以内に譲渡した場合(当該個人
の配偶者その他当該個人と政令で
定める特別の関係がある者に對し
て譲渡した場合を除く)には、当
該譲渡に係る資産の全部又は一部
につき第三十三条の規定の適用を
受ける場合を除き、当該譲渡の日
の属する年分の所得税についての
所得税法第九条第一項又は第九条
の三第一項の規定の適用について
は、同法第九条第一項中「十五万
円を控除した金額」とあるのは、五
十万円(同項第八号に規定する所

得の金額のうち租税特別措置法第
三十八条の二第一項に規定する資
産の譲渡に係る部分の金額が三十
五万円に満たない場合には、その
満たない金額を控除した金額。以
下第九条の三第一項第三号及び第
六号において同じ。)を控除した金
額」と、同法第九条の三第一項第
三号及び第六号中「十五万円」とあ
るのは「五十万円」とする。

2 前項の規定は、その適用を受け
ようとする者の同項に規定する資
産を譲渡した日の属する年分の確
定申告書等に、同項の規定の適用
を受けようとする旨及び同項の規
定に該当する事由並びに当該譲渡
に係る所得の計算に関する明細の
記載がない場合には、適用しな
い。

第二章第五節の次に次の一節を
加える。

第六節 その他の特例

(南西諸島に住所を有する非居住
者に係る所得税の特例)

第四十一条の七 硫黄島、伊平屋
島又は北緯二十七度以南の南西諸
島(大東諸島を含む。)に住所を有
し、かつ、所得税法の施行地に六
月以上居所を有すると認められる
非居住者が政令で定めるものにつ
いては、その者が同法の施行地に
居所を有する間、同法第二十条第
二項に規定する非居住者とみなして
同法その他の所得税に関する法令
の規定を適用する。ただし、その
者について本文の規定を適用して
計算した所得税額(利子税額、過
少申告加算税額、重加算税額及び

延滞加算税額に相当する税額を除く。以下この項において同じ。）が本文の規定を適用しないものとしてこれらの法令の規定により計算した所得税額（以下この条において「非居住者としての税額」という。）をこえる場合には、当該非居住者としての税額をもつてその者の納付すべき所得税額とする。

2 前項ただし書の規定は、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定の適用に関する記載をした確定申告書等を提出した場合に限り、適用する。

3 前項に規定する確定申告書等を提出する者については、その者に係る非居住者としての税額をもつて所得税法第二十六条第三項第三号に掲げる所得税額（同法第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書にあつては、これらの申告書に記載すべき当該所得税額に相当する税額）とみなす。

「第一節 減価償却の特例」を「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の特例」に改める。

第四十二条を次のように改める。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）

第四十二条 内国法人（人格のない社団等を除く。以下次条第四項において同じ。）が昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度に係る利益の配当又は剰余金の分配をした場合において、当該利益の配当又は剰余金の分配の金額で、当該事業年度の所得（次条の規定を適用しないで計算した場合の所得とし、昭和三十七年一月一日以後に受けた益金に算入しない配当等の金額）に算入しない金額をいう。以下この項及び次条において同じ。）を含む。）のうちから配当又は分配をしたものとして政令で定める金額（以下次条第一項において「所得等からした配当等の金額」という。）が当該益金に算入しない配当等の金額をこえるときは、そのこえる金額に相当する当該事業年度の所得の金額（以下この条において「軽減税率適用所得金額」という。）については、同法第十七条第一項第一号の規定にかかわらず、次の税率により、法人税を課する。

法人税法第九條第七項に掲げる法人

軽減税率適用所得金額の百分の二十

その他の法人

軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額

百分の二十四

軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額以外

の金額

百分の二十八

前項に規定するその他の法人の軽減税率適用所得金額のうち年二百万円以下の所得金額から成る部分の金額は、当該軽減税率適用所得金額に、当該事業年度の所得の金額のうち年二百万円以下の所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第十條の三第一項の規定の適用については、同項中「第十七条第一項第一号の税率」とあるのは、「第十七条第一項第一号又は租税特別措置法第四十二条第一項の税率」とする。

第四十二条の次に次の一条及び節名を加える。

（法人の受けた配当等の益金不算入の特例等）

第四十二条の二 内国法人（第三項に規定するものを除く。）が昭和三十七年一月一日以後に終了する各事業年度において受けた益金に算入しない配当等の金額（同日以後最初に終了する事業年度については、同日以後に受けたものに限る。以下第三項において同じ。）が、所得等からした配当等の金額（当該各事業年度において欠損金額がある場合には、同日以後に受けた益金に算入しない配当等の金額に係るものとして政令で定める金額）をこえる場合には、そのこえる金額の百分の二十五に相当する金額は、法人税法第九條の六の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

2 前項に規定する欠損金額は、各事業年度の総損金と同項の規定を適用しないものとした場合における当該事業年度の総益金をこえる場合のそのこえる損金の額をいう。

3 法人税法第五條第一項各号に掲げる法人その他法令の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配をしないものとされている法人又は人格のない社団等が昭和三十七年一月一日以後に終了する各事業年度において受けた益金に算入しない配当等の金額がある場合には、当該金額の百分の二十五に相当する金額は、同法第九條の六の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 清算中の内国法人（法人税法第五條第一項各号に掲げる法人を除く。）が昭和三十七年一月一日以後に内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託（同法第九條の六第一項に規定する証券投資信託をいう。）の収益の分配の金額（同条第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配により受けた金額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の金額」という。）を受けた場合には、同法第九條の六第一項に規定する同法第九條の六第一項の規定の適用については、同条第三項第二号に掲げる金額は、同条の規定にかかわらず、当該金額から、当該金額のうち同日以後に受けた配当等の金額に係る部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額とする。

第一節の二 減価償却の特例

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

（合理化機械等の特別償却）

第四十三条 法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）で青色申告書を提出するもののうち次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる機械その他の設備及び船舶（以下この条において「合理化機械等」という。）につき政令で定める期間内に、合理化機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該法人の当該各号に規定する事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得範囲額の三分の一（船舶については、十分の一）に相当する金額（以下この条において「特別償却範囲額」という。）との合計額とする。

一 企業合理化促進法第六條に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営む法人 第十一條第一項第一号に掲げる機械その他の設備

二 政令で定める中小企業者に該当する法人 第十一條第一項第二号に掲げる機械その他の設備

三 政令で定める海上運送業を営む法人 第十一條第一項第三号に掲げる船舶

四 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、小型船海運組合、小型船海運組合連合会、環境衛生同業組合、塩業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産

- 加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けない森林組合を除く。以下第五十九条第一項において同じ。）並びに森林組合連合会これらの法人の営む協同事業の経営の合理化に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備
- 2 前項の場合において、同項各号に掲げる法人が当該事業年度において当該事業の用に供した各合理化機械等についてした償却の額で当該合理化機械等の特別償却範囲額に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「特別償却実施額」という。）の合計額が、当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額をこえるときは、法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、同項の規定にかかわらず、当該特別償却範囲額と、当該特別償却実施額からそのこえる金額のうち当該特別償却実施額に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額を控除した金額との合計額とする。
- 3 前項の場合において、当該合理化機械等の特別償却範囲額から、その特別償却実施額のうち当該事業年度の所得の計算上損金に算入された部分の金額を控除した金額は、当該合理化機械等の法人税法及び同法に基づく命令の規定による償却額の計算については、償却不足額とみなす。
- 4 前二項の規定は、当該事業年度において第一項の規定の適用を受けた合理化機械等の特別償却範囲額の合計額が一年一億円に達しない場合における当該合理化機械等については、適用しない。
- 5 前項の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同項中「一年一億円」とあるのは、一億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。
- （試験研究用機械設備等の特別償却）
- 第四十四条 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行なうものが、同法第四条第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該開発研究機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額の十分の一に相当する金額との合計額とする。
- 3 前条第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。
- 第四十四条の二 第一項中「当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額を」と「当該償却範囲額とその取得価額の十分の一に相当する金額との合計額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に、「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とする。
- 第四十五条を次のように改める。
- 第四十六条 削除
- 第四十六条第二項を次のように改める。
- 2 前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基づく命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前五年度以内に開始した事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。）において当該貸家住宅についてした償却の額が同項の規定により計算した償却範囲額（この項の規定による償却不足額があるときは、当該償却不足額を加算する前の金額）に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの所得の計算上、総益金から控除されなかつた金額とする。
- 第四十六条に次の一項を加える。
- 第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 第四十八条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に改める。
- 第四十九条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項又は」を削り、同条第三項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に改める。
- 第五十条第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「播種」を「播種」に改める。
- 第五十一条第四項中「第四十二条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「第四十二条第三項」を「第四十三条第六項」に改める。
- 第五十三条第一項第一号イ中「百分の九十二」を「百分の九十四（国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの（以下この条において「価格変動の著しい物品」という。）については、百分の九十二）」に改め、同号ロ中「百分の九十六」を「百分の九十七」に改め、同項第二号イ中「百分の九十二」を「百分の九十四（価格変動の著しい物品については、百分の九十二）」に改め、同号ロ中「百分の九十六」を「百分の九十七」に改め、同項第三号甲「百分の九十六株式については、百分の九十二」を「百分の九十七」に改め、同項第三号乙「百分の九十二」を「百分の九十七（証券取引所に上場されている株式その他これに準する流通性を有する株式で政令で定めるもの（以下第三項において「上場株式等」という。）については、百分の九十二）」に改め、同条第三項を次のように改める。
- 3 第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな卸資産を価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産とその他のたな卸資産とに区分し、同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる金額は、当該有価証券を株式とその他の有価証券とに区分し、同項第三号に掲げる金額は、当該有価証券を上場株式等とその他の有価証券とに区分して

計算するものとする。この場合に
おいて、価格変動の著しい物品に
該当するたな卸資産以外のたな卸
資産については、当該たな卸資産
を政令で定める事業の種類ごとに
区分し、又は更に商品若しくは製
品、半製品若しくは仕掛品、主要
原材料、補助原材料その他のたな
卸資産に区分して計算することが
できるものとする。

第五十五条第一項中「昭和三十六
年三月三十一日」を昭和三十九年三
月三十一日」に改め、同条第七項中
「所得の金額に含まれるものとし
」を「同項に規定する所得の金額に
改め、第十七条の二の下に「第一項
及び」を加え、「所得の金額に含ま
れない」をこれらの規定に規定する
所得等の金額にそれぞれ含まれる
に改める。

第五十五条の二を削り、第五十五
条の三第一項中「昭和三十六年三月
三十一日」を昭和三十九年三月三十
一日」に改め、同条を第五十五条の
二とする。

第五十六条中「又は第五十五条の
二第一項を削り、第五十五条第一
項第三号」を「同項第三号」に改め、
同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受けた法
人のこれらの規定により益金に算
入された金額は、法人税法第十七
条の二第一項及び第二項の規定の
適用については、同条第一項に規
定する百分の十を乗じて計算した
金額の算定の基礎となる所得等の
金額及び同条第二項に規定する所
得等の金額に含まれないものとす
る。

第五十六条の二を削る。

第五十七条の見出し中「及び割増
控除」を削り、同条第一項中「昭和三
十六年三月三十一日」を昭和三十九
年三月三十一日」に改め、同条第三
項を削り、同条第四項を同条第三項
とし、同条第五項を同条第四項と
し、同条第六項中「昭和三十六年三
月三十一日」を昭和三十九年三月三
十一日」に改め、第五十五条の三第三
項を「第五十五条の二第三項に、
「輸出取引又は」を「第五十五条第一
項各号に掲げる取引又は」に、第
五十五条の二第一項又は第五十五条の
三第一項」を「又は第五十五条の二
第一項」に改め、同項に後段として
次のように加え、同項を同条第五項
とする。

この場合においては、第五十五
条第六項の規定を準用する。
第五十八条を次のように改める。
第五十八条 削除
第五十九条第一項中「以下第六十
一条まで」を「以下この条及び次条」
に改める。

第六十一条を次のように改める。
第六十一条 削除
第六十二条及び第六十三条を次の
ように改める。

(交際費等の損金不算入)
第六十二条 法人が昭和三十六年四
月一日から昭和三十九年三月三十
一日までの間に開始する各事業年
度（清算中の事業年度を除く）に
おいて支出した交際費等の額が、三
百万円に当該事業年度終了の日に
おける資本又は出資の金額（これ
に準ずるものとして政令で定める
ものを含む）と資本積立金額、再

評価積立金額その他の政令で定め
る積立金の額との合計額の千分の
一に相当する金額を加算した金額
に当該事業年度の月数を乗じてこ
れを十二で除して計算した金額を
こえるときは、そのこえる部分の
金額の百分の二十に相当する金額
は、当該事業年度の所得の計算
上、損金に算入しない。

2 前項の月数は、暦に従って計算
し、一月に満たない端数を生じた
ときは、一月とする。

3 第一項に規定する交際費等と
は、交際費、接待費、機密費その
他の費用で、法人が、その得意
先、仕入先その他事業に関係のあ
る者等に対する接待、きより応、
慰安、贈答その他これらに類する
行為のために支出するもの（もつ
ぱら従業員等の慰安のために行なわ
れる運動会、演芸会、旅行等のた
めに通常要する費用その他政令で
定める費用を除く）をいう。

第六十三条 削除
第六十四条第一項中「同種の資産」
の下に「その他のこれに代わるべき
資産」を加え、「この項及び」を削
る。

第六十四条の二第一項中「開始の
日以後取用等のあつた日から一年以
内」を「開始の日から取用等のあつた
日以後一年を経過した日までの期間
（当該取用等に係る事業の全部又は
一部が完了しないため、当該期間内
に代替資産を取得することが困難で
ある場合で政令で定める場合には、
当該代替資産については、当該翌事
業年度開始の日から政令で定める日
までの期間。以下この条において

「指定期間」という。）に改め、同
条第二項中「取用等のあつた日から
一年以内」を「指定期間内」に改め、
同条第四項中「取用等のあつた日か
ら一年以内」を「指定期間内」に、
「取用等のあつた日から一年を」を「指
定期間を」に改め、同条第六項中「第十
六条第一項及び」を「第十六条第一項
の規定の適用については同項に規定
する所得の金額に」に改め、「第十
七条の二の下に「第一項及び」を加
え、「所得の金額に」を「これらの
規定に規定する所得等の金額にそれ
ぞれに改める。

第七十七条の見出し中「農地等」を
「農地」に改め、同条中「次の各号に
規定する交換が行われた場合」を「農
業委員会等に関する法律（昭和二十
六年法律第八十八号）第六条第二項
の規定に基づく農業委員会のあつせ
んにより耕作を目的とする土地の所
有権の交換が行なわれた場合」に、
「昭和三十六年三月三十一日」を「昭
和三十九年三月三十一日」に改め、
同条各号を削る。

第七十九条第一項中「昭和三十六
年三月三十一日」を昭和三十九年三
月三十一日」に、「就航する船舶」を
「就航することを目的とする船舶（事
業の用に供されたことのないものに
限る。）に改め、同条第二項中「就航
する船舶」を「就航することを目的と
する船舶」に改め、同条の次に次の
一条を加える。
(地方公共団体の公用又は公共用
の船舶の所有権取得の登記の免
税)
第七十九条の二 地方公共団体が、
その公用に供する船舶又は当該地

方公共団体の所在する地域とこれ
に密接な関係を有する地域との間
を連絡する航路で当該地方公共団
体がその住民の福祉に資するため
開設したものに就航することを目
的とする船舶で政令で定めるもの
について受ける所有権の取得の登
記については、登録税を免除す
る。

第八十条の二中「昭和三十六年三
月三十一日」を昭和三十九年三月三
十一日」に改める。
第八十四条第二項中「第六条」の下
に「第一項」を加える。

第九十二条中「昭和三十六年三月
三十一日」を昭和三十九年三月三十
一日」に改める。
附則第六条を次のように改める。
第六条 削除
附則第十三条を次のように改め
る。

第十三条 削除
附則
第一条 この法律は、昭和三十六年
四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過規定
の原則)
第二条 改正後の租税特別措置法
(以下「新法」という。)第二章の規
定は、別段の定めがあるものを除
くほか、昭和三十六年分以後の所
得税について適用し、昭和三十五
年分以前の所得税については、な
お従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過規
定)
第三条 新法第十一条の規定は、個
人が昭和三十六年四月一日（以下

「施行日」という。以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条第一項に規定する重要機械等又は旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第十条第一項に規定する重要機械等(同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。)又は旧法第十一条第一項に規定する合理化機械等(同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。)を同日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等又は合理化機械等の減価償却費の額の計算については、旧法第十条又は第十一条の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第十二条第一項及び第三項(同条第一項の規定に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に当該承認を受けるための申請を行なった場合における当該承認を受

けた機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第十二条の二の規定は、個人が施行日以後に企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なった場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第十六条第一項に規定する個人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第十条第一項又は第十一条第一項の規定の適用を受けるものに対する新法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十一条第一項」とあるのは、「第十一条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)附則第三条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第十条第一項若しくは第十一条第一項」とする。(個人の準備金に關する経過規定) 第四条 個人の昭和三十六年分の事業所得の金額を計算する場合にお

いて、昭和三十五年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額と昭和三十六年十二月三十一日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額(昭和三十六年分の事業所得に係る価格変動準備金勘定への繰入限度額の計算について当該事業所得を昭和三十五年分以前の年分の事業所得とみなした場合に旧法附則第六条第二項の規定の適用がある者については、同項の規定の例により計算した金額)が、同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる個人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九条第一項の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計

額とのいずれか多い金額を控除した金額
(個人の輸出所得に關する経過規定)
第五条 個人の旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各年の当該期間内における旧法第二十一条第一項各号に掲げる取引(以下この条において「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、旧法第二十一条の二第二項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該個人のその年中の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の必要経費への算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前における旧法第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し旧法第二十一条の二第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち旧法第二十一条に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るものの総収入金額への算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 個人が施行日前にした旧法第二十三条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされため同条第三項に規定する事由が生じた場合における当該取引に係る旧法第二十一条の二第一項各号に掲げる金額の必要経費への算入については、旧法第二十三条

第三項の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に旧法第二十一条第二項の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、旧法第二十三条第六項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第二十一条の二第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第二十三条第六項に規定する必要な経費に算入されるべき金額に相當する金額の必要経費への算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(農業所得に關する経過規定)

第六条 新法第二十四条及び第二十五条の規定は、昭和三十六年一月一日以後に生じた新法第二十四条第一項又は第二十五条第一項に規定する農産物に係る所得に対する所得税について適用し、施行日前に栽培を開始し、又は播種若しくは植付けをした旧法第二十四条第一項又は第二十五条第一項に規定する農産物に係る昭和三十六年分の所得に対する所得税については、なお従前の例による。

(外国技術使用料課税に關する経過規定)

第七条 旧法第二十八条第一項に規定する者が施行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外国技術を提供することにより受ける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けべきものに係る所得税について

は、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人に関するその他の経過規定)
 第八条 旧法第二十九条第一項各号に掲げる者が昭和三十五年十二月三十一日までに支払を受けるべきであつた同項各号に掲げる給与所得に係る所得税については、なお従前の例による。

2 新法第三十一条(同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)及び第三十三条の二第二項の規定は、昭和三十六年一月一日以後に新法第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡(消滅を含む。)以下この項において同じ。)に係る所得税について適用し、同日前に旧法第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

3 新法第三十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同項に規定する者の納付すべき所得税額に係る利子税額について適用する。
 4 新法第四十一条の七の規定は、施行日以後に所得税法の施行地に居所を有することとなる同条第一項に規定する非居住者について適用する。
 (法人税の特例に関する経過規定の原則)
 第九条 新法第三章の規定は、別段

の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和二十二年法律第二十八号)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定)
 第十条 新法第四十二条第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が同日以前に開始し、昭和三十六年九月三十日以後に終了するものに対する同項の規定の適用については、同項中「昭和三十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和三十六年四月一日以前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度又は同年四月一日以後に開始する各事業年度」と、「そのこえる金額」とあるのは「そのこえる金額(昭和三十六年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度について、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数(暦に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てて)で除して計算した金額)」とする。

(法人の減価償却に関する経過規定)
 第十一条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用する。し、法人が同日以前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第四十二条第一項に規定する重要機械等、旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等又は旧法第四十五条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第四十二条第一項に規定する重要機械等(同日以前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。)、旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等(同日以前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。又は旧法第四十五条第一項に規定する協同事業用機械等(同項に規定する法人で同日以後に同項に規定する直前事業年度終了の日が到来するものに係るものに限る。))を施行日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等、合理化機械等又は協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、旧法第四十二条、第四十三条又は第四十五条の規定は、なおその効力を有する。

4 新法第四十四条の二の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けたための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が、同日以前に当該承認を受けたための申請を行なつた場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十九条第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定の適用を受けるものに對する新法第四十九条第二項の規定の適用については、同項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第四十三条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条第一項若しくは第四十三条第一項」とする。

3 新法第四十四条第一項及び第三項(同条第一項の規定に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日以前に当該承認を受けるための申請を行

る事業年度(以下この項において「改正事業年度」という。)において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の勘定と改正事業年度終了の日における旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額(改正事業年度の所得に係る価格変動準備金勘定への繰入限度額の計算について改正事業年度を施行日前に終了した事業年度とみなした場合に旧法附則第十三条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額)が、同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいづれが多い金額を控除した金額（法人の輸出所得に關する経過規定）

第十三条 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該期間内における旧法第五十五条第一項各号に掲げる取引（以下この条において「輸出取引」という。）による収入金額の合計額が、旧法第五十五条の二第二項に規定する基準輸出金額に当該事業年度の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該事業年度の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の損金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二第一項の規定により損金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）による改正後の法人税法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとす。

3 施行日前における旧法第五十五条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し旧法

第五十五条の二第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るものの益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十六条の規定により益金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律による改正後の法人税法第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の十を乗じて計算した金額の算定の基礎となる所得等の金額及び同条第二項に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

5 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 法人が施行日前にした旧法第五十七条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされたため同条第三項に規定する事由が生じた場合における当該取引に係る旧法第五十五条の二第一項各号に掲げる金額の損金算入については、旧法第五十七条第三項の規定は、なおその効力を有する。

7 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、旧法第五十七条第六項

に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第五十五条の二第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第五十七条第六項に規定する損金に算入されるべき金額に相当する金額の損金算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

（協同組合の課税に關する経過規定）

第十四条 旧法第五十八条及び第六十一条第一項に規定する法人の昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度の所得に對する法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十一条第一項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞手その他剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合におけるそのこえる金額の益金算入については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（法人の交際費の課税に關する経過規定）

第十五条 法人の施行日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十三条第二項に規定する交際費等については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に關する経過規定）

第十六条 新法第六十四条及び第六十四条の二（これらの規定を新法

第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該當することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅を含む。）以下この条において同じ。）に係る法人税について適用し、同日前に旧法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該當することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（登録税法の特例に關する経過規定）

第十七条 昭和三十三年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に旧法第七十七条第二号に規定する指示により交換した塩田の所有権の取得の登記の登録税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

物品税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十三日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

（个々及び一は衆議院修正）
物品税法等の一部を改正する法律案

物品税法等の一部を改正する法律
（物品税法の一部改正）
第一条 物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二種第一号中「四千平方厘を三千平方厘」に改め、同種第三十七号中「輪距二百五十四厘以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四厘以下」を「輪距二百七十厘以下ニシテ幅百七十厘以下ノモノ其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百七十厘以下幅百七十厘以下」に、「千五百立方厘」を「二千立方厘」に改める。

（物品税法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 物品税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第五百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第七項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、改正後の物品税法（以下新法という。）第一条第一項の規定中次の各号に掲げる物品に係る部分は、同年六月一日から適用する。

一 第二種第一号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法（以下旧法という。）第一条第一項第二号第九号に掲げる物品に該當するもの。
二 第二種第九号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二号第三十七号に掲げる物品に該當するもの。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税の〇及び前項各号に掲げる物品で昭和三十六年四月一日

いては、なお従前の例による。
から同年五月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに対する物品税

3 次の表の上欄に掲げる法律又は

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

物品税法第十一条第一項

同法第十一条第三項

物品税法第十二条第一項

同法第十二条第二項

物品税法第十三条第一項

同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ第三項若しくは第十八条第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項

同法第五條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項

同法第七條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九條第二項又は第

4 前項の表の上欄に掲げる法律又は

は条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた改正前の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が二百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が二千立方センチメートル以下のもの(電気を動力源とするもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が二千立方センチメートル以下のもの)の製造者又は販売業者がある場合には、当該自動車については、その者が製造者としてこれをこの法律

下で、幅が百七十センチメートル以下のもの)について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

の施行の日に製造場から移出したものとみなして、それぞれ当該各号に掲げる税率により算出した金額の物品税を課する。

のう、輪距が二百五十四センチメートル以下、気筒容積が千五百立方センチメートル以下で、幅が百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が千五百立方センチメートル以下で、気筒容積が千五百立方センチメートル以下のもの(電気を動力源とするもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百五十四センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が千五百立方センチメートル以下のもの)の製造者又は販売業者がある場合には、当該自動車については、その者が製造者としてこれをこの法律

につき、十万円以下のときは、昭和三十六年五月三十一日限り、十万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

昭和三十六年六月一日
この法律の施行の際製造場及び保税地域以外の場所から次の各号に掲げる自動車等を所持する自動車の製造者又は販売業者がある場合には、当該自動車については、その者が製造者としてこれをこの法律

改正後の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車

のう、輪距が二百五十四センチメートル以下、気筒容積が千五百立方センチメートル以下で、幅が百七十センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が千五百立方センチメートル以下のもの(電気を動力源とするもの及び四輪駆動式のものにあつては、輪距が二百五十四センチメートル以下、幅が百七十センチメートル以下で、気筒容積が千五百立方センチメートル以下のもの)の製造者又は販売業者がある場合には、当該自動車については、その者が製造者としてこれをこの法律

昭和三十六年五月及び六月
税額二十万円をこえるとき
同年五月から七月まで
税額四十万円をこえるとき
同年五月から八月まで

条約の規定により物品税の免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた改正前の物品税法第一条第一項第二種第九号に掲げる自動車のうち、輪距が三百五センチメートル以下で、気筒容積が三

千立方センチメートルをこえ四千立方センチメートル以下のものについて、この法律の施行後に同表

の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、その価格の百分の五十とする。

昭和三十六年五月及び六月
税額二十万円をこえるとき
同年五月から七月まで
税額四十万円をこえるとき
同年五月から八月まで

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

税額六十万円をこえるとき

同年五月から九月まで

7 附則第五項に規定する者は、その所持する同項各号に掲げる自動車の蔵置場所並びに蔵置場所ごとにその規格並びに規格別の数量及び価格を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その蔵置場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 附則第五項の規定は、同項各号に掲げる自動車の新法に改正後の物品税法第一条第一項の規定に基づく命令で定められた物品に該当する場合に限り、適用する。

9 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

第八十一条の次に一条を加える改正規定中「昭和三十六年四月一日」を「同法施行の日」に改める。

附則第一項ただし書中「ただし、」の下に「第十四条を削り、第十三条

を第十四条とし、第十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十五条及び第四十六条の改正規定並びに第二章第四節中「第四款、その他の特例」を削り、第三十八条の二の次に二款及び款名を加える改正規定及び第六十五条の二の次に一款及び款名を加える改正規定中低開発地域工業開発地区として指定された地区に係る部分は低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から、を削り、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から、施行する。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、試験研究の助長、特定産業の助成及び低開発地域における工業開発等の促進を図るため、鉱工業技術研究組合の取得資産の圧縮記帳、組合員の支出費用の特別償却、特定法人の合併等の場合の清算所得に対する法人税の課税の特例、登記の登録税を減免し、並びに低開発地域において取得する機械設備等の特別償却、買替による譲渡課税の特例を設けようとするもので適当な措置と認め

るが、施行期日について原案の昭和三十六年四月一日となつてゐるのを、関係法律案の公布施行を考慮し、関連条文についての施行期日に対する所要の修正を加えた。

二、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、初年度約三十一億円、平年度約六十五億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條)」と改める。

「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條)」を「第三款 居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の特例(第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條)」と改める。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

「第六節 資産の譲渡の場合の特例」

第一款 取用等の場合の特例

第二款 市街地開発等の特例

第三款 合併等の場合の特例

第四款 合併等の場合の特例

第五款 合併等の場合の特例

第六款 合併等の場合の特例

第七款 合併等の場合の特例

第八款 合併等の場合の特例

第九款 合併等の場合の特例

第十款 合併等の場合の特例

第十一款 合併等の場合の特例

第十二款 合併等の場合の特例

第十三款 合併等の場合の特例

第十四款 合併等の場合の特例

第十五款 合併等の場合の特例

第十六款 合併等の場合の特例

第十七款 合併等の場合の特例

第十八款 合併等の場合の特例

第十九款 合併等の場合の特例

第二十款 合併等の場合の特例

第二十一款 合併等の場合の特例

第二十二款 合併等の場合の特例

第二十三款 合併等の場合の特例

において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む。)並びに工場用の建物(第十一條から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。)を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内に供して当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該工業用機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額と、その取得価額(当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用人の数に應ずるものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額)の三分の一(建物については、五分の一)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。

ただし、当該工業用機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける工業用機械等の減価償却費の額を計算する場合について準用する。この場合に

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場（以下この条及び次条において「特定規模の作業場」という。）の敷地の用に供するためのもの

三 中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第十五号）第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業（物品の修理加工業を含む。）の用に供されている同項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者を組合員又は所屬員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業大臣の承認を受けたとき、工業開発区域内にある土地等で、工業用地として当該事業の用に供するためのもの

（四）機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律百五十四号）第二条第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二条の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした者が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき、工業開発区域内にある土地等（工業開

発区域以外の地域において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合には、当該地域にある土地等）で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

2 前項の規定は、個人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、その者が、当該資産の譲渡の日属する年の翌年で同日から一年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の第一項各号に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡した当該資産の譲渡価額、取得し、又は取得しようとする買換資産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項を記載し、かつ、これらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

4 第一項に規定する工業開発区域とは、次に掲げる区域又は地区のうち、都市計画その他市街地の整備の見地から工場を設置するのに適当な区域として政令で定める区域をいう。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十四条第一項の規定により同項の市街地開発区域として指定された区域その他これに準ずる区域として政令で定める区域

二 首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏に属する地域以外の地域において工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査により工場適地とされた地区

三 前二号に掲げる区域及び地区以外の地域において低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区

（買換資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等）

第三十八条の四 第三十六条第二項の規定は、前条第一項第二号から第四号までの規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合について準用する。

2 第三十六条第三項の規定は、前条第二項の規定の適用を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合について準用する。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する期間内に、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同条第一項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に

四二二

に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供せず、若しくはこれらの用に供さなくなつた場合

3 第三十六条第四項の規定は、第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

4 第三十三条の二第三項の規定は、前条第一項又は第二項の規定の適用を受けた者が第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項の規定に該当することにより納付すべきこととなつた所得税額について準用する。

この場合において、第三十三条の二第三項中「第三十三条の二第一項」とあるのは、「第三十八条の四第一項若しくは第二項において準用する同法第三十六条第二項若しくは第三項」と読み替へるものとする。

（買換資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

第三十八条の五 第三十七条の規定は、第三十八条の三第一項又は第二項の規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者（前条第一項若しくは第二項において準用する第三十六条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は前条第三項において準用する第三十六条第

四項の規定による更正を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く。の買換資産に係る所得税法第十条第二項の規定による減価償却費の額の計算及び当該買換資産の取得の日以後その譲渡、遺贈又は贈与があつた場合における譲渡所得の計算について準用する。

第五款 海外移住の場合

の譲渡所得等の課税の特例
(海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例)

第三十八条の六 国の行政機関が作成した計画に基づき永住の目的をもつて所得税法の施行地外へ移住する者として政令で定めるもの(以下この条において「海外移住者」といふ)が、同法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日の属する年においてその有する資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡に対する同法第九条第一項第七号又は第八号の規定の適用については、山林所得に係る総収入金額から必要な経費を控除した残額又は譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額から百万円(当該計算した金額が百万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額)を控除した金額(山林所得に係る当該計算した金額及び譲渡所得に係る当該計算した金額がともにある場合には、これらの金額から、政令で定めるところにより、あわせて百万円(これらの金額の合計額が百万円に満たない場合には、当該合計額に相当する金額)を控除した金額)の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定は、海外移住者が、その有する資産を譲渡し、その譲渡の日(前項の属する年の翌年)同日から一年以内に所得税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

3 前二項の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、海外移住者に該当する旨の大蔵省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。

4 第二項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第二項に規定する期間を経過した日の前日において所得税法の施行地に住所及び居所を有しないこととなつていない場合には、当該経過した日から四月以内に、同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない。

5 前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

第六款 その他の特例
第四十五条を次のように改める。
(低開発地域における工業用機械等の特別償却)

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、政令で定める期間内に、製造の事業の用に供する設備で政令で定めるものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設により、当該期間内に、機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む)並びに工場用の建物(第四十三条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」といふ)を取得し、又は製作し、若しくは建築して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の法人税

法及び同法に基づく命令の規定により計算される当該工業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とその取得価額(当該取得価額が、当該工業用機械等を当該事業の用に供したことに伴つて増加した雇用者の数に比するものとして政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、当該金額)の三分の一(建物については、五分の一)に相当する金額との合計額とする。

2 第四十三条第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。
(鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却)

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、鉱工業技術研究組合法第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合に対し、同条第二項に規定する費用を支出した場合には、その支出した日以後三年以内の日を含む各事業年度のその支出した金額の償却限度額は、法人税法及び同法に基づく命令の規定にかかわらず、その支出した日以後三年間に限り、当該事業年度の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(当該事業年度が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額)とする。

一 その支出した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の七十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

3 第一項の規定による支出金額の償却額の累積額が当該支出金額に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

4 第四十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

三 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

三 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

三 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該支出金額の百分の三十に相当する金額に当該事業年度のうちの当該期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

第三章中「第六節 その他の特例」を「第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例」に改める。

第六十四条の前に次の款名を加える。

第一款 取用等の場合の課税の特例

第六十四条第一項各号列記以外の部分中「補償金又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改め、「買取」の下に「換地処分」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法による土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により同法第九十四条の規定による清算金(同法第九十一条第三項又は第九十二条第三項の規定により換地又は当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものに限る。)を取得するとき。

第六十四条第二項中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

第六十四条の二第一項及び第二項並びに第六十五条第三項中「補償金

又は対価」を「補償金、対価又は清算金」に改める。

第六十五条の二の次に次の一款及び款名を加える。

第二款 市街地開発等に係る資産の買換えの場合の課税の特例

(市街地開発等に係る資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十五条の三 法人(清算中の法人を除くものとし、第二号から第四号までの場合にあつては、青色申告書を提出する法人に限る。)の所有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が、第一号の場合にあつては同号に規定する買取りのあつた日を含む事業年度終了の日までに、第二号から第四号までの場合にあってはこれらの規定に規定する譲渡の日前一年(第二号に規定する特定規模の作業場又は第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この条において同じ。)以内又は当該譲渡の日を含む事業年度終了の日までに、それぞれ当該各号に掲げる資産(以下この条及び次

条において「買換資産」という。)の取得(製作を含む。以下この条及び次条において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき(当該期間内にこれらの用に供さなかつた場合を除く。)又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額(その額が当該買取り又は譲渡(以下この項において「買取り等」という。)に係る対価の額(既に買換資産の取得をしている場合には、その取得価額に相当する金額を控除した額)をこえる場合には、そのこえる金額を控除した金額)に当該買取り等に係る対価の額に對する当該買取り等に係る資産の譲渡直前の帳簿価額の割合(以下次条において「配帳割合」という。)を乗じて計算した金額(当該金額がない場合には一円とし、当該買換資産の取得価額が当該対価の額で当該買換資産の取得に充てられた額をこえる場合にはその計算し

た金額にそのこえる金額を加算した金額とする。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した場合に限り、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 土地又は土地の上に在する権利(以下この条において「土地等」という。)が、建築基準法第四十八条第一項の規定により同項の用途地域として指定された地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、地方公共団体(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。)又は日本住宅公団が行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地(その面積が十ヘクタール以上のものに限る。)の宅地造成のために買い取られた場合 法人税法の施行地にある他の土地等その他その買い取られた資産に代わるべき資産として政令で定めるもの

二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律第二条第二項に規定する作業場(以下この号において「作業場」という。)の敷地の用に供されている土地等が譲渡された場合(次号又は第四号の場合に該当する場

合を除く。)において、当該譲渡をした法人が、政令で定めるところにより、当該譲渡が同法第四十一条本文に規定する規制があることに基いて行なわれたものであることその他政令で定める事情があることにつき東京都知事の認定を受けたとき。工業開発区域(第三十八条の三第四項に規定する工業開発区域をいう。以下この項において同じ。)内にある土地等で、当該譲渡をされた土地等に係る作業場の床面積をこえる床面積を有し、かつ、同法第二条第四項に規定する制限施設に該当する作業場(以下この条及び次条において「特定規模の作業場」という。)の敷地の用に供するためのもの

三 中小企業振興資金等助成法第十四条第二項に規定する中小企業者の営む製造業(物品の修理加工業を含む。)の用に供されている同項に規定する工業用地(以下この号において「工場用地」という。)が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人を組合員又は所屬員とする同条第一項に規定する事業協同組合等が同項の規定により同項の工場等集団化計画につき通商産業

大臣の承認を受けたとき。工業開発区域内にある土地等で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

四 機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業の用に供されている同法第十二条の三第一項に規定する工場用地（以下この号において「工場用地」という。）が譲渡された場合において、当該譲渡をした法人が同項の規定による主務大臣の承認を受けたとき。工業開発区域内にある土地等（工業開発区域以外の地域において取得することが必要であると認められる場合として政令で定める場合には、当該地域にある土地等）で、工場用地として当該事業の用に供するためのもの

2 前項第二号から第四号までの規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供しない場合又はこれらの用に供さな

くなつた場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、それぞれ当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

（市街地開発等に係る資産の買換えに關し特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の四 前条第一項に規定する法人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつて、当該法人が、当該資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から当該譲渡の日以後一年を経過した日までの期間（以下次項において「指定期間」という。）内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつて

は特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供する見込みである場合において、当該買換資産の取得に充てようとする金額（当該金額が当該譲渡に係る対価の額をこえる場合には、そのこえる金額を控除した金額）からこれに配賦割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事業年度において特別勘定として経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 第六十四条の二第三項並びに前条第一項及び第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が指定期間内に買換資産の取得をし、かつ、当該買換資産につき当該取得の日から一年以内に同条第一項又は第二項に規定する事情に準ずる事情が生じた場合について準用する。この場合において、第六十四条の二第三項中「代替資産」とあるのは「買換資産」と、前条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは「当該買換資産の取得

の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替へるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項又は前項において準用する前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 第六十四条の二第四項（後段を除く。）及び第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人について準用する。

第三款 その他の特例
第六十六条の次に次の一節を加える。

第七節 合併等の場合の課税の特例

（被合併法人の清算所得のうち評価益から成る金額に係る課税の特例）

第六十六条の二 法人（清算中の法人を除く。以下第六十六条の六までにおいて同じ。）で青色申告書を提出するものうち次に掲げるものが合併（政令で定める要件を満たすものに限り。）を行ない、かつ、当該合併により消滅した法人（以下第六十六条の五までにおいて「被合併法人」という。）の清算所得の金額のうち法人税法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの（以下この条において「評価益から成る金額」という。）がある場合において、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法

人（以下第六十六条の五までにおいて「合併法人」という。）が、当該合併の際当該合併により当該被合併法人から取得した資産のうち当該合併直前における帳簿価額をこえる帳簿価額を附したものの全部又は一部につき、当該評価益から成る金額のうち当該資産に係るものとして政令で定める金額に相当する金額の範囲内において当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額の合計額を特別勘定として経理したときは、当該被合併法人の清算所得は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額からその経理した金額に相当する金額を控除した金額による。

一 機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業を営む法人で同法第十二条の二第一項の規定による承認を受けたもの
二 農業協同組合で農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第六十一号）第四条第二項の規定を受けたもの
三 漁業協同組合で漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）第十四条第一項の規定による勧告を受けたもの

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

四二六

四 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)第十条の規定により中央卸売市場において卸売の業務を営む法人で同法第十五条ノ二第一項の認可を受けたもの

2 前項に規定する特別勘定を設けている合併法人が当該特別勘定として経理した金額を取りくずした場合には、その取りくずした金額は、その取りくずした日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する特別勘定を設けた法人が解散又は合併により消滅した場合における清算所得の計算その他当該特別勘定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、法人税法第十二条の五第一項の規定による申告書(当該申告書に係る同法第二十三条の規定による申告書を含む。)に第一項の規定により同法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額から控除する金額のその控除に關する申告の記載があり、かつ、当該申告書に第一項の規定に該當する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

(被合併法人の清算所得のうち積立金額から成る金額に係る課税の特例)

第六十六条の三 前条第一項に規定する被合併法人の清算所得の金額のうち法人税法第十二条の二第一項第二号に掲げる金額で積立金額から成るものがある場合には、当該金額については、同法の規定にかかわらず、清算所得に対する法人税は、課さない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定により」とあるのは「第六十六条の三第一項に規定する」と、「金額から控除する金額のその控除」とあるのは「金額で積立金額から成るもの」と、「第一項の規定に該當する」とあるのは「第六十六条の三第一項の規定に該當する」と読み替へるものとする。

(法人税額からみなし配当の金額の一部を控除する場合の控除金額の計算の特例)

第六十六条の四 前二条の規定の適用を受けた被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が第六十六条の二第一項に規定する合併により合併法人から取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額のうちに法人税法第九条の六第二

項第三号に掲げる金額に該當する金額がある場合には、同法第十条の二第一項又は第十二条の四第一項の規定により控除する金額は、これらの規定にかかわらず、その該當する金額のうち、第六十六条の二第一項に規定する特別勘定として経理した金額と前条第一項に規定する積立金額から成る金額との合計額に対応する部分の金額以外の金額の百分の二十五に相当する金額とする。

(被合併法人から引き継いだ欠損金に係る合併法人の所得計算の特例)

第六十六条の五 第六十六条の二第一項第二号又は第三号に掲げる法人で青色申告書を提出するものが同項に規定する合併を行なつた場合において、青色申告書を提出する合併法人が被合併法人の欠損金で政令で定めるものを引き継いだときは、当該欠損金は、政令で定めるところにより、当該合併法人の合併の日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

(特定機械工業を営む法人が現物出資した場合の課税の特例)

第六十六条の六 青色申告書を提出する法人で機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業を営むもののうち同法第十

二条の二第一項及び第二項の規定による承認を受けたものが、同条第三項の規定による承認に係る固定資産を出資した場合において、政令で定めるところにより、当該出資の日を含む事業年度において、当該資産のうち同条第四項に規定する証明を受けたもの(次項に規定する特定出資資産を除く。)の出資により取得した株式(出資を含む。以下この条において同じ。)につき、当該資産の当該出資直前の帳簿価額(当該資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項及び第三項において「出資前帳簿価額」という。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額に相當する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する法人(以下この条において「出資法人」という。)が、機械工業振興臨時措置法第十二条の二第二項の規定による承認に係る土地若しくは土地の上に存する権利を出資し、又は当該法人と特殊の關係にある法人として政令で定める法人に対してこれらの資産以外の固定資産で当該承認に係るものを出資した場合におい

て、政令で定めるところにより、これらの出資に係る資産(以下この条において「特定出資資産」という。)の出資を受けた法人(以下この条において「出資受入法人」という。)が、当該出資を受けた日を含む事業年度(以下この条において「出資受入事業年度」という。)において、当該特定出資資産の帳簿価額を一円に達するまでの範囲内において減額してこれを財産目録に記載し、その減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資法人が、当該出資の日を含む事業年度(以下この条において「出資事業年度」という。)において、当該出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額(その価額が当該特定出資資産の出資前帳簿価額に満たない場合には、当該出資前帳簿価額。以下第四項において同じ。)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額に相當する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

3 前項の場合において、当該出資法人の出資事業年度終了の日が当

該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、当該出資法人は、政令で定めるところにより、当該出資事業年度において当該特定出資資産の価額と、その出資前帳簿価額との差額に相当する金額を特別勘定として経理することができるものとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その経理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人(当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、その帳簿価額を第二項に規定する限度において減額してこれを財産目録に記載し、かつ、同項の特別勘定を設けているものに限る。)の出資受入事業年度終了の日を含む当該出資法人の事業年度(以下次項において「圧縮記帳処理事業年度」という。)において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載する場合について準用する。

5 出資法人が第三項の規定により特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

6 第一項から第四項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限る、適用する。

7 第六十六條の二第二項の規定は、第二項に規定する特別勘定を設けている法人について準用する。

8 第二項から第五項まで及び前項に規定するもののほか、第二項及び第三項に規定する特別勘定に關し必要な事項は、政令で定める。第六十七條の前に次の節名及び二條を加える。

第八節 その他の特例
(鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)
第六十六條の七 青色申告書を提出する鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く)が、鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する

固定資産で政令で定めるものの(以下この項において「試験研究用資産」という)を取得し、又は製作するための費用を賦課し、当該試験に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもつて試験研究用資産を取得し、又は製作した場合において、当該試験研究用資産につき一円(当該試験研究用資産の取得価額がその納付された金額(既に試験研究用資産の取得に充てられた金額があるときは、その金額を控除した金額)をこえる場合には、そのこえる金額)を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、その取得の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等において同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金に算入される金額の計算に關する明細書の添附がある場合に限る、適用する。

(確安製造者の売却金の損金算入による欠損金の処置等の特例)
第六十六條の八 確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措置法(昭和

二十九年法律第七十三号)第二條に規定する確安(以下この条において「確安」という)を製造する法人(以下この条において「確安製造者」という)が昭和三十六年三月三十一日において現に日本確安輸出株式会社(以下この条において「会社」という)に対して売却金を有している場合には、当該確安製造者については、当該売却金の額のうち政令で定めるところにより計算した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、同日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。この場合においては、当該確安製造者の会社に対する売却金の額は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該損金に算入した金額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

2 確安製造者が昭和三十六年四月一日を含む事業年度以後の各事業年度において会社に対し確安を販売する場合には、当該確安製造者については、当該事業年度の所得の計算上、当該確安は、その輸出価額を基準として政令で定める価額をもつて販売されたものとみなす。この場合においては、当該事業年度終了の日において当該確安製造者が会社に対して有する当該確安の販売に係る売却金の額は、

当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該政令で定める価額と前段の規定を適用しないものとした場合における販売価額との差額に対応するものとして政令で定める額に相当する金額の減額がされたものとみなす。

3 確安製造者の昭和三十六年三月三十一日から同年七月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額のうち、第一項前段の規定により生じたもの又は前項前段の規定の適用があつたことにより生じたもの(同年四月一日から同年七月三十一日までの間の販売に係るものに限る。)として政令で定める額については、法人税法第九條第五項中「五年」とあるのを「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用する。

4 会社が昭和三十六年三月三十一日において現に確安製造者に対して有する売却金の額のうち第一項に規定する政令で定めるところにより計算した売却金の額に対応する額は、同日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、減額されたものとみなす。この場合においては、当該減額されたものとみなされた金額は、同日を含む事業年度の所得の計算上、益金に

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 所得税法の一部を改正する法律案外六件

算入せず、また、会社が当該事業年度終了の日において有する欠損金額（当該事業年度における総損金から総益金をこえる場合のそのこえる損金の額と法人税法第九条第五項に規定する損金の額との合計額をいう。）は、当該事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、当該減額されたものとみなされた金額に達するまでの金額の減額がされたものとみなす。

5 会社が昭和三十六年四月一日以後硫安製造者から硫安を購入することにより生ずる買掛金の額のうち第二項後段の規定により減額されたものとみなされる売掛金の額に対応する額は、同日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の計算上、減額されたものとみなす。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(開拓農地等の所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十七条の二 開拓營農振臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第二条第一項に規定する開拓營農振組合の組合員である開拓者で同項各号の一に該当するもの(以下この条において「開拓者」といふ。)が農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に基づく農業委員会のあつせんにより他の開拓者から取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十六年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録税法第二条

第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

第八十一条の見出し中「勧告」を「勧告等」に改め、同条中「次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる事項（第八十条の規定の適用を受けるものを除く。）」に、「日本経済」を「日本経済」に、「行政機関」の法令の規定に基づく勧告又は指示によつてされたを「行政機関の法令の規定に基づく勧告若しくは指示によつてされたもの」であり、又は機械工業振興臨時措置法第十二条の第二項の規定による承認に係る」に改め、「政令で定めるところにより」の下に「当該勧告若しくは指示又は承認があつた日から一年以内に登記を受けるもの」に限り」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、同法の規定により算出した金額が同号の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条第一号及び第二号を次のように改める。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加（次号に掲げるものを除く。）それぞれ資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額の千分の三・五に相当する金額

二 合併による会社の設立又は資本若しくは出資の増加 それぞれ資本若しくは出資の金額又は合併により増加した資本若しくは出資の金額の千分の一に相当

・する金額（当該資本若しくは出資の金額又は増加した資本若しくは出資の金額が合併により消滅した会社の合併当時の資本又は出資の金額（当該消滅した会社が二以上ある場合には、これらの会社の合併当時の資本又は出資の金額の合計額）をこえる場合には、そのこえる金額の千分の二・五に相当する金額を加算した金額）

第八十一条第三号中「権利の取得」の下に「〔次号に掲げるものを除く。〕」を加え、「千分の六」を「千分の六に相当する金額」に、「千分の四」を「千分の四に相当する金額」に改め、同条に次の一号を加える。

四 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の権利の取得 当該不動産又は船舶の価額の千分の二に相当する金額

(農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記の
免税)

第八十一条の二 農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けて合併した場合に、当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより、昭和三十六年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限る、登録税を免除する。

第八十三条第一号中「設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。」を削り、同条第二号中「設立の日以後五年以内」を「設立の日から昭和三十九年三月三十一日までの間」に改める。

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び第五十二条の改正規定並びに第六十七條の前に箇名及び二条を加える改正規定中鉱工業技術研究組合に係る部分は、鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用する。

3 新法第三章の規定は、別國の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

4 新法第六十五條の三及び第六十五條の四の規定は、昭和三十六年四月一日以後に新法第六十五條の三第一項各号に規定する土地等の買取り又は譲渡がされた場合における当該土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新法第六十六條の二から第六十六條の四まで（新法第六十六條の二第一項第三号及び第四号に規定する法人に係る部分に限る。）及び

新法第六十六條の五（新法第六十六條の二第一項第三号に規定する法人に係る部分に限る。）の規定は、これらの法人が昭和三十六年四月一日以後に同項第三号又は第四号に規定する勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。

6 新法第八十一条（同条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十六年四月一日以後に行なわれる当該勧告又は指示によつてされる当該事項に係る登録税について適用し、同日前行なわれた改正前の租税特別措置法第八十一条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

郵便貯金特別会計法の一部を改正
する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年三月二十三日

衆議院議長 清瀬 一郎

參議院議長松野鶴平殿

郵便貯金特別会計法の一部を改正

る法律案

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律

郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

第五條中「第十四條第二項但書」を「第十二條の二第一項又は第十四條第二項ただし書に」、「第十四條第一項」を「第十二條の二第一項又は第十四條第二項ただし書の規定による借入金金の償還金及び利子、同条第一項に改め」、「同条第二項但書の規定による借入金金の償還金及び利子」を削る。

(借入金)

第十二條の二 この会計において、郵便貯金の事業に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。

第十四條の見出しを「(一時借入金等)」に改め、同条第一項中「一時借入金をする」を「一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用する」に改め、同条第二項中「一時借入金」の下に「及び繰替金」を加え、「当該年度において」を「当該年度の歳入をもつて」に改める。

第十五條中「前条第一項及び第二項但書の規定による一時借入金及び借入金」を「第十二條の二第一項又は前条第二項ただし書の規定による借入金及び同条第一項の規定による一時借入金」に改める。

第十六條中「第十四條第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第二項但書の規定による借入金の償還金及び」を「第十二條の二第一項又は第十四條第二項ただし書の規定による借入金の償還金及び利子並びに」に改める。

による借入金の償還金及び利子並びに同条第一項の規定による一時借入金」に改める。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項以下を二項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

3 改正後の郵便貯金特別会計法及び資金運用部特別会計法の規定は、昭和三十六年度の予算から適用し、昭和三十五年度以前の年度の予算については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

(模範農場に対する物品の譲与)

第一条 政府は、当分の間、沖縄島那覇に置かれる琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な総理府令で定める物品を譲与することが出来る。

(電気通信設備の譲与)

第二条 政府及び日本電信電話公社(以下「公社」という)は、沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和三十六年度一般会計予算の国庫債務負担行為に基づき締結される契約により政府が経費を負担し、公社がそれに必要な資材の一部を提供して沖縄島に設置するものを譲与することが出来る。

2 公社は、前項に掲げる資材を提供しよとするときは、その資材の種類及び数量について、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔大竹平八郎君登壇、拍手〕

○大竹平八郎君 たいだいま議題となりました七法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、税制調査会の答申に基づき、昭和三十六年度税制改正の一環として、給与所得者、事業所得者等、各種の所得者を通じて、中小所得者を中心として約六百三十億円の減税を行なうとするものであります。

以下その大要を申し上げますと、第一は、諸控除及び税率の改正であります。すなわち、新たに配偶者については基礎控除と同額の九万円の配偶者控除を設け、扶養控除については満十五才以上の控除額を三万円から五万円に引き上げることとし、給与所得控除は新たに一万円の定額控除を行ない、税率については課税所得七十万円以下の緩和をはかつております。この結果、夫婦及び子三人の標準家族の給与所得者については、所得税を課税されない限度額が、現在の三十三万円から約三十九万円に引き上げられております。そのほか、事業所得者については、家族専従者の実情、法人の負担との均衡より、白色申告者には七万円の控除を新設、青色申告者の場合は控除額を引き上げ、二十五才以上十二万円、二十五才未満九万円としております。

第二に、その他の改正として、退職所得控除の改正、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡所得を非課税の対象外とすること、配当所得、趣味もしくは娯楽に伴う所得の計算上生じた損失について他の所得との通算を認めない等、税制の整備合理化をはかつております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、同族会社の留保所得に対する特別課税の軽減合理化をはかろうとするものであります。すなわち、この制度が中小法人の税負担を重くし、資本蓄積を妨げているとの観点より、毎期の留保所得から一定の控除を行なつた後の金額に対し税率を課することとして、中小法人の負担を軽減する反面、個人事業者との負担のバランスを引き上げております。本改正による減税額は、初年度約二十七億円と見込まれております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)について申し上げます。

本案は、三十六年度税制改正の一環として、現在の経済情勢に應じ、租税特別措置について整理合理化を行なうとするものであります。

以下その大要を申し上げますと、第一は、企業の資本充実に資するため配当課税の特例措置であります。すなわち、配当課税のあり方を種々検討の結果、当面の暫定措置として、企業の支払い配当に対する法人税率を引き下げることにし、企業の配当コストの軽減をはかることとし、その反面、個人の配当控除割合、法人間配当の益金不算入について、これに対応する調整を加えております。

第二に、技術の振興及び設備の近代化に資するための特別償却制度の改正であり、現行の合理化用機械の初年度二分の一特別償却、重要機械類の三年間五割増特別償却等を、取得価額の三分の一を別枠とする特別償却に改める等、耐用年数の一般的改訂とも関連

し、明確化と簡素化をはかつております。

第三は、企業の利益留保の性格が強いといわれる価格変動準備金の改正であり、国際商品等で価格変動の著しいものを除き、現行の積立率を二五％程度引き下げております。

第四に、その他の改正として、輸出所得の割増控除を、国際会議等における情勢をも考慮し、期限の到来とともに削除したものであり、交際費課税については、簡素化、公平化のため、損金不算入額の改正を行ない、また居住用財産の譲渡所得の特例として特別な控除を設けております。

第五に、期限の到来した特別措置で、諸般の情勢より、なおその延長を必要とする利子所得の分離課税と源泉徴収税率の軽減、配当所得の源泉徴収税率の軽減等について、期限の延長をいたしております。

なお、今回の税制改正によるいわゆる特別措置の増収額は、初年度約百十七億円と見込まれ、そのほか配当課税の改正で約百二億円の減収を見込んでおります。

委員会の審議におきましては、自然増収に比し、減税額が少な過ぎないか、課税最低限の算出根拠は合理的なものであるかどうか、所得税減税の恩典に浴さないような低所得者に対し間接税面での配慮をなすべきではないか、源泉徴収は、憲法、諸法令に違反しないか等について質疑がありました。が、詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、三案一括して討論に入りましたところ、荒木委員より、「油田内閣は一千二百億円の大幅

減税を約束したが、今回の減税法案は三十六年度約六百二十二億円の過ぎず、公約を履行していない。その内容については、第一は、生計費に課税しないという原則に対し、政府案の課税最低限はそれに遠く及ばない。第二は、租税特別措置で、大資本、高所得者を不当に擁護するものであり、この減税優遇措置に対し整理が過少である。第三は、所得税を課されない低所得階層に対しては、酒、たばこ、砂糖の間接税の引き下げをはかるべきであるが、今回は全く配慮されていない。以上の理由により、三案に賛成することができない。今後間接税の早急な改善を要望する」との反対意見が述べられ、次いで須藤委員より、「今回の減税は独占資本への措置で、中小企業者、農民、勤労者を冷遇している。租税特別措置法では大企業を優遇し、農民の米穀課税の特例、社会診療報酬を廃止しようとしており、法人税法では中小企業の要求とはきわめて大きな隔たりがあり、所得税法では中小企業のささやかな要求の一つも入れられず、また、労働者の必要経費を認めず、憲法、諸法令に違反する源泉徴収を廃止する意思がない。並びに減税の恩典に浴さない低所得者に重課される間接税は改廃すべきである」との三案に対する反対意見が述べられました。

三案について、それぞれ採決の結果、いずれも多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。本案は、乗用自動車及び映画用カメラ・フィルムとの最近における生産及び取引の状況等にかんがみ、これらの物品について所要の改正措置を講じ、本年四月一日から施行しようとするものであります。

改正の第一点は、乗用自動車の税率区分を改めることとし、小型車について、その輪距、気筒容積を拡張するとともに、新たに幅の制限を設けるほか、高級車の気筒容積を引き下げて、その適用範囲を拡張することとしております。従って、この改正措置によつて、現在生産されている国産乗用車は、全部一割五分の税率適用を受ける小型車の範囲に入ることとなり、また、現在三割の税率適用を受けていた一部の輸入車は五割の税率適用を受ける高級車の範囲に入ることになります。

改正の第二点は、昭和三十四年以降本年三月末日まで基本税率三割が暫定的に一律に軽減されていた映画用カメラ・フィルムについて、その軽減措置を来年三月末日まで、さらに一年間延長することとしております。

なお、本案については、衆議院において修正議決せられたものでありまして、その修正点は、昨年末外貨割当の承認を受けた自動車のうち、その一部が四月及び五月に輸入される予定になつておりますので、今回の改正措置によつて高い税率の適用を受けることとなるものについて、需要者に不利を招来することを避けるため、その施行期日を延長して、六月一日から適用することとしております。

品税を廃止する考えはないか。また、来年度の税制改正を待たず、政令の段階で減税を行ない得るものについては直ちに検討実施すべきではないか等について審議がなされたのであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案(案法第二三八号)について申し上げます。

今国会において、別途、鉱工業技術研究組合法、低開発地域工業促進法その他の法案が提出せられておりますが、本案は、それに伴い必要な税制上の特別措置を講ずるため、重ねて租税特別措置法の一部を改正しようとするものであります。

本案のおもなる改正点を申し上げます。

第一は、試験研究の助長であり、科学技術振興の重要性に顧み、鉱工業技術研究組合法案による組合が取得した研究用固定資産について圧縮記録を認め、また、その支出した組合員については費用の特別償却を規定し、課税の特例をはかつております。

第二は、低開発地域等の工業開発の促進であり、低開発地域工業開発促進法案による低開発地区に新設増設した機械設備等の特別償却を認め、また、地方の工業開発等に資するため、買いかえによる譲渡課税の特例を設けております。

第三は、産業の助成であり、特定産業の合併促進のため、その合併による清算所得の法人税、それに伴う登記の登録税を軽減し、また、硫酸製造業者の日本硫酸輸出株式会社に対し有する売掛金を損金に算入するとともに、これに伴う損失については十年間の欠損金の繰り越し控除を認めるものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましてところ、上林委員より、「施行期日について、昭和三十六年四月一日となつておりますのを、未成立三法律案関係の条文の施行期日は、それぞれの法律施行の日から施行すること」とする修正案が提出され、次いで採決の結果、上林委員提出の修正案は、多数をもって可決され、修正部分を除く原案については、多数をもって可決され、本案を修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、さきに成立した資金運用部資金法の一部を改正する法律によつて、資金運用部の郵便貯金長期預託金について特別の利子を付する措置をとる。また、郵便貯金法の一部を改正する法律において郵便貯金の金利の引き下げをはかる措置をなし、これらの措置等により郵便貯金特別会計の経理内容の改善がはかれることになつたので、従来暫定的措置としてとられてきた一般会計及び資金運用部特別会計からの郵便貯金特別会計へ赤字繰り入れ

の措置を廃止するとともに、過去の赤字繰入金につきましては、今後の郵便貯金事業の経営の健全性の維持に資するため、この際、これらの会計への返済義務を免除しようというのであります。また、これに伴い、郵便貯金特別会計の借入金制度につきまして所要の整備をはかるというのであります。

委員会の審議におきましては、郵便貯金特別会計の赤字の要因とその措置、郵便貯金の金利の引き下げによる貯金の今後の見通し、及び、これに関連して財政投融資の原資としての資金運用部資金に及ぼす影響について質疑がありましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入り、須藤委員より、「郵便貯金は大衆の零細な貯金であるから、その利子の引き下げをなすべきではない。また、この措置によって郵便局員の労働力の強化がなされる。」旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案について申し上げます。

本法案は、沖縄の農業技術の改良を援助するため、政府が、琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及をはかるために必要な物品を譲与できることとするともに、本部と沖縄との間の電気通信に必要な沖縄の電気通信設備の改善を援助するため、政府及び日本電信電話公社が、沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関に對

し、必要な電気通信設備を譲与できることにしようとするものであります。委員会の審議におきましては、沖縄の農業事情はどうか、今回の援助が将来競争に利用される危険はないか等の質疑がなされましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、須藤委員より、「本法案は、われわれや沖縄住民を欺瞞する小手先の措置であり、日本への復帰こそ取り上げるべきである。」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)全部を問題に供します。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本法案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、物品税法等の一部を改正する法律案、郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案及び沖縄における模範農場に必要な物品

及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって三案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三八号)全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本法案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、運輸省設置法の一部を改正する法律案、通商産業省設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古江勝保君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十六年三月十七日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「港灣建設局(第四十六条―第五十条)」を「港灣建設局等(第四十六条―第五十条の二)」に改める。

第四十一条第一項第四十四号の十五の次に次の一号を加える。
第四十四の十六 ユースホステルセンターを設置し、及び運営すること。

第二十八条の三第三号中「通訳案内業」を「旅行あつせん業及び通訳案内業」に改め、同条第六号を次のように改める。
六 ユースホステルセンターに関すること。

第二十九条及び第三十四条(見出しを含む。)中「海技専門学院」を「海技大学校」に改める。

第三十七条第二項の表中「高浜海員学校」を「愛知県碧海郡高浜町」を「清水海員学校」に改める。

第三十八条第三項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、本省に、地方支分部局として、臨時に伊勢湾港灣建設部を置く。

第二章第四節第二款の款名を次のように改める。
第二款 港灣建設局等

第四十七条の表中「三重県 愛知県」を削る。
第二章第四節第二款中第五十条の次に次の一条を加える。

(伊勢湾港灣建設部)
第五十条の二 伊勢湾港灣建設部は、名古屋市中に置き、その管轄区域は、愛知県及び三重県の区域とする。

2 伊勢湾港灣建設部に、次長一人を置く。
3 第四十六条、第四十八条第二項、第四十九条及び前条の規定は、伊勢湾港灣建設部について準用する。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第三十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕
通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十四日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 運輸省設置法の一部を改正する法律案外一件

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

第二十五条第一項の表中「顧問会議」を「顧問会議」を調査審議すること。

産業構造調査会

産業構造に関する基本問題を調査審議すること。

改め、石炭鉱区調整協議会の項の次に次のように加える。

産炭地域振興審議会

石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。

石炭鉱害対策審議会

石炭鉱害対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則第四項を次のように改める。

4 第二十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会は昭和三十三年三月三十一日まで、産業構造調査会及び産炭地域振興審議会は昭和三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定中鉱業法改正審議会に

六の二 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち通商産業省の所掌に係るものを総括すること。

第九条第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 工業用地、工業用水その他の産業立地に関すること。

第九条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

最初に、本法律案の改正の要点を申し上げます。その第一は、本省の付属機関である海技専門学院の名称を海技大学校と改め、また、高浜海員学校の名称を清水海員学校と改めること、第二は、本省の付属機関である自動車審議会の存続期間を一年間延長すること、第三は、本省の地方支分部局として臨時に伊勢湾港湾建設部を設置すること、第四は、ニースホテル・センターの新設に伴い、本省の権限及び所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

ずれも合法的なものとは認められないが、これらのものに対し、政府はいかに措置する所存であるかとの、千葉、伊藤両委員の質問に対し、本審議長大臣より、この三つの懇談会等はすみやかに廃止することとし、また、貿易外輸出会議については、できる限り早い機会に開議に諮って廃止するよう努力する旨の答弁が述べられました。

本日の委員会において質疑を終わり、討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

内閣委員会は前後四回委員会を開き、この間、本審議会の審議に当たりました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正点を申し上げます。

第一に、通商産業省の付属機関として、産業構造調査会、産炭地域振興審議会、石炭鉱害対策審議会を新設すること、第二に、鉱業法改正審議会の設置期間を一年間延長すること、第三に、顧問会議を廃止すること、第四に、通商局及び企業局の所掌事務に附し所要の改正を行なうことであります。

があるとの感を深くするが、この点に關する政府の所見、産業構造調査会の新設につきましても、その性格及び今後審議せんとするおもな問題、また、この調査会の設置は貿易自由化を前提とするものであるかどうかの点、政府のいう産業構造の高度化の意図するところは何か、産業の二重構造から生ずる弊害に關する政府の所見等の諸点につきましても質疑応答が重ねられました。

特に、昨日及び本日の委員会におきまして、千葉委員より、輸出会議は国家行政組織法第八條の規定に違反するがゆえに、この際、これを廃止するか、またはこの規定に基づいて法制化すべきものかと思ふが、この点に關する政府の所見いかんとの質問に對しまして、椎名通商産業大臣より、輸出會議の性格については、從來違法ではないとの見解に立っていたが、御質問により疑義が生じたので、すみやかに閣議に諮って廃止したい所存である旨の答弁が述べられました。

本日の委員会において質疑を終わり、討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案、

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鈴木弘君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(機械工業振興基本計画)

第二条 主務大臣は、機械工業審議会の意見をきいて、次に掲げる事業(以下「特定機械工業」という。)

一 機械器具(電子機器を除く。以下次号において同じ。)又はその部品(部品の半製品を含む。以下同じ。)のうち、特に性能若しくは品質を改善し、又は生産費を低下させる必要があるものであつて、政令で定めるもの

(以下「特定機械」という。)を製造する事業

二 機械器具の部品に加工する事業のうち、特に加工技術を改善し、又は加工費を低下させる必要があるものであつて、政令で定めるもの

2 基本計画には、第一号及び第二号の事項並びに必要に於て第三号から第六号までの事項について定めるものとする。

一 目標年度における製品の性能又は品質、生産費又は加工費その他合理化の目標

二 目標年度における製品の生産若しくは加工又は輸出の目標

三 適正な生産若しくは加工の規模又は生産若しくは加工すべき品種の専門化に関する事項

四 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他合理化のため必要な設備の設置に関する事項

五 ぐず化、転用その他の方法により処理すべき設備の種類、処理の方法その他合理化のため必要な設備の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、生産又は加工の技術の向上、能

率の増進その他合理化に関する重要事項

3 前項第一号及び第二号の事項は、特定機械工業ごとに、内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三条の見出しを「機械工業振興実施計画」に改め、同条第一項中「合理化基本計画」を「基本計画」に、「合理化実施計画」を「機械工業振興実施計画(以下「実施計画」という。)

に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四条第一項中「合理化基本計画又は合理化実施計画」を「基本計画又は実施計画」に改め、同条第二項中「第二項第三項」を「第二項第四項」に改める。

第五条中「合理化実施計画」を「実施計画」に改める。

第六条第一項中「合理化基本計画」を「基本計画」に改め、同項に次の一号を加える。

五 生産又は加工の施設の利用

第六条第二項中「機械器具又はその部品を製造する事業」を「機械器具若しくはその部品を製造し、又は機械器具の部品に加工する事業」に改める。

第七条第一号中「合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。
(規格の制限に関する命令)
第九条の二 主務大臣は、第六条第一項の規定により特定機械の規格

の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合には、機械工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る特定機械工業を営む者に對し、当該指示の内容に従い、主務省令で、当該特定機械の規格を制限すべきことを命ずることができる。

一 当該指示に従い共同行為を実施している者の当該特定機械の生産額が当該特定機械の総生産額に對し相當の比率を占めているとき。

二 当該指示に係る特定機械工業を営む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が基本計画に定める当該特定機械工業の合理化の目標を達成するのに著しく障害となつていとき。

三 第六条第二項の規定による指示によつては、当該特定機械の規格を制限することができないか、又は著しく困難であるとき。

四 第二号に規定する状態が継続することは、当該特定機械工業の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

第十二条の見出し中「生産技術」を「生産又は加工の技術」に改め、同条第一項中「合理化基本計画」を「基本計画」に、「生産技術」を「生産又は加工の技術」に、「その特定機械の製造」を「生産又は加工」に、「その製

造」を「生産又は加工」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(合併等の場合の課税の特例)
第十二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、特定機械工業を営む者に對し、その者が他の特定機械工業を営む法人と合併し、又は他の特定機械工業を営む法人に對して出資し、若しくは他の特定機械工業を営む者とともに出資して特定機械工業を営む法人を設立することが当該特定機械工業を営む者の生産若しくは加工の規模の拡大、生産若しくは加工の方式の改善又は生産若しくは加工の技術の著しい向上に寄与するものであり、かつ、基本計画に定める当該特定機械工業の合理化の目標を達成するため必要なものである旨の承認をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する出資をする特定機械工業を営む法人に對して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該法人に對し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定機械工業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができ。

3 第一項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に当該承認を受けたところから従つて合併した場合に、当該法人の当該合併に係る清算所得については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税を軽減し、又は免除する。

きは、合格とする。

第五十六条第二号中「前条」を「第五十五条」に改め、同条第四号中「第六十二条第一項」の下に「又は第一項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「次条」を「第五十七条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十六条の三第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は

同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十六條の次に次の二條を加える。

(記録)

第五十六條の二 使用者は、総理府令で定めるところにより、核燃料物質の使用に關し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第五十六條の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があるとき認めるときは、使用者に対し、保安規定の變更を命ずることができる。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。
第六十一條ただし書中「条約その他の」を削り、同条に次の一號を加える。

十 第六十一條の八の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 国際規制物質の使用に關する規制

(使用の許可)

第六十一條の二 国際規制物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社及び製錬事業者が国際規制物質を製錬の事業の用に供する場合

二 原子燃料公社及び加工事業者が国際規制物質を加工の事業の用に供する場合

三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が国際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が国際規制物質を再処理の事業の用に供する場合(日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行なう場合に限る。)

五 使用者が国際規制物質を第五十二條第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 国際規制物質の種類及び数量

四 使用の場所

五 予定使用期間

(許可の欠格事項)

第六十一條の三 次の各号の一に該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

一 第六十一條の五の規定により前条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちの前各号の一に該当する者のあるもの

(變更の届出)

第六十一條の四 第六十一條の二第一項の許可を受けた者(以下「国際規制物質使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を變更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 国際規制物質使用者は、第六十一條の二第二項第一号又は第五号に掲げる事項を變更したときは、

變更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第六十一條の五 内閣総理大臣は、国際規制物質使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一條の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第六十一條の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定により届出をしなかつたこと、又は届出をしたが、第六十二條第二項の条件に違反したとき。

三 第六十二條第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第六十一條の六 国際規制物質使用者は、総理府令で定めるところにより、国際規制物質の使用に關し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(使用の届出)

第六十一條の七 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者は、総理府令(第一号に該当するときは、総理府令、通商産業省令)で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物質の種類及び数量並びに予定使用期間を内閣総理大臣(第一号に該当するときは、内閣総理大臣及び通商産業大臣)に届け出なければならない。

一 製錬事業者が国際規制物質を製錬の事業の用に供しようとするとき。

二 加工事業者が国際規制物質を加工の事業の用に供しようとするとき。

三 原子炉設置者が国際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供しようとするとき。

四 使用者が国際規制物質を第五十二條第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするとき。

(返還命令等)

第六十一條の八 内閣総理大臣は、次の各号の一に該当するときは、国際規制物質を使用している者に対し、国際規制物質の返還又は譲渡を命ずることができる。

一 国際約束が停止され、若しくは廢棄され、又は国際約束の期間が満了したとき。

二 国際約束に基づき国際規制物質の供給が当国政府(国際機関を含む。以下同じ。)が購入優先権を行使したとき。

第六十二條第一項中「許可には」の下に、次項に定める場合を除くほか)を加え、同条第二項中「前項」を「前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三條第一項の指定又は第十三條第一項、第二十三條第一項、第五十二條第一項若しくは第六十一條の二第一項の許可には、国際規制物質の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を附することができる。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

四三六

第六十五条第一項中「又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し」を「使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、又は国際規制物質使用者が当該許可に係る国際規制物質のすべての使用を廃止し」に、
「又は使用者は」を「使用者又は国際規制物質使用者は」に改め、同条第二項中「若しくは第五十二条第一項を」を「若しくは第五十二条第一項を、第五十二条第二項若しくは第六十一條の二第二項」に改め、同条第四項中「使用者の下に」又は「又は国際規制物質使用者」を加える。

第六十六條第一項中「若しくは第五十六條を」第五十六條若しくは第六十一條の五に、
「若しくは使用者は」を「使用者若しくは国際規制物質使用者は」に、
「又は核燃料物質」を「若しくは核燃料物質」に、
「廃棄する」を「廃棄し、又は国際規制物質核燃料物質を除く」を「譲り渡す」に改め、同条第三項中「核燃料物質」の下に「若しくは国際規制物質」を加え、
「若しくは使用者」を「使用者若しくは国際規制物質使用者」に改める。

第六十七條中「又は使用者」を「使用者又は国際規制物質使用者」に改める。

第六十七條の次に次の一条を加える。

(原子力施設検査官)
第六十七條の二 科学技術庁に、原子力施設検査官を置く。

2 原子力施設検査官は、第二十八條から第二十九條の二まで、第四十六條又は第五十五條の二の検査に関する事務に従事する。

3 原子力施設検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條第一項中「又は使用者」を「使用者又は国際規制物質使用者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国際規制物質の供給當事国政府の指定する者は、主務大臣の指定するその職員の出会ひのもとに、国際約束で定める範囲内において、国際規制物質を使用している者の事務所又は工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、關係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することが出来る。

第六十九條第一項中「又は第五十六條を」第五十六條又は第六十一條の五に改める。

第七十一條第一項中「又は第三十九條第一項を」若しくは第三十九條第一項に、
「処分をする」を「処分をし、又は第六十二條第二項の規定により条件を附する」に改め、同条第四項中「第四十條第二項の下に」第六十一條の七を加える。

第七十二條中「届出」の下に「(国際規制物質使用者に係る届出を除く)」を加える。

第七十三條中「第二十九條」を「第二十九條の二」に改める。

第七十五條第二号中「又は第五十五條第一項を」第五十五條第一項又は第六十一條の二第二項に改め、

同条第四号中「又は第四十六條第一項(第五十一條において準用する場合を含む。）」を、第四十六條第一項(第五十一條において準用する場合を含む。）」又は第五十五條の二第一項に改める。

第七十八條中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第五十五條の二第二項の規定に違反して使用施設等を使用した者

第七十九條第一号中「又は第五十條第一項(第五十一條において準用する場合を含む。）」を、第五十條第一項(第五十一條において準用する場合を含む。）」又は第五十六條の三第一項に改め、同条第二号中「又は第五十條第三項(第五十一條において準用する場合を含む。）」を、第五十條第三項(第五十一條において準用する場合を含む。）」又は第五十六條の三第三項に改め、同条第六号中「第六十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 第六十一條の二第二項の許可を受けずに国際規制物質を使用した者

七 第六十一條の五の規定による国際規制物質の使用の停止の命令に違反した者

八 第六十一條の八の規定による命令に違反した者

第八十條第一号中「又は第四十七條(第五十一條において準用する場合を含む。）」を、第四十七條(第五十一條において準用する場合を含む。）」

七 第六十一條の五の規定による国際規制物質の使用の停止の命令に違反した者

八 第六十一條の八の規定による命令に違反した者

第八十條第一号中「又は第四十七條(第五十一條において準用する場合を含む。）」を、第四十七條(第五十一條において準用する場合を含む。）」

七 第六十一條の五の規定による国際規制物質の使用の停止の命令に違反した者

二 第六十一條の四第一項の規定による届出をしない第六十一條の二第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

三 第六十一條の七の規定による届出をしない国際規制物質を使用した者

第八十三條中「又は第五十五條第二項を」第五十五條第二項又は第六十一條の四第二項に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」といふ。第六十七條の次に一條を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に使用されている改正後の法(以下「新法」といふ。第五十五條の二第二項に規定する使用施設等については、同項前段の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に新法第五十六條の三第一項に規定する核燃料物質を使用している使用者については、同項の規定を適用する場合

には、同項中「使用開始前」とあるのは、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の

一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から起算して三十日以内」とする。

4 この法律の施行の際現に国際規制物質を使用している者(新法第六十一條の二第一項各号に該当する場合における当該各号に規定する者を除く)は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、新法第六十一條の二第一項の許可を受けなくても、引き続き国際規制物質を使用することが出来る。その者が、その期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間について、同様とする。

5 この法律の施行の際現に国際規制物質を使用している新法第六十一條の七各号に規定する者については、同条の規定を適用する場合に、同条中「総理府令(第一号に該当するときにあつては、総理府令、通商産業省令)で定めるところにより、あらかじめ」とあるのは、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の日から起算して六十日以内」とする。

〔鈴木亨弘君登壇、拍手〕

○鈴木亨弘君 ただいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、御承知の通り、機械工業の合理化を促進する目的で昭和三十一年に制定され、機械工業の体質改善に寄与して参りましたが、最近、経済の高度成長や所得倍増計画と貿易自由化にかんがみまして、生産品種の専門化や量産化などを通じて、急速に機械工業の合理化と近代化を推進する必要があるとして本改正案を提出したのであります。

改正案の要点は、第一に、特定機械工業の範囲を拡大して、熱処理のようない加工業を加えること、第二に、指示カルテルとして新たに生産または加工用の共同施設の利用を加えること、第三に、規格制限のカルテルがある場合に、その規格統一を促進する必要があるれば、特定の条件のもとにアウトサイダーにもその制限に従うよう命令を出せるようにすること、第四に、合理化のための特定機械業者間の合併等や工場用地買いかえの場合に、税法上で減免の特例措置を行なうこと、第五に、本法の有効期間を昭和四十一年六月末まで延長すること、以上であります。

当委員会においては、各委員と政府当局との間に熱心な質疑応答が行なわれましたが、これは会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わって討論に入りましたところ、日本社会党を代表して増委員より、本法の実施にあたり、業界の意見を十分に尊重し、企業間に大きな格差を生ぜぬよう注意し、また雇用対策にも配慮するとともに、従業員待遇の格

差を縮めるよう留意すること等の希望を付して賛成意見が述べられ、次いで自由民主党を代表して川上委員より賛成意見が述べられました。かくして採決に入りまして、本法案は全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、原子力の研究開発及び利用の進展に伴って、法制定当時予想された事態にも若干の相違が生じ、規制の方法なども適正化をはかる必要があるとして提出されたもので、その骨子について申し上げます。まず第一に、原子力関係条約その他の国際約束によって規制を受ける国際規制物資の使用に関しては、新しく種々の規制を行なうこと、第二に、臨界実験装置について今までより規制を強化し、原子炉に準ずる規制を行なうこと、第三に、検査機能の強化をはかるため、原子炉施設については定期検査、核燃料物質の使用施設については施設検査に関する規定を設けること、第四に、原子力施設検査官を新たに置くこととしております。

当委員会におきましては、この改正案について熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わって、討論の後、採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、

農業協同組合合併助成法案(いづれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十一日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七百八十億七千万円を八百六十九億七千万円」に改める。

第八条中「四人以内」を「五人以内」に改める。

第十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第三十六条第三号中「及び第十八条の二を」

「第十八条の二及び附則第二十二項」に改める。

別表中

要資金

林道の改良、造成又は復旧に必要資金

林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

附則に次の二項を加える。

22 公庫は、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の日から五年を限り、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第十八条の二第一項に規定する業務のほか、乳業を営む者に對し、その者が農林振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第三条の規定による集約陸揚地又は同法第十八条の規定により陸揚地改良計画を作成した町村の区域内において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合においてこれに必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行なうことができる。

23 前項に規定する資金の貸付けの利率は年八分以内、償還期間は十五年以内、据置期間は三年以内で公庫が定める。

別表中

要資金

林道の改良、造成又は復旧に必要資金

林業経営の維持又は改善に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

農業協同組合合併助成法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十一日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案外一件

(合併経営計画の樹立)

第二条 農協協同組合(以下「組合」という。)は、合併により、合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)を適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画(以下「合併経営計画」という。)をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の規定は、合併する組合が農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう組合(以下「信用事業を行なう組合」という。)のみである場合並びに合併する組合のうち二以上の信用事業を行なう組合が含まれている場合に限り、適用する。

第三条 合併経営計画においては、次の掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合併及び合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項
- 二 合併契約の基本となるべき事項
- 三 合併後の組合の事業経営を適正かつ能率的に行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項
- 四 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

五 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

2 組合が前条第一項の規定により合併経営計画をたてるには、その組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3 前条第一項の規定による合併経営計画の提出は、昭和四十年十二月三十一日までにするものとする。

(合併経営計画の適否の認定)

第四条 都道府県知事は、第二条第一項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、都道府県農業協同組合中央会の意見及び組合に關し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、合併経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 一 合併後の組合の地区、組合員の数その他の構成が、その地域の自然的、経済的、社会的条件に照らし、適正かつ能率的な事業経営を行なうのに十分なものであると認められること。
- 二 合併後の組合の事業経営に関する計画がその組合の前号の構成その他経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができることと認められること。

(助成措置)

第五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

- 一 合併経営計画に従い、その事業経営を適正かつ能率的なものにするため、施設の統合整備を行なう合併組合(前条第二項の認定に係る合併経営計画に従い当該認定に係る組合が昭和四十年三月三十一日までに合併をした場合に、その合併後存続する組合又はその合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)に対しその統合整備のため必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- 二 合併組合に駐在指導員を派遣してその合併経営計画の実施につき指導を行なう都道府県農業協同組合中央会に対しその指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費
- 三 都道府県が組合に対し合併経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました農林漁業関係の二つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正のおもな点は、政府案では、公庫に対する政府の出資を増額すること、公庫の業務に林業経営の維持または改善に必要な資金の貸付業務を加えること、及び理事の定数を一名増員することでありまして、これに對して衆議院で修正され、公庫の業務にさらに乳業者に対する特定の乳業施設資金の貸付業務をも加えることになったのであります。

委員会におきましては、政府当局から提案理由その他についての説明を聞き、質疑に入り、農林漁業金融公庫業務の運営並びに今回の改正点等に関する諸般の問題について、農林当局及び参考人として公庫当局の見解をただされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ります。

かくして質疑を終わり、討論に入り、亀田及び東委員から、それぞれ理由を付して反対が述べられ、他に発言をもつて採決の結果、この法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定し、なお、漁業経営の維持安定資金の融通及び白作農維持創設資金の取り扱いについて政府の善処を求める趣旨の附帯決議を決定し、これに対し農林政務次官から善処する旨の発言がありました。

四三八

次は、農業協同組合合併助成法案であります。

この法律案の理由は、社会経済の発展に伴い、また今後農業経営の近代化を推進するため、組合の規模を拡大し、その機能を十分に果たすことができるようにするためであります。この法案のおもな内容は、総合農協の合併を中心とする措置を講ずることとし、組合は、合併するため共同して所定の手続によつて合併経営計画を立て、都道府県知事の認定を受け、合併した組合が効率的な事業経営を行なうため、施設費及び指導費に對して国から補助金を交付すること等でありまして、

委員会におきましては、政府当局から提案の理由その他についての説明を聞き、質疑に入り、組合及び組合職員の実態、不振組合対策、この法律の運用方針等に関する諸般の問題について、政府当局の見解がただされたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ります。

かくして質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○議長(松野平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、農業協同組合合併助成法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。暫時休憩いたします。

午後六時五十四分休憩

午後十一時五十二分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

○前田修都男君 本日はこれにて散会し、次会は明日午前一時より開会されること動議を提出いたします。

○光村基助君 私は、前田君の動議に賛成いたします。(拍手)

〔反対々々と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 前田君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって、本日はこれにて散会し、次会は明日午前一時より開会すること決しました。

議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十三分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

議員

石田 次男君 村山 道雄君
谷口 慶吉君 森 八三三君
柏原 やス君 小平 芳平君
田中 清一君 櫻井 忠郎君

加賀山之雄君 原島 宏治君
稻浦 鹿蔵君 大泉 寛三君
大竹平八郎君 中尾 辰義君
白木義一郎君 鈴木 恭一君
白井 勇君 佐藤 芳男君
吉江 勝保君 常岡 一郎君
竹中 恒夫君 三木與吉郎君
苦米地英俊君 田中 啓一君
山本 米治君 佐藤 尚武君
天坊 裕彦君 市川 房枝君
近藤 鶴代君 村松 久義君
堀 末治君 藤野 繁雄君
村上 義一君 北條 鶴八君
千田 正君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君
野上 進君 山本 杉君
谷村 貞治君 天竺 良吉君
米田 正文君 島島徳次郎君
北畠 教真君 金丸 富夫君
川上 為治君 徳永 正利君
手島 栄君 大谷藤之助君
鍋島 直昭君 石谷 憲男君
増原 恵吉君 山本 利壽君
佐野 廣君 後藤 義隆君
中野 文門君 前田佳郎男君
最上 英子君 上原 正吉君
岩沢 忠恭君 岡崎 真一君
武藤 常介君 野本 品吉君
小柳 牧衛君 宮澤 喜一君
谷口弥三郎君 杉浦 武雄君
新谷寅三郎君 紅露 みつ君
木内 四郎君 石原幹市郎君
斎藤 昇君 吉武 恵市君
下條 康慶君 林屋亀次郎君
小林 英三君 寺尾 豊君
野村吉三郎君 大野木秀次郎君
田中 茂穂君 柴田 栄君
西田 信一君 林田 正治君

木島 義夫君 村上 春蔵君
鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君
赤間 文三君 青田源太郎君
安部 清美君 堀本 宜実君
松村 秀逸君 松野 孝一君
井川 伊平君 塩見 俊二君
上林 忠次君 高橋 衛君
高野 一夫君 前田 久吉君
横山 フク君 平島 敏夫君
館 哲二君 松平 勇雄君
大谷 賛雄君 青柳 秀夫君
井上 清一君 加藤 武徳君
高橋進太郎君 小沢久太郎君
古池 信三君 秋山俊一郎君
安井 謙君 重宗 雄三君
堀木 謙三君 郡 祐一君
草葉 隆國君 一松 定吉君
青木 一男君 鹿島守之助君
木村篤太郎君 津島 壽一君
野田 俊作君 大森 創造君
野上 元君 豊瀬 慎一君
千葉千代世君 山本伊三郎君
武内 五郎君 小柳 勇君
鶴岡 哲夫君 横川 正市君
鈴木 強君 坂本 昭君
阿部 竹松君 中村 順造君
大川 光三君 岡村文四郎君
松永 忠二君 占部 秀男君
森 元治郎君 鈴木 壽君
大河原 次君 伊藤 顕道君
剣木 亨弘君 藤田 進君
亀田 得治君 阿具根 登君
大和 与一君 大倉 精一君
西川甚五郎君 下村 定君
小笠原三男君 中田 吉雄君
荒木正三郎君 小酒井義男君
高田なほ子君 光村 甚助君
湯澤三千男君 井野 碩哉君

植竹 春彦君 加藤シヅエ君
清澤 俊英君 木村昭八郎君
千葉 信君 小林 孝平君
松澤 兼人君 岩間 正男君
須藤 五郎君 米田 勲君
大矢 正君 森中 守義君
北村 暢君 安田 敏雄君
基 政七君 安田 敏雄君
藤田藤太郎君 田上 松衛君
田畑 金光君 木下 友敬君
平林 剛君 秋山 長造君
久保 等君 永岡 光治君
片岡 文重君 相馬 助治君
向井 長年君 椿 繁夫君
矢嶋 三義君 天田 勝正君
東 隆君 松浦 清一君
岡 三郎君 佐多 忠隆君
田中 一君 重盛 壽治君
藤原 道子君 村尾 重雄君
中村 正雄君 曾根 益君
近藤 信一君 羽生 三七君
内村 清次君 江田 三郎君
野溝 勝君 山田 節男君
赤松 常子君 棚橋 小虎君

大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
農林大臣 周東 英雄君
通商産業大臣 権名悦三郎君
運輸大臣 太春武太夫君
郵政大臣 小金 義照君
労働大臣 石田 博英君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙君
国務大臣 池田正之輔君

政府委員
総理府総務長官 藤枝 泉介君
大蔵政務次官 田中 茂穂君
文部政務次官 瀧川 彌三君

郵政省貯金局長 大塚 茂君
郵政省経理局長 佐方 信博君

〔第十四号参照〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

外務委員長 木内 四郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行の日米租税条約を修正補足するもので、日本銀行及び米國連邦準備銀行の受取利子を相互に免税すること、また利子の発生源を明確に規定したこと、その他若干の修正を内容とするものである。

この議定書により日米租税条約は一そう合理化され、両国間の経済交流の促進に寄与することが期待されるので、妥当な措置と認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

外務委員長 木内 四郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行のわが国とパキスタンとの間の租税条約を補足し、利子に関する条項について取り扱ったもので、利子一般について三十パーセント以下の軽減税率を適用することとし、また産業的事業に従事するパキスタンの企業及びすべての日本の企業に対する貸付金の利子等一定の利子は相互に免税することとし、このようにしてパキスタンで免除された租税は、日本で外国税額控除の際にパキスタンで支払ったものとみなして控除する旨規定している。

この補足議定書により、日パ租税条約は一そう充実したものとなり、今後両国間の経済協力の促進への寄与が期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

果樹農業振興特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十二日

農林水産 藤野 繁雄
委員長
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、果樹農業の健全な発展に寄与するため、農林大臣による主要な果樹の植栽及びその果実の生産についての長期見通し及びその公表、果樹農業者の集団又はこれが構成する法人による果樹園経営計画の作成及び都道府県知事によるこれが適否の認定、適当と認定された果樹園経営計画に基づく果樹の植栽等に対する農林漁業金融公庫の資金の貸付、国及び都道府県による果実等の生産等の状況に関する情報の提供その他の援助措置、農林大臣及び都道府県知事による果実又は果実製品関係事業者からの報告の徴収並びに農林省における果樹農業振興審議会の設置等について規定したものであつて、妥当と認める。

二、費用

この法律施行のため、果樹農業振興対策関係予算として、約二億八千二百万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上され、また、果樹植栽資金として、十億円が昭和三十六年度農林漁業金融公庫の融資計画に予定されている。

審査報告書

予防接種法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十二日

社会労働 吉武 恵市
委員長
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、近年急性灰白髄炎の患者が大幅に増加したのに対処して、その予防措置の万全を期するため急性灰白髄炎を予防接種を行なうべき疾病に加えてその実費の徴収の免除をしようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行に要する経費は昭和三十六年度二億五千八百七十二万三千円である。

附帯決議

政府は本改正法の実施に当り、次の対策を強力に進めることを要する。

一、脊髓性小児マヒの予防に使用する生ワクチンを含む各種ワクチン類については、更に応用上の研究と検定に十分合格し且つ低廉なる価格となるような製品の生産研究に対し、政府は十分の指導と監督をなすべきである。

二、ポリオウイルスの感染経路の探求のために、政府は政府の機関において研究を進めると共に、その他の官公私立機関におけるその研究を助成する対策を講ずべきである。

審査報告書

森林火災保険特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、森林火災保険法の一部改正により、国営の森林保険事業につき、火災のほか気象災害をもあわせて保険事故とすることとなるに伴い、森林火災保険特別会計法の規定を整備することともに、題名を森林火災保険特別会計と改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業投資特別会計において行なう投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るた

四四〇

め、昭和三十五年において、一般会計からこの会計の資金に繰入金をしてしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十五年一般会計予算補正(第2号)に産業投資特別会計資金へ繰入れに必要な経費として三百五十億円が計上されている。

審査報告書

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道東北開発公庫の業務量の増大に伴い、その円滑なる業務遂行に資するため、副総裁一人を置く等の措置を講じようとするものであつて、適当なものと認める。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たに設置される国立がんセンターに係る経理を国立病院特別会計において行なうこととするともに、同会計の決算上の剰余金の処分等に関する規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、国立がんセンターの設置に伴う必要な経費として、国立病院特別会計への繰入れ九億一千四百六十六万三千円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されてい

審査報告書

計量法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

商工委員長 鈴木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国際度量衡総会の決議に則り、長さ及び温度の計量単位の定義を変更し、誘導単位であつた光度の単位を基本単位とする外、工率の単位にキログラムメートル毎秒を新たに追加し、仏馬力

を昭和三十一年以降当分の間特定の計量器に關して用いることができる等計量單位關係の改正を行なうとともに、計量の安全を確保するため特定の計量器についてその用途、使用方法等に関し必要な制限を課することができるようになしうとするものであつて、適当な措置と認めた。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

法務委員長 松村 秀逸

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員員数を増加しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する費用は、裁判官の増員に要する経費として四千六百五十一万一千円、裁判官以外の裁判所職員の増員に要する経費として二千八百八十万二千円であつて、合計七千五百三十一万三千

円は昭和三十六年度予算に計上されている。

審査報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

地方行政 増原 恵吉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額一億八千万円を二億六千万円に増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改めんとするものであり、趣旨は適当なものと認められる。

二、費用

本法施行に伴う国の奄美群島復興信用基金に対する出資額として、昭和三十六年度一般会計予算に八千万円が計上されている。

審査報告書

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

地方行政 増原 恵吉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公営企業金融公庫の業務運営を一層充実し、地方公共団体の公営企業を円滑に推進するため、現在の資本金十八億円を三億円増額し、二十一億円にしうとするもので、その趣旨は適当なものと認められる。

二、費用

本法施行のため、昭和三十六年度産業投資特別会計に公営企業金融公庫出資金として三億円が計上されている。

審査報告書

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

地方行政 増原 恵吉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、町村合併を行なつた市町村の建設の現況にかんがみ、新市町村建設促進法の規定中新市町村建設計画の実施の促進に關するものの有効期間を延長する等の措置を講じようとするものであつて、適当なものと認められる。

二、費用

本法施行に伴う費用として昭和三十六年度一般会計予算に六千五百五十万五千円が計上されている。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月二十三日

通信委員長 鈴木 恭一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

大法案は、最近における経済事情の推移にかんがみ、簡易生命保険の保険金の最高制限額を昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は五十万円に引き上げるとともに、最近における国民死亡率の低下の傾向にかんがみ、保険料の計算の基礎を改めようとするもの等であり、適当な措置と認める。

なお別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

別に要しない。

附帯決議

政府は簡易保険事業の特質に鑑み、加入者に対する福祉施設を整備拡充するとともに、速かにこれがために必要な措置を講ずべきである。右決議する。

審査報告書

自治省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日 参議院會議録第十七号

昭和三十六年三月二十三日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長松野 鶴平殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法律案は、地方財務會計制度調査会の審議状況にかんがみ、同調査会の設置期限を昭和三十七年三月三十一日まで一年間延長し、うとするものであつて、その措置はおおむね妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う費用は百三十九万一千円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

参議院會議録第十五号中正誤

ベジ段 行 誤 正

三三 二六 棚橋小虎君 棚橋小虎君
外二名発議 外三名発議

参議院會議録第十六号(その一)中正誤

ベジ段 行 誤 正

三四 三三 棚橋小虎君 棚橋小虎君
外二名発議 外三名発議

明治三十五年 三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し紙質紙は二十円)
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一 五
報録